

上牧町地域防災計画

2022年（令和4年）11月

上牧町防災会議

上牧町地域防災計画

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の概要	2
第3節 防災の基本方針（防災ビジョン）	4
第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第5節 地域の自然的・社会的条件	18
第6節 災害特性と課題	24
第2章 災害予防計画	37
第1節 災害軽減のための計画	37
第1項 水害予防計画	37
第2項 土砂災害予防計画	40
第3項 火災予防計画	43
第4項 農林業災害予防計画	45
第2節 災害に強いまちづくり計画	46
第1項 防災拠点整備計画	46
第2項 防災都市計画	49
第3項 建築物災害予防計画	51
第4項 道路施設災害予防計画	53
第5項 文化財災害予防計画	54
第6項 危険物等災害予防計画	55
第7項 廃棄物処理施設等整備計画	57
第8項 火葬場等の確保計画	58
第3節 災害に強いひとづくり計画	59
第1項 防災訓練計画	59
第2項 防災知識普及計画	61
第3項 要配慮者対策計画	65
第4項 自治会（自主防災組織）等整備計画	71
第5項 消防団強化計画	74
第6項 災害ボランティアの環境整備計画	76
第4節 災害抑止のための計画	78
第1項 情報収集・連絡体制整備計画	78
第2項 防災資機材等整備計画	81
第3項 防災体制等整備計画	82

第4項	防災拠点機能の整備.....	85
第5項	避難体制整備計画.....	86
第6項	救急・救助体制整備計画.....	96
第7項	医療救護体制整備計画.....	98
第8項	緊急輸送体制整備計画.....	100
第9項	食料、生活必需品確保体制整備計画.....	102
第10項	相互応援体制整備計画.....	104
第5節	ライフラインに関する計画.....	106
第1項	電気通信設備等災害予防計画.....	106
第2項	電力施設災害予防計画.....	108
第3項	ガス施設災害予防計画.....	109
第4項	上水道施設災害予防計画.....	110
第5項	下水道施設災害予防計画.....	112
第6節	地震災害予防計画.....	114
第1項	地震防災緊急事業五箇年計画.....	114
第2項	二次災害防止体制の整備計画.....	115
第3章	災害応急対策計画.....	118
第1節	災害発生直前の対策.....	118
第1項	災害未然防止対策.....	118
第2項	気象予警報等の把握.....	120
第3項	地震情報等の把握.....	128
第2節	活動体制の確立.....	133
第1項	防災組織.....	133
第2項	災害対策組織計画.....	135
第3項	動員配備計画.....	140
第4項	支援体制の整備計画.....	143
第3節	災害救助法の適用.....	144
第1項	災害救助法適用計画.....	144
第4節	情報通信に関する計画.....	146
第1項	通信計画.....	146
第2項	災害情報の収集・伝達計画.....	149
第3項	災害広報計画.....	155
第5節	災害現場に関する計画.....	157
第1項	水防計画.....	157
第2項	消防計画.....	163
第6節	交通関連等に関する計画.....	165

第1項	緊急輸送計画	165
第2項	交通対策計画	168
第3項	道路施設応急対策計画	170
第4項	障害物の除去計画	172
第5項	災害警備計画	174
第7節	避難救助等に関する計画	176
第1項	避難行動計画	176
第2項	避難生活計画	186
第3項	救急、救助活動計画	191
第4項	行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋葬計画	193
第8節	民生安定に関する計画	195
第1項	食料、生活必需品供給計画	195
第2項	給水計画	199
第3項	医療助産対策計画	201
第4項	文教対策計画	205
第5項	住宅対策計画	207
第6項	文化財応急対策計画	209
第9節	衛生に関する計画	210
第1項	防疫、保健衛生計画	210
第2項	廃棄物処理計画	212
第10節	応援協力等に関する計画	214
第1項	自衛隊の派遣要請計画	214
第2項	県及び市町村等に対する応援要請計画	218
第3項	災害ボランティア活用計画	220
第4項	労務供給計画	222
第11節	ライフラインに関する計画	225
第1項	通信施設応急対策計画	225
第2項	電力施設応急対策計画	227
第3項	ガス施設応急対策計画	229
第4項	上水道施設応急対策計画	230
第5項	下水道施設応急対策計画	231
第4章	地震災害応急対策計画	232
第1節	震災時の応急対策のための体制	232
第1項	防災組織	232
第2項	動員配備計画	234
第2節	震災時の現場活動に関する計画	236

第1項	被災建築物・宅地の危険度判定.....	236
第2項	二次災害の防止に関する計画.....	238
第5章	事故災害応急対策計画.....	239
第1節	基本的考え方及び事故災害発生時の体制.....	239
第2節	活動体制の確立.....	241
第3節	応急活動.....	245
第4節	原子力災害応急対策.....	247
第6章	災害復旧計画.....	248
第1節	公共施設の災害復旧.....	248
第2節	被災中小企業等の復興対策.....	250
第3節	被災者の生活再建支援計画.....	251
第1項	被災者への相談窓口の設置.....	251
第2項	生活確保資金の融資等.....	252
第3項	税の減免等.....	255
第4項	雇用の確保.....	256
第5項	災害公営住宅の建設、住宅資金の融資.....	257
第6項	罹災証明書の発行.....	259
第7項	義援金の受入・配分.....	261
第8項	郵政事業の特例措置.....	262
第4節	災害復旧・復興.....	263
第7章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	265
第1節	総則.....	265
第2節	南海トラフ地震臨時情報に対する措置.....	267
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	269
第4節	防災訓練計画等.....	270
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画.....	271
第6節	地域防災力の向上に関する計画.....	273
第7節	広域かつ甚大な被害への備え.....	274
第8節	災害対策本部等の設置.....	276
第9節	地震発生時の応急対策等.....	277
第10節	支援・受援体制の整備.....	278

第Ⅰ章 総則

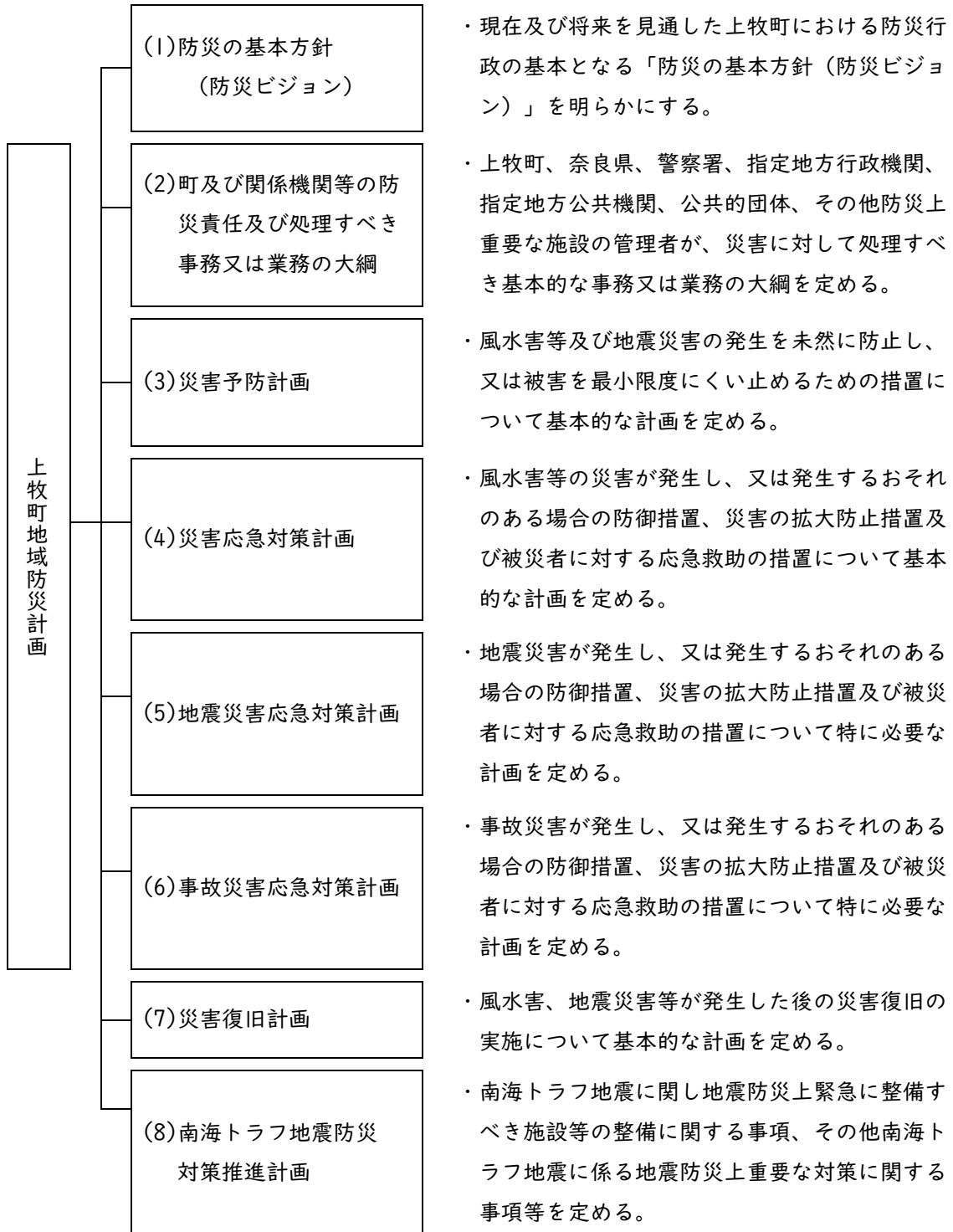
第Ⅰ節 目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条」及び「上牧町防災会議条例（昭和 37 年条例第 17 号）」の規定に基づき、上牧町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、町の処理すべき事務又は業務を中心に、関係機関等の協力を得て総合的な災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施し、もって防災の万全を期すことを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の内容

この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎に災害を想定し、次の事項について定めるものとする。



2 計画の修正

この計画は、「災害対策基本法第42条」の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

なお、修正した際には、県に報告するとともに、その要旨を住民に公表する。

3 計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び防災関係各機関に周知徹底し、計画のうち特に必要と認められるものについては、住民にも周知徹底するものとする。

4 細部計画の作成

この計画に基づく諸活動を実施するための細部計画については、本町各部課、防災関係各機関などにおいてあらかじめ定めておくものとする。なお、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

5 地区防災計画の運用

住民は、地区防災計画を定めたときは、上牧町防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえた防災事業に関する計画内容の決定や変更を提案することができる。

また、上牧町防災会議は、住民より提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3節 防災の基本方針（防災ビジョン）

防災の基本方針（防災ビジョン）は、町の防災行政を進める上で考慮すべき地域条件や災害の特性、防災対策の目的・基本目標、さらには防災施策の大綱等を明らかにしたものである。このうち防災施策の大綱については、災害予防計画の前提となるべきものである。

1 防災対策の目的

町の区域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保すること及び被害の最小化(減災)を目的とする。

2 防災対策の基本目標

- | |
|-------------------|
| (1) 災害に強いまちづくり |
| (2) 災害に強いひとづくり |
| (3) 災害に強い組織・体制づくり |

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造を持ち、防災機器等の配備されたまちづくりを目指し、次のような機能強化を目標とした施設の整備と充実に努める。

- ① 災害を発生させない機能
- ② 災害を拡大させない機能
- ③ 安全地帯を維持確保する機能

(2) 災害に強いひとづくり

「ひと」とは、住民及び防災関係機関の職員をいう。防災に深い関心と理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できるように、次のような人の育成を目標として、個人一人ひとりの災害対応力のレベルアップに努める。また、女性の参画の視点に立った防災対策を推進し、防災力の強化を図る。

- ① 災害から自分自身を守ることができる。
- ② 災害時に家族や隣人等の安全に配慮する。
- ③ 災害時に率先して防災活動に協力・従事する。
- ④ 防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行う。

(3) 災害に強い組織・体制づくり

災害に強いもの（施設、機器）とひと（住民、職員）がそろっていても、災害時にその両者が有機的に結合しなければその効果は半減してしまう。

災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目標として、防災体制の強化に努める。

- ① 計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
- ② 適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施

3 防災施策の大綱

災害に強いまちづくり

(1) 水害対策

要水防区域を有する河川、内水氾濫を生じやすい低地、老朽ため池、排水不良地などにおいて、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、危険箇所の改修補強など治水施設等の整備を促進する。

(2) 土砂災害対策

山地・丘陵地における切り盛り造成斜面の崩壊及び急傾斜の山地斜面における崩壊の防止に関しては、国、県及び防災関係機関との協議に基づき、災害防止工事の推進を図る。

(3) 地震災害対策

大地震時の震動による災害を防止するため、耐震建築物の建設、擁壁・法面、ライフラインの補強強化について平常時から指導・徹底するように努める。また、被災時における復旧手順を綿密に計画するよう関係機関に要請する。

災害に強いひとづくり

(4) 防災意識の高揚

災害時には、住民一人ひとりが防災に対する正しい知識と対処方法をもっていることが重要である。そのため、あらゆる機会をとらえて防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(5) 要配慮者対策

高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者対策への対応を強化するため、日常から要配慮者に関する情報の把握を行うとともに、関係施設における防災対策の確立を図る。

また、近隣での相互扶助体制を醸成するなど、地域コミュニティの活用を図る。

(6) 自治会（自主防災組織）の形成

自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進め、住民参加による自立的な防災体制を確立するため、地域の実情に即した自治会（自主防災組織）の育成を図る。

(7) 事業者対策

大規模な事業所や施設については、自主防災計画の策定ならびに自衛消防隊など自治会（自主防災組織）の育成・強化を促す。特に、第一種大規模小売店舗など不特定多数の買物客等が利用する施設では、非常事態において従業員が適切な避難誘導を行えるように指導する。

(8) ボランティア活動支援

災害時においてボランティア活動が効果的に行われるよう関係機関・関係団体と連携を図りながら、その活動を支援するための環境整備に努める。

災害に強い組織・体制づくり

(9) 消防対策

広域火災や地震時における同時多発火災を防止するため、木造住宅密集地、危険物製造・取扱所等については、平素から火気器具・危険物取扱の管理指導の徹底を図る。また、消防力を強化するため、消防機関に対し消防装備の近代化、消防情報処理体制の強化を要請するとともに、町における消防団の育成と訓練を積極的に展開する。

(10) 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備は、災害発生の防止及び被害軽減に特に重要であるため、防災機器の増強、システム化、科学化及び情報連絡・人員配置等の体制の整備・強化を図り、迅速かつ的確な防災活動の実施に努める。

(11) 備蓄対策

防災対策用資機材ならびに応急食料等の備蓄を進め、災害時に効果的に機能させるように努める。

(12) 警戒避難対策

より安全な避難場所、広域避難地及び避難路の検討を行い、避難の安全性向上を図る。また、住民の自主的な相互協力が得られるように、平常時から広報と啓発の徹底、避難場所等への適切な誘導標識の設置、町内各地区の特性に応じた警戒避難体制を検討する。

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

上牧町、奈良県、西和警察署、上牧町の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 上牧町

機関名	災害予防
上牧町	1 町防災会議に関する事務
	2 気象予警報の伝達
	3 防災知識の普及
	4 住民による自治会（自主防災組織）等の育成及び防災資機材の整備
	5 防災訓練・避難訓練の実施
	6 防災活動体制・通信体制の整備
	7 消防力・消防水利等の整備
	8 救急・救助体制の整備
	9 危険物施設等の災害予防
	10 公共建築物・公共施設の強化
	11 都市の防災構造の強化
	12 上水道の確保体制の整備
	13 避難計画の作成及び避難所等の整備
	14 ボランティア活動支援の環境の整備
	15 要配慮者の安全確保体制の整備
	16 食料、飲料水、生活必需品の備蓄
	17 防疫予防体制の整備
	18 廃棄物処理体制の整備
	19 火葬場等の確保体制の整備
	災害応急対策
	1 町災害対策本部に関する事務
	2 災害対策要員の動員
	3 早期災害情報・被害状況等の報告
	4 ヘリコプターの受入準備
	5 災害広報
	6 消防、救急救助、水防等の応急措置
	7 被災者の救出・救難・救助等
	8 ボランティアの活動支援
	9 要配慮者の福祉的処遇
	10 避難の指示
	11 避難所の設置・運営
	12 災害時における交通・輸送の確保
	13 食料、飲料水、生活必需品の供給
	14 危険物施設等の応急対策
	15 防疫等応急保健衛生対策
	16 遺体の捜索、火葬等
	17 廃棄物の処理及び清掃

	18 災害時における文教対策 19 復旧資材の確保 20 被災施設の応急対策 21 義援金の募集活動の支援
	災害復旧・復興
	1 被災施設の復旧 2 義援金の配分の支援 3 その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

2 県の機関

機関名	災害予防
奈良県	1 防災に関する組織の整備・改善 2 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4 災害危険箇所の災害防止対策 5 防災に関する施設・設備の整備、点検 6 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10 自治会（自主防災組織）等の育成支援 11 ボランティア活動の環境整備 12 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 14 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施
	災害応急対策
	1 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 3 災害救助法の運用 4 消火・水防等の応急措置活動 5 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7 緊急輸送体制の確保 8 緊急物資の調達・供給 9 災害を受けた児童、生徒の応急教育 10 施設、設備の応急復旧 11 県民への広報活動 12 ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 13 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施
	災害復旧・復興
	1 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2 民生の安定化策の実施

第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

	3 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4 義援金の受入・配分等に関する計画 5 その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施
機関名	災害予防
奈良県警察本部 (西和警察署)	1 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3 道路実態の把握と交通規則の策定 4 防災訓練の実施 5 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動
	災害応急対策
	1 被害の実態把握 2 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3 行方不明者の捜索 4 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5 死体の調査又は検視 6 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8 広報活動 9 関係機関の行う応急対策に対する援助活動
	災害復旧・復興
	1 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2 交通信号施設等の復旧 3 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
機関名	災害予防
高田土木事務所	1 所管公共土木施設の耐震化と整備 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定 4 地震被災建築物の応急危険度判定士体制の整備 5 公共建築物の耐震性能向上 6 火災拡大要因の除去 7 緊急輸送網の整備 8 都市の防災構造の強化
	災害応急対策
	1 被災公共土木施設の応急対策 2 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3 応急仮設住宅の建設 4 被災建築物の応急危険度判定
	災害復旧・復興
	1 被災公共土木施設の復旧 2 被災公共建築物の復旧
機関名	災害予防
中和保健所	1 初期医療救護体制の整備 2 後方医療体制の整備 3 医薬品等の確保体制の整備 4 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制整備

	5 防疫予防体制の整備 6 上水道の確保体制の整備 7 火葬場等の確保体制の整備
	災害応急対策
	1 医療、助産救護 2 医療ボランティア 3 防疫等応急保健衛生対策 4 給水対策
	災害復旧・復興
	1 被災医療、保健衛生施設の復旧

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防
近畿管区警察局	1 近畿管区広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2 気象予警報の伝達 3 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整
	災害応急対策
	1 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
機関名	災害予防
近畿総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の管理 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
	災害応急対策
	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し
機関名	災害復旧・復興
近畿財務局 奈良財務事務所	1 災害復旧事業費査定の立会 2 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3 地方公共団体に対する単独災害復旧事業債(起債分)の審査及び災害融資 4 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 5 国有財産の無償貸付等に関する事
機関名	災害応急対策
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
機関名	災害予防
奈良労働局	1 工場、事業場における産業災害防止の指導監督
	災害応急対策
	1 災害応急対策に要する労務の確保に関する事
	災害復旧・復興
	1 職業の斡旋 2 雇用保険料の納期の延長に関する事 3 雇用給付金の支給等に関する事

機関名	災害予防
近畿農政局	1 農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成 2 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導
	災害応急対策
	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害の防除指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策
	災害復旧・復興
	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策
	機関名
近畿中国森林 管理局	1 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2 治山施設等による災害予防
	災害応急対策
	1 災害対策用復旧用材の供給
	災害復旧・復興
	1 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
機関名	災害応急対策
近畿経済産業局	1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給確保 3 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
	災害復旧・復興
	1 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガスの復旧支援
機関名	災害予防
中部近畿 産業保安監督部 近畿支部	1 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3 鉱山の保安に関する業務の指導監督
	災害応急対策
	1 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3 鉱山における危害の防止、施設の保安及び鉱害の防止についての保安の確保
	災害復旧・復興
1 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2 被災鉱山への復旧対策支援	
機関名	災害予防
近畿地方整備局	1 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

	4 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
	災害応急対策
	1 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関する こと
	2 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
	3 災害対応の応援
	災害復旧・復興
	1 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
機関名	災害予防
近畿運輸局	1 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
	災害応急対策
	1 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
	2 災害時における交通機関利用者への情報の提供
	3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための 調整
	4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請
	5 特に必要があると認める場合の輸送命令
機関名	災害予防
大阪航空局 八尾空港事務所	1 航空機を使用した防災訓練の調整及び指導
	災害応急対策
	1 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達
	2 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整
機関名	災害予防
近畿地方測量部	1 地理空間情報の提供
	2 地理情報システムの活用支援
	3 防災地理情報の整備
	災害応急対策
	1 地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供
	災害復旧・復興
	1 復旧測量等の実施及び支援
機関名	災害予防
奈良地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
	2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） 及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	災害応急対策
	1 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用
	2 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説 （職員の派遣等）
	災害復旧・復興
	1 被災地域への支援情報の提供
機関名	災害応急対策

大阪海上 保安監部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集 2 被災者の捜索救助活動 3 被災者等の搬送 4 救援物資の輸送
機関名	災害復旧・復興
近畿地方 環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関する事 2 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整
機関名	災害応急対策
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関する事 2 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関する事

4 自衛隊

機関名	災害予防
陸上自衛隊 第4施設団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2 防災訓練等への参加
	災害応急対策
	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等の捜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療・救護・防疫 8 人員及び物資の緊急輸送 9 給食及び給水 10 入浴支援 11 救援物資の無償貸与及び譲与 12 危険物の保安及び除去等
	災害復旧・復興
	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧対策の支援

5 指定公共機関

機関名	災害応急対策
日本郵便株式会社	1 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災者宛て救助用郵便物等の料金免除 4 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
機関名	災害予防
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	1 電気通信設備の保全と整備 2 気象情報の伝達
	災害応急対策
	1 電気通信設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信の調整
	災害復旧・復興
1 被災電気通信設備の災害復旧	
機関名	災害予防
日本赤十字社奈良県支部	1 医療救護班の派遣準備 2 被災者に対する救援物資の備蓄 3 血液製剤の確保及び供給体制の整備
	災害応急対策
	1 災害時における医療救護 2 避難所での生活環境の整備及びこころのケア 3 防災ボランティアの派遣 4 血液製剤の確保及び供給 5 救援物資の配分
	災害復旧・復興
	1 義援金の受入・配分の連絡調整
機関名	災害予防
日本放送協会（奈良放送局）	1 放送施設の保全と整備 2 気象予警報等の放送
	災害応急対策
	1 気象情報等及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策
	災害復旧・復興
	1 被災放送施設の復旧
機関名	災害予防
西日本高速道路株式会社（関西支社）	1 高速自動車国道等の保全と整備
	災害応急対策
	1 高速自動車国道等の応急対策
	災害復旧・復興
1 高速自動車国道等の復旧	
機関名	災害予防
大阪ガスネットワーク株式会社	1 ガスの供給施設の保全と防災管理
	災害応急対策
	1 ガス供給施設の応急対策

北東部事業部	2 災害時における供給対策
	災害復旧・復興
	1 被災ガス供給施設の復旧
機関名	災害予防
関西電力株式会社（奈良支社） 関西電力送配電株式会社（奈良支社）	1 電力施設の保全
	2 気象観測についての協力
	災害応急対策
	1 災害時における電力供給対策
	2 電力施設の応急対策
	災害復旧・復興
	1 被災電力施設の復旧

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防
奈良交通株式会社	1 輸送施設等の保全と整備
	災害応急対策
	1 災害時における交通輸送の確保
	2 輸送施設等の災害応急対策
	災害復旧・復興
	1 被災輸送施設等の復旧
機関名	災害予防
一般社団法人奈良県LPガス協会	1 LPガスによる災害の防止
	災害応急対策
	1 LPガスによる災害の応急対策
	災害復旧・復興
	1 LPガスの災害復旧
機関名	災害応急対策
公益社団法人奈良県トラック協会	1 緊急物資の輸送
	2 緊急輸送車両の確保

7 消防機関

機関名	災害予防
奈良県広域消防組合 西和消防署 上牧町消防団	1 災害の警備及び警戒防御
	2 火災予防及び規制又は指導
	災害応急対策
	1 水防、消防その他の応急措置
	2 被災者の救難、救助

8 住民及び事業者の責務

広域的災害や大規模災害が発生した場合、公的な防災機関は、その総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。

こうした実情を踏まえ、住民及び事業者（事業所）は、「自らの安全は自らの手で守る」という認識に立ち、日頃から災害に対する予防措置を講じるとともに、災害時には防災機関の協力と指導のもとに可能な限り応急・復旧対策を実施し、地域の防災に寄与するように努めなければならない。

また、地域の事業者（事業所）は、自治会等と緊密な連携をとり、防災活動の推進に協力するものとする。

(1) 住民の果たすべき役割

災害による被害を軽減するため、火災などの二次的災害の防止に努め、住民による自治会（自主防災組織）などの組織的な防災体制の確立を図る。

① 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域固有の災害危険性の理解と認識
- ウ 家屋・ブロック塀の点検と補強（耐震性の促進）、家具の転倒防止対策
- エ 火気器具等の安全点検と火災予防措置
- オ 集合場所、避難路、避難場所の確認
- カ 飲料水、食料、生活必需品等の一週間程度の備蓄（非常用持出し3日分）
- キ 各種防災訓練への参加（初期消火、救出、応急救護処置要領、避難等）

② 災害発生時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 出火防止措置及び初期消火の実施
- ウ 適切な避難の実施
- エ 組織的な応急・復旧活動への参加と協力

(2) 自治会（自主防災組織）の果たすべき役割

地域における防災対策は、自治会（自主防災組織）のもとで、住民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。

地域の実情に即した住民の組織力を強化し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

① 平常時から実施する事項

- ア 自治会（自主防災組織）の指導者（リーダー）の養成と組織的活動の活性化
- イ 地域内における危険箇所の点検や防災関連施設の確認
- ウ 各種防災訓練の実施（初期消火、救出、避難等）
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- オ 防災に関する知識の普及・啓発

カ 防災計画書の作成

② 災害発生時に実施が必要となる事項

- ア 適切な情報の収集及び伝達と住民に対する広報活動
- イ 初期消火及び延焼防止の実施
- ウ 適切な避難誘導と避難所運営体制の確立
- エ 負傷者や要配慮者の救出・救護
- オ 飲料水、食料等の救援物資の仕分け及び炊出しの支援、協力
- カ 被災地の保全と防犯活動

(3) 事業者の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより、従業員、利用者等の安全を確保するほか、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

① 平常時から実施する事項

- ア 防災責任者の育成
- イ 建築物の耐震化の促進
- ウ 施設、設備の安全管理
- エ 防災訓練の実施
- オ 従業員に対する防災に関する知識の普及
- カ 自衛防災組織の結成と防災計画の作成
- キ 防災用資機材の備蓄及び管理
- ク 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ケ 広告、外装材等の落下防止

② 災害発生時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 初期消火の実施
- ウ 従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援

第5節 地域の自然的・社会的条件

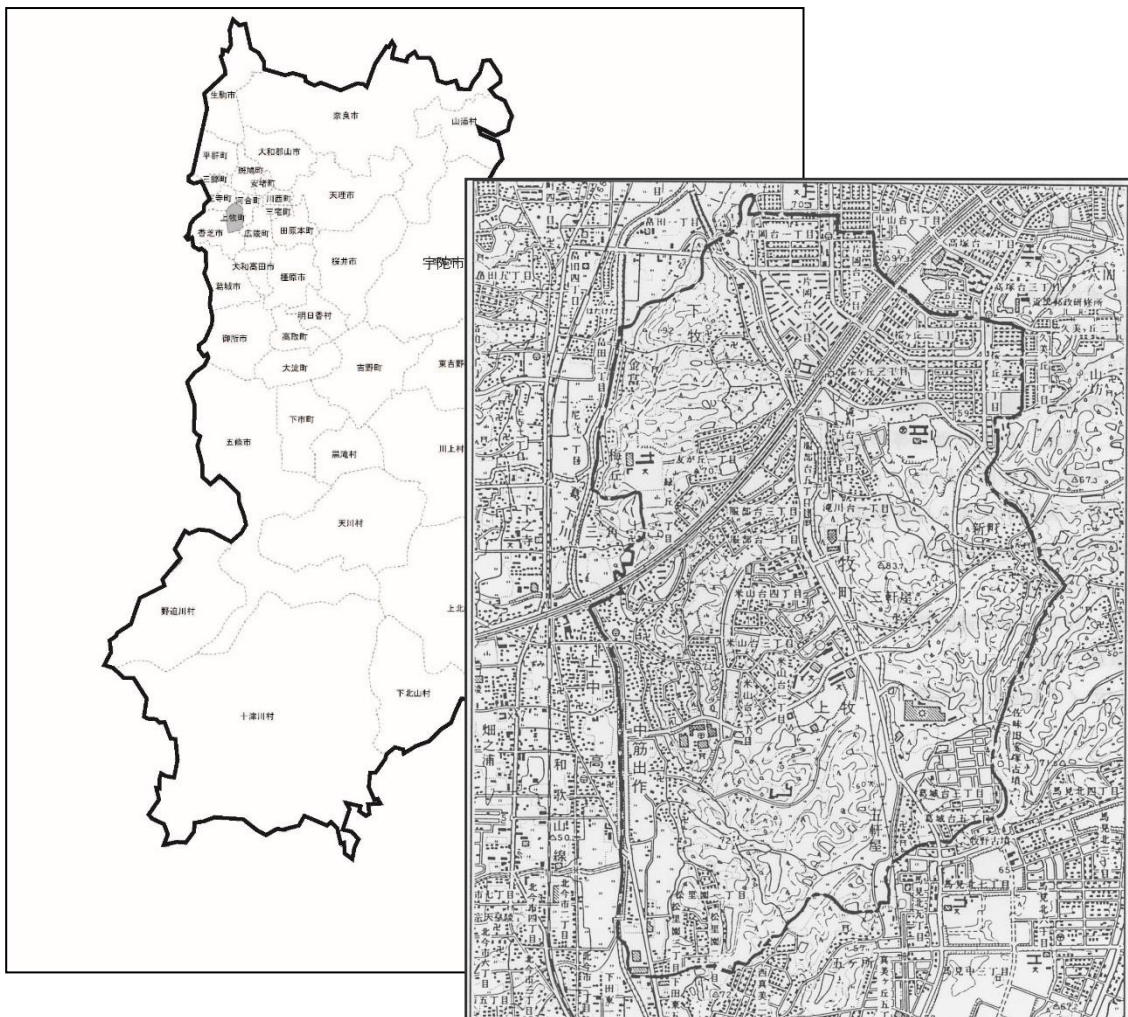
災害は毎年のように種々の形態のものが発生し、多くの人命や財産が失われている。このような災害の原因となる異常気象や大地震の発生は防衛し得ないとしても、被害を可能な限り軽減することはできる。そのためには、町の自然的特性と社会的特性を的確に把握し、かつこれらの特性に基づく防災上の問題点を事前に整理して、現在と将来を見通した防災計画を策定することが必要である。

1 自然的条件

(1) 位置

上牧町は、奈良盆地の西部に位置し、馬見丘陵の西端を流れる葛下川の東岸に沿い、町の中央部は東経134度43分20秒、北緯34度33分40秒である。

町の区域は、東西2.1km、南北3.6kmのほぼ長方形で、総面積は6.14km²である。北は王寺町、北東は河合町に接しており、南は一部広陵町に、西は葛下川を挟んで香芝市に接している。



(2) 地形、地質

① 地形

上牧町の地形は、馬見丘陵の小起伏地帯に属し、大きくは丘陵部（台地部）、低地部の2つに分けることができる。

上牧町の西境には葛下川が北流し、その沿岸に低地がみられる。また、町の中央部を滝川が北流し、その本流沿岸が谷底低地となっている。他の大部分は丘陵地・台地であり、滝川の支流や上流部は丘陵を刻む樹枝状の小さな谷となっている。

ア 丘陵部（台地部）

丘陵部（台地部）は、町の東西に位置する丘陵地・台地と、その丘陵地・台地を住宅開発のため造成した人工改変地からなる。丘陵地は町の西側に北部から南部にかけて広がり、その中央部に人工改変地がみられる。町の東側は西側よりもゆるやかな台地で、北部及び南部が人工改変地となっている。

イ 低地部

低地部は谷底低地、山麓緩斜面、沖積錐・崖錐及び一部の人工改変地からなる。谷底低地は、滝川沿岸低地と葛下川沿岸低地、丘陵を刻む樹枝状の小谷部分からなっている。山麓緩斜面は東部丘陵地に多くみられ、沖積錐・崖錐は東の丘陵地の西麓にみられる。既成集落は、丘陵のすそ野部で湧水が得やすい沖積錐・崖錐部と山麓緩斜面に集積していた。

- 谷底低地－河川の浸食によりできた谷が、その後の河川の堆積作用で埋積され、谷底に形成された平らな低地。
- 山麓緩斜面－山地や丘陵地の山麓部に形成された傾斜の緩やかな部分。成因は一定ではないが、つぎの沖積錐・崖錐よりは、概して傾斜が緩い。
- 沖積錐・崖錐－山麓の急斜面や崖の下に、崩壊岩石・土砂などが堆積して形成された斜面。上の山麓緩斜面よりは、概して形成年代が新しく、傾斜も急である。

※上牧町の地形分類図：資料編参照

② 地質

上牧町の丘陵地（この場合人工改変地も含む）や山麓緩斜面のほとんどは、砂・粘土層からなり、谷底平野は砂がち堆積物である。この他、町西北部の沖積錐・崖錐を含む丘陵地部分が、変成岩類の片麻岩である。

- 砂・粘土層（半固結堆積物）－礫層・砂層・泥層からなる大阪層群相当層で、奈良盆地周辺の丘陵地である馬見累層に属する。
- 砂がち堆積物（未固結堆積物）－未固結の礫・砂・泥からなり、奈良盆地のほかは山間の小盆地ならびに河川に沿った地域に分布する。
- 片麻岩（変成岩類）－堆積岩起源の変成岩と花崗岩類中の片麻状構造を明らかに示すものをいう。

※上牧町の表層地質図：資料編参照

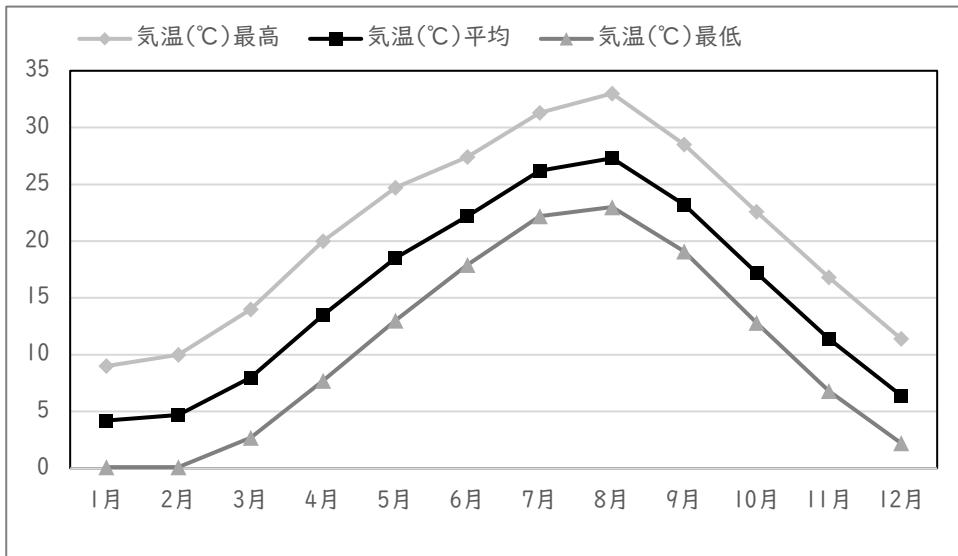
③ 気象

上牧町は奈良盆地の西部にあり、年平均気温は 15℃程度と総じて温暖であるが、近畿中部の内陸に位置しているため、8月の日平均気温の月平均は、27.3℃、1月の日平均気温の月平均は、4.2℃と、季節による寒暖の差が多少大きい。

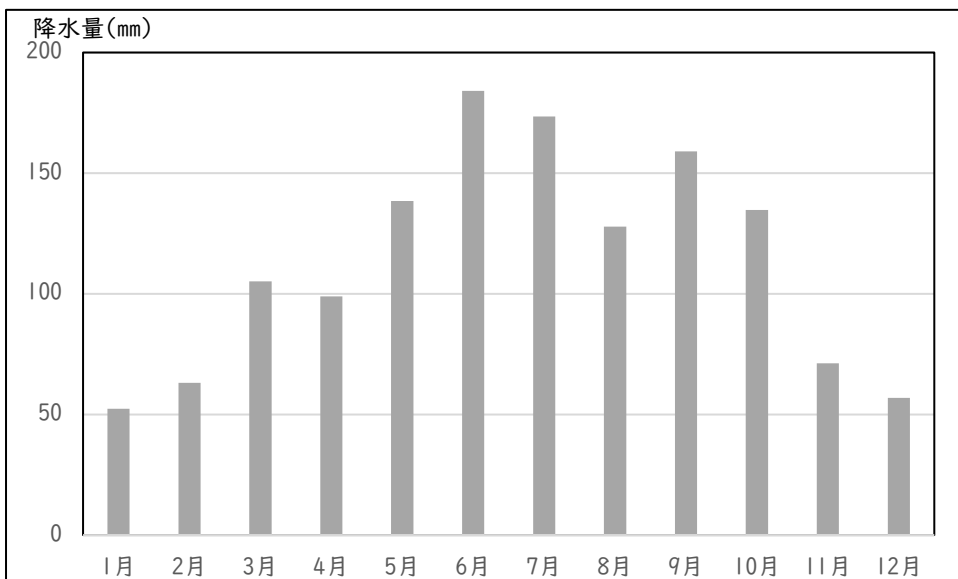
また、年間降水量は平均 1,300 mm程度であり、県南部の山岳地帯と比較して相対的に少ないといえるが、梅雨期の6～7月と台風期の9月に降水量が多くなる傾向がある。

以上の気象条件から自然災害は少なく、台風や低気圧の影響を直接受けることも稀である。しかし、近年は宅地造成等の都市化に伴い、大雨など異常気象時における土砂崩れ、内水氾濫等の災害発生の危険性は増大している。

■奈良の気温の平年値（1991年～2020年）



■奈良の降水量の平年値（1991年～2020年）



2 社会的条件

(1) 人口

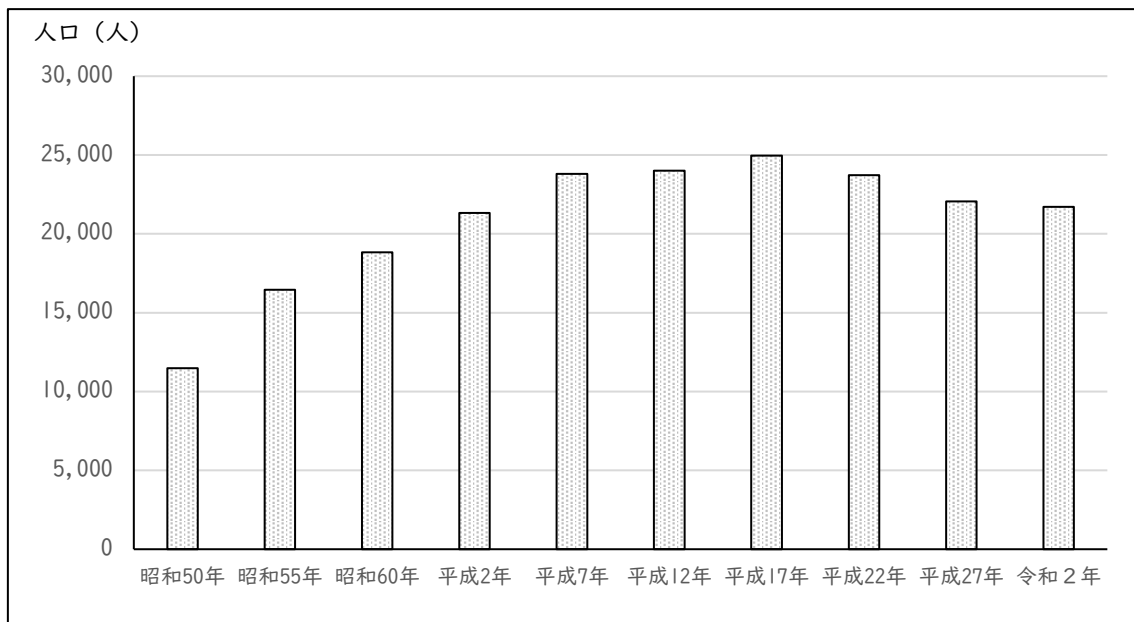
上牧町の人口は、昭和47年の町制実施以前は4,400人程度で推移し、ほとんど増減のない状態が続いていた。

その後、高度成長に伴う大都市周辺のドーナツ化現象の影響を受け、昭和46年の西大和ニュータウンの開発を機に宅地造成が進んだ結果、人口は増加の一途をたどり、昭和50年の国勢調査時には11,488人(対前回増加率156.5%)、昭和55年16,452人(同43.1%)、昭和60年18,826人(同14.4%)、平成2年21,336人(同13.3%)、平成7年23,811人(同11.6%)、平成12年24,005人(同0.8%)、平成17年24,953人(同3.9%)と急激な増加を示した。

特に昭和45年から50年までの増加率は、西大和ニュータウン公団住宅の入居開始の影響により、5年間で150%を上回る増加率を記録した。

ただし、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少など、全国的な傾向と同調し、平成17年をピークに人口は減少傾向に転じており、平成22年23,728人(対前回減少率4.9%)、平成27年22,054人(同7.1%)、令和2年21,714人(同1.5%)となっている。

■上牧町の人口の推移(国勢調査)



(2) 土地利用の変遷

① 昭和20年代前半

昭和20年代前半の市街地（集落地）は、周辺部の下牧、北上牧、中筋出作、五軒屋、新村の各集落と中央部にある三軒屋の集落が分散的に成立している程度であった。

農用地は町の中央部を流れる滝川沿いを中心として、丘陵部の谷筋に入り込む田と、西部の葛下川沿いの田が大部分を占めていた。北部や南部の丘陵部には、果樹園や畑がみられた。

森林は、町の両側の丘陵部を中心に広がり、農用地も合わせると緑が非常に豊かであった。丘陵部の谷筋には、ため池が多く分布しており、葛下川や滝川も護岸工事はされておらず、滝川は川幅も狭かった。

② 昭和50年代前半

昭和46年10月に北東部で西大和ニュータウンの開発が始まり、以降急速に宅地開発が進んだ。昭和50年代前半になると、北部の片岡台や中央部の服部、南部の松里園などに新しい住宅地が出現した。

また、この時期に北部の桜ヶ丘、服部の西名阪自動車道北側、中央部の上牧などでも宅地造成が行われたほか、下牧、北上牧、中筋出作、五軒屋、新町、三軒屋などの既成集落もその地域を拡大した。

農用地（田）は、谷筋の既成集落の拡大と宅地造成により減少したが、東部丘陵地の森林の多くが果樹園や畑に変わった。

この結果、森林は昭和20年代前半に比べて大きく減少した。また、宅地造成に伴い、ため池も減少した。葛下川両岸には護岸が築かれたが、滝川はまだ自然河道のままであった。

なお、昭和40年に開通した西名阪自動車道が上牧町の北部を横断したため、町域の一部が分断されることになった。

③ 現在

現在は、昭和50年代前半に比べてさらに市街地が拡大している。昭和50年代前半にはまだ住宅が立地していなかった桜ヶ丘や服部北部、上牧などの造成地にも住宅が多数建設され、地名が改められた。

これらの新興住宅地は既成集落と連続し、町の北東部から中西部にかけて一連の市街地となっている。また、南部は五軒屋の東側が造成され、住宅立地が進みつつある。

このような住宅地の拡大に伴い、公共用地も大きく増加し、学校をはじめ諸施設が整備された。また、南部には大規模な工場も立地している。住宅地や公共用地、工業用地の拡大に伴い、さらに森林の減少が進んでいる。

田は丘陵部に入り込んだ谷筋の部分が取り残された箇所と、町中央部から南部に

かけての滝川の周辺及び森林を取り囲む形で分布している。

葛下川と滝川にはコンクリート護岸が施され、滝川は川幅も広く改修されたが、流路は以前とほとんど変化していない。

また、ため池は宅地開発等に伴う人工改変によって埋め立てられた箇所がさらに増加している。

3 災害履歴

災害履歴（昭和・平成年代における奈良県の主な災害）を資料編に示す。

※災害履歴：資料編参照

第6節 災害特性と課題

1 風水害特性

上牧町は内陸性の気候であるが、総じて温暖であり、年間降水量の平年値は 1,300 mm 台と奈良県南部に比べて少ない。しかし、昭和 57 年の台風 10 号による水害等、これまで台風や低気圧に伴う大雨の被害にあったこともある。

上牧町には西部と中央部を葛下川と滝川が北流している。流域の谷底平野や丘陵部に入り込んだ谷は浸水の可能性がある。また、丘陵部は大規模な人工改変により保水力が低下し、豪雨に伴う崩壊土砂による災害の危険性が高まっているといえる。

よって、本計画の策定に当たっては、本町の地域特性及び過去の災害事例を考慮し、以下の風水害の発生を想定する。

(1) 水害

本町には町西端を流れる葛下川と町中央を流れる滝川という大和川水系の2つの河川がある。葛下川は葛城市、大和高田市、香芝市を經由して上牧町へ流下する河川であり、流域面積が比較的広い。よって、本河川の流域では浸水被害の発生する危険があり、奈良県によって浸水想定区域が指定されている。

平成 31 年 3 月、奈良県は新たに、葛下川等を対象に想定最大規模降雨での浸水想定区域を発表した。その結果、本町においても洪水浸水想定区域が指定されることになった。一方、滝川はほぼ本町の区域内を流下する河川であり、流域面積が狭く、浸水想定区域図も作成されていない。

葛下川及び滝川は、過去において浸水被害が発生したこともあり、近年における時間雨量 100mm を超える集中豪雨の発生という状況を踏まえるならば、集中豪雨による浸水被害が発生する事態を想定する必要がある。よって、過去に浸水被害が発生した区域を、本町において水害の発生する危険のある区域として想定する。

(2) 土砂災害

本町は、町域の大部分を丘陵地が占め、丘陵地の谷筋を流下する河川沿いの平坦地及び丘陵地を造成した地域等に住宅地が形成されている。また、丘陵地と平坦地の境となる地域の一部に急傾斜地があり、集中豪雨が発生した場合、崖崩れの発生する危険がある。

県は、町域に 7 箇所の急傾斜地崩壊危険区域を指定しているほか、11 箇所の土砂災害警戒区域を指定しており、そのうち 8 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定している。

したがって、これらの区域等を本町において土砂災害の発生する危険のある区域として想定する。

※急傾斜地崩壊危険箇所一覧：資料編参照

※急傾斜地崩壊危険区域一覧：資料編参照

※土砂災害警戒区域：資料編参照

2 地震災害特性

奈良県は、南海トラフ地震の発生が近い将来において予想される状況を踏まえて、県民の生命と財産を災害から守るため、地震被害等に関する必要な基礎資料を得ることを目的として、「第2次奈良県地震被害想定調査」を実施し、平成16年10月に公表している。

県の実施した調査を基に、上牧町において想定される地震被害を以下に整理する。

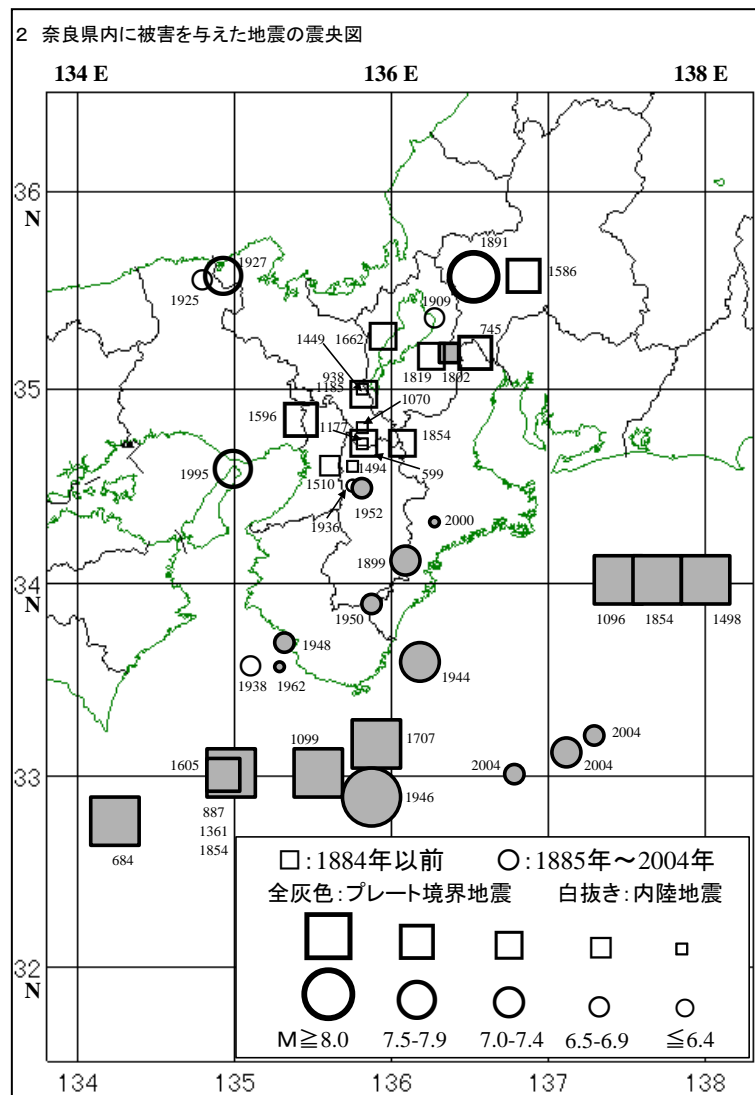
(1) 奈良県における地震特性

① 既往地震

第2次奈良県地震被害想定調査では、西暦416年から1884年までと1885年以降に分けて既往地震を整理している。

※奈良県の主な地震被害：資料編参照

図 奈良県内に被害を与えた地震（出典：奈良県地域防災計画震災対策計画編）



② 地盤の状況

県内の地盤を、土地分類基本調査の表層地質図・地形分類図等に基づく表層地盤及びボーリングデータ等により、道路示方書・同解説の地盤分類に基づき4種に分類している。

地盤分類の内容は、以下のとおりであり、上牧町は大部分が第2種地盤地域に属している。

■ 地盤分類

山間部 (1種地盤地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県南部及び東部の山間部では1種地盤が卓越している。 ・ 地震動を増幅しにくく、一般に堆積層が極めて浅く基盤岩深度が浅いため、液状化危険度判定の対象外地域である。
奈良盆地周縁部 (2種地盤地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盆地東縁や盆地北縁は地下水位面深度が深く液状化しにくい。しかしながらN値の低い砂質土層を比較的多く含む土質構成であるため、地下水位面深度によっては比較的液状化しやすい地域も存在する。
奈良盆地における3種地盤地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に緩傾斜扇状地と氾濫平野からなり、地震動を増幅させやすい。 ・ 盆地東部の大和川流域付近は、地下水位面深度が浅く、N値の低い砂質土層を多く含むため、液状化しやすい。 ・ 盆地を流れる河川の合流付近では、比較的多くの粘性土層を含むため、地盤は軟弱であるが比較的液状化しにくい。
奈良盆地における4種地盤地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良盆地中央部を流れる河川流域がこの地盤に当たり、全般的に氾濫平野である。 ・ この地域の表層地盤は、極めて軟弱であり、地震動の増幅度は高く液状化の危険度も高い。

※地盤種別区分図：資料編参照

③ 奈良県周辺の活断層

奈良県内の活断層は、生駒山周辺、奈良市内から天理市にかけて、奈良市西部、葛城山・金剛山周辺、県南部(中央構造線)その他に存在すると考えられている。また、これらの活断層に関する確実度、活動度は「新編 日本の活断層」(東京大学出版会)で評価されている。

※奈良県周辺の活断層：資料編参照

(2) 第2次奈良県地震被害想定結果及び上牧町の被害概要

① 想定地震

ア 内陸型地震

第2次地震被害想定調査では、以下の起震断層を想定している。

対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

イ 海溝型地震

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」で想定された東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースを想定している。

対象地震	想定 マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

② 奈良県全体の地震被害の特徴

区分	被害区分	被害規模	備考
内陸型地震 (注1)	地震動	県内で震度7から震度5強の揺れ	
	液状化	地盤の悪い地域では、液状化発生の可能性が高い	
	人的被害	死者：約5,200人、負傷者：約19,000人 (揺れの大きい奈良盆地東縁断層帯の場合、但し「揺れ」「斜面崩壊」「火災」の被害の合計)	死者の約85%が揺れによるもの、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの 負傷者の約90%が揺れ・液状化によるもの、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの
	建物被害	全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟	建物被害の約95%が揺れによるもの、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの
	避難者数	約435,000人	最大と見込まれる1週間後
	ライフライン被害	断水世帯：約434,000世帯 断水世帯率：89% 停電世帯：約486,000世帯 停電世帯率：ほぼ100% 都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯 供給支障世帯率：ほぼ100%	発生直後
その他	震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い 通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる。		
海溝型地震 (注2)	地震動	県内で震度6弱から震度5弱の揺れ 揺れは1分以上数分間続くこともある 特に最大震度6弱となるのは、県南部の7つの市町村	
	液状化	15の市町村では液状化発生の可能性が高い	
	人的被害	死者はわずか 負傷者は約400人	斜面崩壊による4人 大半は揺れ・液状化による
	建物被害	全壊は約1,250棟、半壊は約1,200棟	大半は液状化によるもの
	避難者数	約5,500人	1週間後が最大になる
	ライフライン被害	水道、電気、都市ガス、電話等のライフラインは、発生直後に施設被害により支障が出る世帯は10%程度	東南海・南海地震は、ライフラインの県外拠点等の広域被災等によりネットワーク障害が発生すると、電力、都市ガス、電話の機能が麻痺し復旧が長期化する可能性あり
その他	県南部の道路で斜面災害が発生した場合、住民や道路の通行者等が孤立化することも想定される 関東から九州まで広域で甚大な被害が発生するため、阪神・淡路大震災の時のように他府県から本県への応援は期待できない		

(注1) 奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯による地震の特徴について記載

なお、被害規模の数値は被害が最大となる奈良盆地東縁断層帯の被害量を記載

(注2) 東南海・南海地震同時発生の特徴について記載

※想定地震の震度分布図・液状化分布図：資料編参照

③ 上牧町における被害想定結果

上牧町における地震被害の特徴は、内陸型地震の被害が極めて大きく、とりわけ奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、あやめ池撓曲－松尾山断層、大和川断層帯による地震被害が大きくなっている。

ア 内陸型地震の被害想定結果

想定被害		断層名		奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯	木津川断層帯	あやめ池撓曲－松尾山断層	大和川断層帯	千股断層	名張断層
建物被害	建物半壊棟数A	742	808	808	399	743	782	545	540		
	建物棟数	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231
	建物半壊率(%)	9.01	9.82	9.82	4.85	9.03	9.50	6.62	6.56		
	建物全壊棟数B	627	865	865	63	630	784	196	183		
	建物全壊率(%)	7.62	10.51	10.51	0.77	7.65	9.52	2.38	2.22		
	建物被害棟数A+B	1,369	1,673	1,673	462	1,373	1,566	741	723		
	建物被害率(%)	16.63	20.33	20.33	5.61	16.68	19.03	9.00	8.78		
焼失建物	焼失棟数	70	83	83	0	70	72	29	30		
	焼失棟率(%)	0.85	1.01	1.01	0.00	0.85	0.87	0.35	0.36		
人的被害	死者数C	23	31	31	5	23	28	9	8		
	人口	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005
	死者率(%)	0.10	0.13	0.13	0.02	0.10	0.12	0.04	0.03		
	負傷者数D	332	430	430	76	333	395	149	144		
	負傷者率(%)	1.38	1.79	1.79	0.32	1.39	1.65	0.62	0.60		
	死傷者数C+D	355	461	461	81	356	423	158	152		
	死傷者率(%)	1.48	1.92	1.92	0.34	1.48	1.76	0.66	0.63		
	避難者数(直後)	3,951	5,085	5,085	675	3,965	4,709	1,577	1,501		
	避難者(直後)率(%)	16.46	21.18	21.18	2.81	16.52	19.62	6.57	6.25		
	避難者数(1週間後)	4,849	6,263	6,263	780	4,866	5,796	1,885	1,789		
	避難者数(1週間後)率(%)	20.20	26.09	26.09	3.25	20.27	24.14	7.85	7.45		

イ 海溝型地震の被害想定結果

想定被害		地震名		東南海・南海地震	東南海地震	南海地震	東海・東南海地震	東海・東南海・南海地震
		東南海・南海地震	東南海地震	南海地震	東海・東南海地震	東海・東南海・南海地震		
建物被害	建物全壊棟数	3	0	3	0	3	0	3
	建物棟数	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231	8,231
	建物全壊率(%)	0.04	0.00	0.04	0.00	0.04	0.00	0.04
	建物半壊棟数	5	0	4	0	5	0	5
	建物半壊率(%)	0.06	0.00	0.05	0.00	0.06	0.00	0.06
	建物被害棟数	8	0	7	0	8	0	8
	建物被害率(%)	0.10	0.00	0.09	0.00	0.10	0.00	0.10
焼失建物	焼失棟数	0	0	0	0	0	0	0
	焼失棟率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
人的被害	死者数	0	0	0	0	0	0	0
	人口	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005	24,005
	死者率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	死傷者数	0	0	0	0	0	0	0
	死傷者率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	避難者数(直後)	23	0	22	0	23	0	23
	避難者(直後)率(%)	0.10	0.00	0.09	0.00	0.10	0.00	0.10
	避難者数(1週間後)	28	0	27	0	28	0	28
	避難者数(1週間後)率(%)	0.12	0.00	0.11	0.00	0.12	0.00	0.12

(3) 主要活断層帯地震及び海溝型地震の長期評価の概要

地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表している。

以下の表は、時間が経過したことに伴う確率値の変動や、あるいは長期評価の改訂に伴う値の更新を反映させており、ここに示した地震発生確率の算定基準日は、令和4年（2022年）1月1日である。

① 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日令和4年（2022年）1月1日）

断層帯名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	我が国の主な活断層における相対的評価※	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内		最新発生時期
中央構造線断層帯（金剛山地東縁区間）	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.2-0.3	約6000年-7600年
							1世紀以後-3世紀以前
奈良盆地東縁断層帯	7.4程度	Sランク	ほぼ0% ～5%	ほぼ0% ～7%	ほぼ0% ～10%	0.2-2.2	約5000年
							約11000年前-1200年前
生駒断層帯	7.0～7.5程度	Aランク	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	0.2-0.5	3000年-6000年
							400年頃以後-1,000年頃以前
木津川断層帯	7.3程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.007- 0.04	約4000年-25000年
							1854年伊賀上野地震

※ランクは、活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

② 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日令和4年（2022年）1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～ 80%	90%程度 若しくは それ以上	0.86	次回までの標準的な値 88.2年 76.0年前

(4) 南海トラフ地震被害想定

前項(2)に示した「第2次奈良県地震被害想定結果」は、平成16年に公表されたものである。南海トラフ巨大地震に関する最新の情報については、以下の数値を参照する。ただし、集計単位は都府県別。

① 前提とする地震の性格

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している（平成24年8月公表）。（想定される地震規模：マグニチュード9.1）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動など、経済活動への影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波は、多様な震源、パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は、70～80%に達すると評価されている（令和4年1月1日現在）。

② 県において想定される被害の概要

南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月公表）について、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等）に基づき、再計算が行われ、令和元年6月に公表された。

ア 県内における想定震度

南海トラフ巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強であり、町内での最大震度も、6強の揺れが想定されている。

イ 県における人的被害及び建物被害

南海トラフ巨大地震により想定される県内の人的被害及び建物被害については、複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおりである。

■県内における人的被害・建物被害の想定

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
住家全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

■県内におけるライフライン施設被害の想定

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約130万人
	下水道（支障人口）	約97万人
	電力（停電軒数）	約88万軒
	固定電話（不通回線数）	約15万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約3万8千戸

■県内における避難者の想定

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
避難者数	発災1日後	約10万人
	発災1週間後	約26万人
	発災1ヶ月後	約20万人

(5) 上牧町における地震被害想定

上牧町における地震被害を以下のとおり想定する。

ア 「内陸型地震」における予想震度 町内のほぼ全域で震度6強の揺れが想定される。
イ 「内陸型地震」における液状化発生の可能性 液状化が発生する危険性はほとんどない。
ウ 「内陸型地震」における人的被害 死者は20～30人程度、重軽傷者は300～400人程度と想定される。
エ 「内陸型地震」における建物被害 木造建物の全壊率は7～10%程度、全壊建物数は600～900棟と想定される。
オ 「内陸型地震」における炎上出火及び焼失建物件数 炎上出火件数は7～10件程度、焼失建物件数は70～80件程度と予測される。
カ 「内陸型地震」における避難者数 避難者が最大となる1週間後の避難者数は、5,000～6,000人程度と想定される。
キ 「海溝型地震」における被害 町内のほぼ全域で震度5強の揺れが想定され、建物の全壊が0～3棟程度、人的被害（死者）はゼロと想定される。なお、震源が陸側ケースとなる最悪のシナリオの場合は、震度6弱の揺れが想定される。

※震度階級解説表：資料編参照

3 防災上の課題

(1) 上牧町における防災上の問題点と課題

① 防災上の問題点

ア 河川沿いの低地に旧の市街地の一部が形成されており、集中豪雨による浸水被害の危険がある。

イ 旧の市街地や集落の一部が崖崩れの危険のある区域に形成されており、風水害時に崖崩れの発生する危険がある。

ウ 建築基準法の新耐震基準施行（1981年）以前の建築物が多くあり、大規模地震が発生した場合、住宅の倒壊による人命被害が発生する危険が高い。

エ 町域における幹線道路網の整備が不十分であり、災害時に幹線道路が被害を受けた場合、災害応急対策の迅速な実施が困難になる可能性がある。

② 防災上の課題

ア 葛下川及び滝川沿いの浸水のおそれのある区域における避難体制の確立

イ 土砂災害（崖崩れ）の危険がある区域における避難体制の確立

ウ 地震時に倒壊する危険の高い木造住宅に対する対策の強化

エ 要配慮者に対する避難支援体制等の整備

オ 大規模地震災害時における円滑な災害応急対策実施体制の確立

カ 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

4 防災対策の柱

(1) 浸水のおそれのある区域における避難体制等の整備

町域においては、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定されており、集中豪雨等の風水害時に浸水する危険のある区域が存在する。よって、風水害時には当該区域において迅速な避難を確保する必要がある。浸水に関する情報等の住民への伝達体制及び避難体制の整備等を進める必要がある。

なお、浸水被害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させることが求められる。

① 避難に関する情報等の住民への伝達

ア 避難対象区域の明確化

イ 避難情報及び基準の明確化（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という）

ウ 浸水に対して安全な避難場所の確保及び住民への周知

エ 情報伝達手段の整備

② 避難体制の整備

ア 自治会単位に安全な避難場所の確保

- イ 避難体制の整備（自治会（自主防災組織）による避難誘導）
- ウ 要配慮者に対する避難支援体制の整備

(2) 土砂災害（崖崩れ）の危険がある区域における避難体制等の整備

町域においては、集中豪雨等の風水害時に土砂災害（崖崩れ）の危険のある区域が存在する。よって、風水害時には当該区域において迅速な避難を確保する必要があり、土砂災害に関する情報等の住民への伝達体制及び避難体制の整備等を進める必要がある。

なお、土砂災害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させることが求められる。

① 避難に関する情報等の住民への伝達

- ア 避難対象区域の明確化
- イ 避難情報及び基準の明確化（避難指示等）
- ウ 土砂災害に対して安全な避難場所の確保及び住民への周知
- エ 情報伝達手段の整備

② 避難体制の整備

- ア 自治会単位に安全な避難場所の確保
- イ 避難体制の整備（自治会（自主防災組織）による避難誘導）
- ウ 要配慮者に対する避難支援体制の整備

(3) 木造住宅の耐震対策

阪神大震災の最大の教訓は、地震による死者の大部分は住宅の倒壊によって圧死したということである。本町周辺においても海洋型地震（南海トラフ地震）や内陸型地震による大規模な震災が発生する可能性があり、住宅の耐震化対策の強化が必要である。

住宅の耐震化については、耐震診断及び耐震改修の実施を推進することが求められる。

(4) 要配慮者対策の推進

大きな災害が予想される場合には、早期避難等により高齢者や障がい者など要配慮者の生命の安全を確保することが必要である。また、要配慮者の安否確認や避難生活環境の整備が重要であり、要配慮者を継続的にフォローする体制の整備を推進する。

① 情報伝達

- ア 気象情報や避難に関する情報などを要配慮者に周知する情報伝達網の整備
- イ 要配慮者を対象とした情報伝達機器の整備

② 高齢者等避難の活用

- ア 高齢者等避難に基づく要配慮者の早期避難

③ 避難支援

- ア 自治会（自主防災組織）による要配慮者の避難支援体制の整備
- イ 福祉ボランティア等による避難支援体制整備
- ウ 災害対策本部に要配慮者の避難や救助を担当する「避難収容班」の設置

- ④ 要配慮者に対する対策の強化
 - ア 災害時における安否確認体制の整備
 - イ 緊急入所や福祉避難所設置等による要配慮者の安全な環境の確保
 - ウ 避難収容班による継続的な支援体制の確立
- (5) 円滑な災害応急対策実施体制の確立
 - 震災や風水害によって幹線道路に被害が発生した場合においても円滑に災害応急対策を実施し、住民の安全を確保することが求められる。
 - ① 交通の確保
 - ア 県道や都市計画道路など町域における幹線道路網の整備
 - イ ヘリコプターによる空からの交通の確保（ヘリポート）
 - ② 安全な避難場所の確保
 - ア 震災、土砂災害、浸水被害に対して安全な避難場所の確保
 - イ 生活が維持できる装備の確保（備蓄、非常用電源等）
 - ウ 通信手段の整備（防災行政無線、インターネット、災害時優先電話等）
 - ③ 自治会（自主防災組織）の育成
 - ア 自治会独自で避難誘導できる自治会（自主防災組織）の育成
 - イ 避難場所の自治会（自主防災組織）による管理、運営

第2章 災害予防計画

第1節 災害軽減のための計画

第1項 水害予防計画 [まちづくり推進課、建設環境課、上下水道課]

町は、水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池及び下水道を整備し、防災対策を講じる。

施策の体系

■水害予防計画

- 災害予防措置
- 水害防止対策
- ため池の改修
- 洪水浸水想定区域における避難確保の措置
- 住民への周知
- 洪水氾濫による被害軽減対策

1 災害予防措置

要水防区域の巡視及び災害予防上必要な措置については、「水防法」の定めるところにより実施する。

※要水防区域一覧：資料編参照

※主要井堰一覧：資料編参照

2 水害防止対策

(1) 河川・水路の改修

河川や水路の安全性を高めるため、国や県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた維持、修繕、改良等の改修工事を推進する。

(2) ため池等の治水利用化の推進

国や県と連携して、大和川流域総合治水対策としての防災・安全対策に基づく、ため池貯留浸透事業の実施に努める。

(3) 雨水貯留浸透施設の設置

公共・公益施設等に雨水貯留浸透施設を設置し、下流域における洪水被害の防止、軽減に努める。

3 ため池の改修

降雨等により堤防決壊のおそれのあるため池については、管理者及び所有者等に対し、改修や補強等の措置を取るよう指導していくとともに、雨期における貯水制限や余水吐きの流水の妨げとなる障害物の除去等の管理行為について指導していく。

4 洪水浸水想定区域における避難確保の措置

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(2) 洪水浸水想定区域における避難確保措置

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

※洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧：資料編参照

5 住民への周知

町は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップを作成し公表・配布し、また、ホームペ

ージ掲載等により住民に周知している。【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ため池に関しては、ため池ハザードマップを作成し、公表・配布している。防災ガイドブックについては、平成31年3月に公表されているが、内容を更新し、今後も適宜、公表する。

また、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

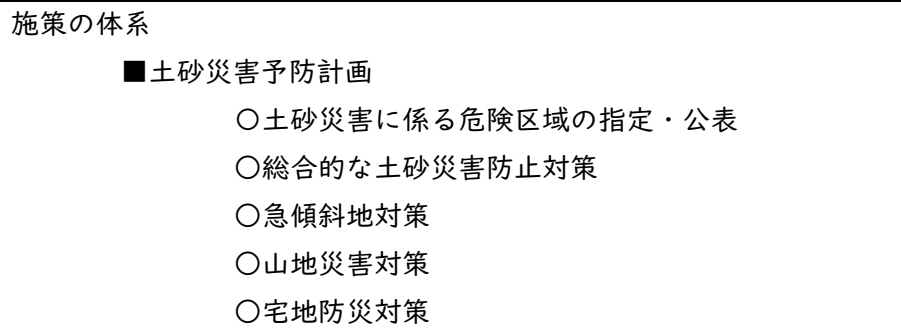
6 洪水氾濫による被害軽減対策

局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し下記の取組を推進する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第2項 土砂災害予防計画〔まちづくり推進課、建設環境課〕

町は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、住民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。



1 土砂災害に係る危険区域の指定・公表

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。

※土砂災害警戒区域：資料編参照

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。

※土砂災害特別警戒区域：資料編参照

2 総合的な土砂災害防止対策

(1) 警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という）に基づき、県が土砂災害警戒区域を指定したときは、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに次の項目を定めた避難情報判断・伝達マニュアル等を作成し、警戒避難体制の強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

※土砂災害警戒区域：資料編参照

(2) 警戒避難体制の周知

土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の内容を示した土砂災害ハザードマップを作成・配布し、住民に対して、土砂災害の危険性やその警戒避難に関する情報の周知に努める。

- ① 情報の収集及び伝達体制
- ② 土砂災害警戒区域等の箇所
- ③ 適切な避難単位
- ④ 避難指示等の発令・解除の基準
- ⑤ 安全な避難場所・避難経路
- ⑥ 防災意識の向上に資する情報

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。町は、県と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

3 急傾斜地対策

町域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域においては、関係機関と協力し、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて規制し、地域の保全を図る。

※急傾斜地崩壊危険箇所一覧：資料編参照

4 山地災害対策

町域の山地災害を防止するため、県が行う治山事業に協力し、必要に応じて、対策事業の推進を要請するとともに、住民に対してホームページへの掲載等により山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の周知徹底、防災知識の普及を行う。

※山腹崩壊危険地区一覧：資料編参照

5 宅地防災対策

(1) 規制区域内防災パトロールの実施

「宅地造成等規制法」に基づいて指定された宅地造成工事規制区域で行われている宅地造成工事については、県と点検・指導を進めるとともに、規制区域内防災パトロールを定期的の実施する。

また、危険箇所に対しては、土地所有者、造成主、施工業者など関係者の聴聞を速やかに実施し、必要な防災処置を行うよう指導する。

(2) 都市計画法に基づく開発行為の許可申請に係わる行政指導

町の市街化区域において 500 m²以上の開発行為をする者に対しては、町を通じて県知事若しくは県土木事務所長の許可を申請する際に、災害防止、環境の保全に対する必要な行政指導を行い、無秩序な開発行為の防止に努める。

第3項 火災予防計画〔総務課、まちづくり推進課、建設環境課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

奈良県広域消防組合西和消防署は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の整備、広域消防応援体制の整備等を実施する。

町は、奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、出火防止・初期消火等の防火思想の普及や消防団設備等の整備を実施するほか、消防車両の進入が不可能な地域の解消に努める。

施策の体系

■火災予防計画

- 消防計画の策定
- 防火管理者に対する指導
- 消防力の整備
- 広域消防応援体制の整備
- 出火防止・初期消火等の防火思想の普及
- 消防設備等の整備
- 火災拡大要因の除去対策

1 消防計画の策定〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

西和消防署及び消防団が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を策定する。
なお、消防計画には、空中消火を含めた林野火災対策についても定める。

2 防災・防火管理者に対する指導〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

消防法により選任されている防火管理者に対して、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3 消防力の整備〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防車両、消防水利等の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。

また、大規模な地震による同時多発火災、高層ビル火災、危険物施設火災、林野火災等の発生に備えて必要となる消防用資機材の整備に努める。

なお、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。

4 広域消防応援体制の整備 [奈良県広域消防組合西和消防署]

大規模な災害発生に備え、他の消防機関等と消防相互応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

また、県が消防組織法に基づき策定する緊急消防援助隊受援計画に基づき、あらかじめ緊急時の応援部隊の受入れに係るマニュアルの整備に努める。

5 出火防止・初期消火等の防火思想の普及 [総務課、奈良県広域消防組合西和消防署]

町、消防団、西和消防署が連携して、住民に対して、防火思想の普及活動を推進する。

(1) 広報活動

各種集会、広報媒体を通じて、出火防止に関する知識、初期消火技術の普及を図る。

また、地震災害時における初期消火の実効性を高めるために、広報紙等を通じ、家庭、地域、事業所等における火災警報器、消火器、消火バケツの普及を促す。

(2) 消火訓練等の実施

地域及び事業所等に対して、女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成して、消火訓練等を行うよう指導し、出火防止と初期消火の知識、技術を修得させる。

(3) 初期消火活動の指導

火災発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

6 消防設備等の整備 [総務課、奈良県広域消防組合西和消防署]

町、消防団、西和消防署が連携して、地域における消防設備や消防水利等の整備に努める。

(1) 消防設備等の整備

地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うために必要となる消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。

(2) 消防水利の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

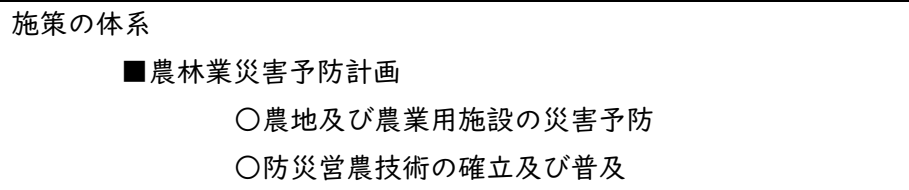
7 火災拡大要因の除去対策 [まちづくり推進課、建設環境課]

計画的な道路・公園等の都市基盤整備、建築物の耐火構造化等の都市防災を推進するほか、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第4項 農林業災害予防計画 [まちづくり推進課]

町は、水害や地震災害に伴い発生する農業用施設の破損、決壊等による農地や住宅等の湛水被害を防止するため、国及び県が制度化している補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進するとともに、施設管理者に対して、適切な措置を行うよう指導する。

また、農林業者に対して、関係機関の協力を得て防災営農技術の指導に努める。



1 農地及び農業用施設の災害予防

農地及び農業用施設の破損、決壊による災害を未然に防止するため、平時より応急工事実施のため資機材の確保等に努めるほか、次の対策の実施に努める。

(1) 流域対策施設（ため池）整備事業の推進

県と連携して、流域対策施設（ため池）整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する適切な計画を推進する。

(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

県と連携して、農地やため池、用排水路等の農業用施設の破損、決壊による災害を未然に防止するため、施設管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

(3) ため池防災対策等推進事業の実施

県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視等を進める。作成したため池ハザードマップを活用し、ため池防災対策等推進事業に努める。

2 防災営農技術の確立及び普及

防災営農を推進するため、関係機関及び各種団体の協力を得て、災害に強く被害を最小限に食い止めるための技術を確立し、また気象情報等を末端農家へ適切に提供することにより、農林災害を予防する。

第2節 災害に強いまちづくり計画

第1項 防災拠点整備計画〔総務課、企画財政課、建設環境課、社会福祉協議会〕

町は、災害時において、防災活動の拠点となる施設等を町の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

<p>施策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 防災拠点整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災地区制に基づく災害に強いまちづくり ○ 防災拠点の整備 ○ 防災空間の整備
--

1 防災地区制に基づく災害に強いまちづくり〔総務課、企画財政課〕

災害発生時に効率的で安全性の高いバランスのとれた防災対策を推進するため、防災地区制に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図る。なお、防災地区制においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

〔防災地区制に対応した防災拠点の整備イメージ〕

	避難場所 及び避難所	備蓄倉庫 備蓄物資	医療救護 拠点	ボランティ ア拠点	物資輸送 拠点	ヘリポート
自治会	一時避難所 一時集合場所	一定の食料、 生活必需品、 防災資機材を 備蓄	—	—	—	—
防災 地区	地区の避難場 所、避難所 (要配慮者の 福祉避難室設 置)	備蓄倉庫設置 (食料、生活 必需品等を備 蓄、飲料水は 耐震性貯水槽 を設置)	地区医療救 護所設置	地区ボラン ティア拠点 設置	地区物資 集積所設置	—
町全体	指定避難所 指定緊急避難 場所(要配慮 者の福祉避難 所を確保)	広域の備蓄倉 庫(食料、生 活必需品等を 備蓄、飲料水 は耐震性貯水 槽を設置)	医療救護中 心拠点設置	災害ボラン ティアセン ター設置	輸送拠点 設置	中核のヘリ ポート設置

2 防災拠点の整備 [総務課、企画財政課、社会福祉協議会]

災害時に町が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。町庁舎を情報通信中心拠点、防災地区の中心となる小学校を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震化及び情報通信機器の整備を推進する。

(2) 医療救護拠点との連携

町内の総合病院を医療救護拠点と位置づけ、災害時の医療救護活動を統括する施設として連携する。

また、防災地区の小学校を医療救護地区拠点と位置づけ、災害時に地区における必要な医療救護活動を実施できる設備の整備を図る。

(3) 輸送拠点の整備

上牧町文化センター（中央公民館）を援助物資の集出荷を担う輸送中心拠点と位置づけ、物資の輸送拠点としての必要な整備を図る。

(4) ボランティア拠点の整備 [社会福祉協議会]

町のボランティア中心拠点として災害ボランティアセンター、防災地区の拠点として地区ボランティア拠点を設置する。なお、上牧町保健福祉センター（2000年会館）（ゲートボール場及び駐車場）を災害ボランティアセンターとして位置づけ、必要な整備を図る。

(5) 避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設及び小・中学校を避難所として指定する。また、避難所については、安全で快適な避難生活を確保するために必要な空調設備等の整備を図る。

(6) 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、各自治会の集会所、公民館等に最低限の防災資機材、食料等の備蓄倉庫を整備する。

(7) ヘリポートの整備

町に2箇所以上のヘリポートを整備し、傷病者の緊急搬送等への対応を図る。

(8) 救援活動拠点の整備

災害時における広域応援を円滑に受け入れるための施設として、救援活動拠点を町内に整備する。上牧町文化センター（中央公民館）を救援活動拠点とする。

3 防災空間の整備 [建設環境課]

(1) 道路の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時の交通を確保する道路を計画的に整備する。

県により緊急輸送道路に位置づけられている県道中筋出作川合線及びそれらの道路と町の防災拠点を結ぶ道路を、本町における緊急輸送道路と位置づけ防災機能の強化を図る。

また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

(2) 公園・緑地の整備

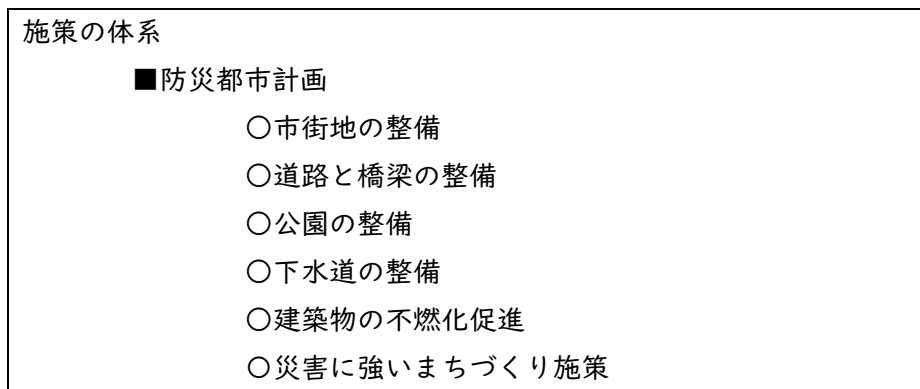
地震災害時において、火災などが発生した場合は防火帯として機能し、避難場所となるオープンスペースとして公園や緑地等を市街地において整備する。

なお、市街地における公園、小・中学校のグラウンド等を一時避難所に指定する。

※都市公園一覧：資料編参照

第2項 防災都市計画 [まちづくり推進課、建設環境課、上下水道課]

町は、都市における防災基盤施設の強化策として、各種の都市施設が災害発生時でも多大な損壊を被ることなく必要最小限の機能が果たせるよう、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するなどの防災都市計画を推進する。



1 市街地の整備 [まちづくり推進課、建設環境課]

区画街路など公共施設の未整備な既存集落で、木造老朽建物が密集するなど、都市機能の向上が困難、あるいは生活環境が好ましくない区域について、土地区画整理事業等により道路、公園等の整備を図り、都市災害を防止するとともに生活環境を向上させる。

2 道路と橋梁の整備 [まちづくり推進課、建設環境課]

(1) 道路の整備

災害時に道路は、避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合わせている。

不規則に築造された道路は、災害時に大きな障害となるため、都市計画道路の早期完成を図るとともに、今後開発される主要地区については、区画道路を確保するとともに土地区画整理事業を施行するなど、防災上十分検討を加えて道路の新設と整備を促進する。

- ① 都市計画道路事業の推進を図る。
- ② 生活道路の整備を促進して狭隘道路の解消に努める。
- ③ 沿道の緑化を進め、避難路の整備を図る。

(2) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。

既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの、耐荷力の不足するもの及び出水期に流失等のおそれがある橋梁については、敷設替えや維持補修（橋脚強化）等に努める。

3 公園の整備 [まちづくり推進課、建設環境課]

都市の公園は、環境保全の場としてだけでなく、災害時の避難場所や災害の緩衝地帯の機能を果たしているため、積極的に公園の整備を推進する。

4 下水道の整備 [上下水道課]

下水道の未整備区域において浸水被害が生じた場合、汚水・汚物等の流出により、生活環境・衛生面での問題を引き起こす可能性がある。これに対処するため、下水道整備計画に基づき順次整備を推進する。

5 建築物の不燃化促進 [まちづくり推進課、建設環境課]

市街地主要部分の不燃化を促進するため、以下のとおり防火地域及び準防火地域の指定を行うとともに、防災上重要な地域を中心としてこれらの地域の見直しを図る。

(1) 防火地域、準防火地域

市街地における延焼及び類焼による被害の拡大を防除する必要があると認められる地域について、防火地域または準防火地域を定める。なお、とくに公共施設等の適切な整備の下に建築物の不燃化により防災性の高い市街地空間の形成を図るべき地域については、原則として防火地域を定める。

なお、現在本町には防火地域はなく、準防火地域のみが指定されている。

(2) 町営住宅の不燃化

既存の木造住宅は、耐用年数経過住宅であり、住宅明渡しに伴い、随時除却を行うことにより、空地の確保と不燃領域の拡大を図り、災害時の避難場所として整備に努める。

6 災害に強いまちづくり施策 [まちづくり推進課、建設環境課]

以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 空家等の状況の確認

二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第3項 建築物災害予防計画〔総務課、まちづくり推進課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。

施策の体系

■建築物災害予防計画

- 公共建築物の耐震不燃化対策
- 一般建築物に対する指導
- 特殊建築物の防災対策

1 公共建築物の耐震不燃化対策

公共建築物は、災害時における避難場所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

防災拠点となる町役場等の庁舎、避難所となる学校、体育館、公民館などの新築については、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

町が所有又は管理する既存の公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。また、停電時に備えて非常用電源の設置に努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 一般建築物に対する指導

(1) 耐震性向上の普及・啓発

県と連携して、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広く分かりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて、耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣するなどにより耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能をはたすべ

き建築物の所有者に耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修促進

地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により始動・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実に努める。

(4) 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(5) 技術者の養成等

県が実施する耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るための講習会の実施、技術資料の作成等に協力する。

(6) ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修を含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組の強化を図る。

(7) 落下物等対策

地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイルなどの落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

(8) 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、リーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

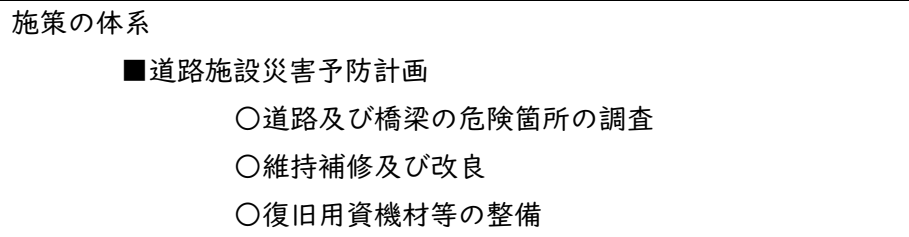
3 特殊建築物の防災対策 [奈良県広域消防組合西和消防署]

学校、病院、マーケット等の不特定多数が使用する特殊建築物については、必要に応じ査察を実施し、その結果に応じて適切に助言、指導を行う。

また、大規模な特殊建築物のうち、現行の建築基準法に合致していない既存不適格建築物に対して、地震、火災等の災害から人命を保護するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識普及に努める。

第4項 道路施設災害予防計画〔建設環境課〕

町は、県と連携して、道路施設被害を軽減して交通障害を防止しかつ緊急輸送を円滑に行うために、平常時から所管する道路、橋梁についての危険箇所及び迂回道路を調査し、逐次改良及び補修に努める。



1 道路及び橋梁の危険箇所の調査

町管理の道路及び橋梁のうち、特に未改良道路の危険箇所又は橋梁の荷重制限の必要箇所を調査して、その状況把握に努める。

2 維持補修及び改良

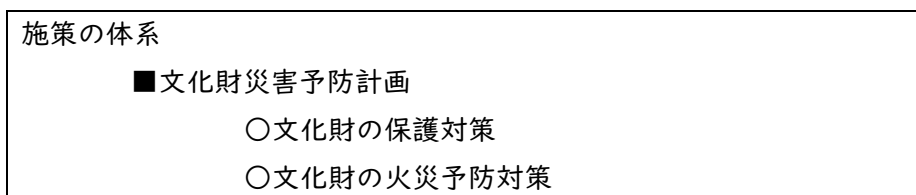
災害による被害の軽減を図るため、上記調査による危険箇所について可能な限りの補修を行い、また幅員3メートル未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険の伴う橋梁については、逐次改良施工するよう努める。

3 復旧用資機材等の整備

災害発生時における道路及び橋梁の破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事に必要な資機材、重機、車両及び要員については、「上牧町建設協会」と、災害発生時における資機材及び要員等の提供について協定し、必要な数量・機能を確保する。

第5項 文化財災害予防計画〔社会教育課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、文化財所有者または管理者と協議し、常に関係機関と連絡を保ちながら文化財を災害から守り、また災害発生時には迅速なる応急措置により被害の軽減を図るように努める。



1 文化財の保護対策

(1) 自動火災警報器の設置促進

火災を早期に発見して迅速なる消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、文化財所有者または管理者に自動火災警報器の設置を促す。

(2) 文化財所有者または管理者への指導

文化財所有者または管理者に対して、自立的に防災計画を樹立し、これに基づく防災組織等を整備し、常に防災施設の点検に留意して不時の災害に備えるよう指導に努める。

(3) 文化財の防災施設の点検

奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、定期的に文化財の防災施設の点検を行い、防災施設の整備を促進する。

2 文化財の火災予防対策

(1) 防火指導

文化財については、毎年1月23日から1月29日まで実施の文化財防火週間等に、境内地及び周辺地の一般家庭の防火指導を併せて実施し、関係者及び住民に対して文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

(2) 文化財の管理

町内の文化財を対象にして、その建造物の付近を喫煙、たき火等の制限区域に指定し、住民に告示するとともに各所に掲示板の掲出を行い、文化財のある場所若しくはその周辺における喫煙、たき火その他の裸火の使用禁止、または当該場所若しくはその周辺への火災予防上危険な物品の持込み禁止を周知徹底する。

第6項 危険物等災害予防計画〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

奈良県広域消防組合西和消防署は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。

施策の体系

■危険物等災害予防計画

- 危険物施設対策
- 高圧ガス・L Pガス施設対策
- 放射性物質保管施設対策

1 危険物施設対策

危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業者に対する取締り並びに保安対策の強化に努める。

- (1) 危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、水害や地震等による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 既設の危険物施設について、施設の管理者に対し水害や地震等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な境域を行う。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

※危険物施設数一覧：資料編参照

2 高圧ガス・L Pガス施設対策

県と連携して、ガス爆発等の災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、ガス事業者等が実施する「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づく保安対策に必要な協力を行う。

※L Pガス特定供給設備：資料編参照

※L Pガス販売事業所：資料編参照

3 放射性物質保管施設対策

放射性同位元素等の放射性物質保管施設が整備されたときは、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行

い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるよう努める。

第7項 廃棄物処理施設等整備計画〔建設環境課〕

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、清掃業務の万全を期する。

施策の体系

■廃棄物処理施設等整備計画

- 災害廃棄物処理計画による体制整備
- 相互支援体制の構築
- 収集運搬車両や必要な資機材等の確保
- 処理施設の整備
- 廃棄物の仮置き場、仮設トイレ等の確保

1 災害廃棄物処理計画による体制整備

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県等との連携による処理体制の構築に努める。

2 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大級の処理能力を発揮できるよう平時から必要な整備・維持管理に努める。

3 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両や必要な資機材等が確保できるよう、平時から委託業者・許可業者等と連携を図るなど体制の整備に努める。

4 施設整備

ごみ中継施設が災害時に円滑な稼働が損なわれることのないよう、平時から施設設備の整備点検等に努める。

また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

5 廃棄物の仮置き場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置き場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理体制の整備に努める。

第8項 火葬場等の確保計画〔建設環境課〕

町は、県と連携して、災害によって一時的に大量発生する遺体の処置等を円滑に実施するために必要となる火葬場等を確保する。また応援協力体制の整備に努め、公衆衛生上の危害発生を防止する。

施策の体系

■火葬場等の確保計画

○火葬データベースの整理

○応援協力体制の確立

1 火葬データベースの整理

県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握しており、町は、情報提供を受けることができる。

2 応援協力体制の確立

災害時に死者が多数発生または静香苑が被災して利用できない場合に備え、県、近隣市町村等と連携して、災害事情に応じて相互に火葬場を利用できるよう調整するなど、火葬の受入れ等の応援体制の整備に努める。

第3節 災害に強いひとづくり計画

第1項 防災訓練計画〔総務課、防災関係機関〕

町は、災害発生時において、住民、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。

また、県と連携して、住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援に努める。

施策の体系

■防災訓練計画

- 防災総合訓練
- 住民参加型訓練
- その他の訓練
- 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災総合訓練〔総務課、防災関係機関〕

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、住民や自治会（自主防災組織）等、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

2 住民参加型訓練〔総務課〕

多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自治会（自主防災組織）が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- (1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
- (2) 避難所開設・運営訓練
- (3) 安否確認訓練

- (4) 情報収集・伝達訓練
- (5) 避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

3 その他の訓練 [総務課]

町単独又は県と共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練の実施に努める。

4 防災関係機関等が実施する訓練 [防災関係機関]

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、県、町が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的な参加、協力を行う。

第2項 防災知識普及計画〔総務課、秘書人事課、教育総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

施策の体系

■防災知識普及計画

- 学校における防災教育
- 住民に対する防災教育
- 職員に対する防災教育
- 防火管理者に対する防災教育
- 災害教訓の伝承

1 学校における防災教育〔教育総務課〕

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて展開する。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方。
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方。
- ⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方。
- ⑦ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解。
- ⑧ 地域の防災活動や災害時の支援活動の理解と積極的な参加・協力。
- ⑨ 災害時における心のケア。

(2) 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探求）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機

関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

(3) 教職員に対する防災研修

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

2 住民に対する防災教育〔総務課、秘書人事課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは町や県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

奈良県広域消防組合西和消防署や県と連携して、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

(1) 普及の内容

普及する知識は、概ね以下の内容を参考とし、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する。

- ① 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- ② 過去の主な災害事例及びその教訓
- ③ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- ④ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- ⑤ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- ⑥ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑦ 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑧ 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- ⑨ 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ⑩ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑪ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場

所や避難所での行動

- ⑫ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- ⑬ 緊急地震速報の受信及び対応等
- ⑭ ライフライン途絶時の対策
- ⑮ 生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入等）
- ⑯ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 普及の方法

県や防災関係機関と連携して、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- ① 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、広報かんまき、インターネット等）
- ② 講演会・講習会等の開催
- ③ パンフレット等の作成
- ④ 視聴覚教材の貸出
- ⑤ 災害リスクの現地表示
- ⑥ 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）等

3 職員に対する防災教育〔総務課〕

県や防災関係機関と連携して、所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

4 防火管理者に対する防災教育〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

県と連携して、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

5 災害教訓の伝承〔総務課、秘書人事課〕

県と連携して、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害の教訓の伝承と併せて、県が次の機会を中心に実施する災害に応じた訓練、防災講演会など各行事に協力し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 (1)に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 (3)に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日

(6) 奈良県土砂災害防災週間 (5)に掲げる日を含む知事が定める期間

第3項 要配慮者対策計画〔総務課、福祉課、生き生き対策課、こども未来課〕

町は、住民や自治会（自主防災組織）の協力を得て、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等の災害時における避難行動等に困難がある要配慮者（以下「要配慮者」という）に対して、支援体制を整備するなど、要配慮者の安全確保に努める。

なお、要配慮者の支援については、障害の種別等によって対応が異なるため、具体的な対応等については、「上牧町要配慮者支援に関する手引き」等を策定して対応する。

施策の体系

■要配慮者対策計画

- 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定
- 避難行動要支援者名簿の整備
- 個別避難計画の作成
- 地域における支援体制のネットワークづくり
- 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣
- 福祉避難所の整備
- 指定避難所における外国人対策
- 情報伝達手段の整備
- 防災訓練、教育の実施
- 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

1 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定〔総務課、福祉課、生き生き対策課〕

要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）に対する避難支援計画（全体計画）である「上牧町要配慮者避難支援全体計画」を制定する。また、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

自治会（自主防災組織）、民生・児童委員をはじめ、その他の地域に根差した幅広い団体構成員並びにその他要配慮者の避難支援に関わる者とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

① 高齢者

介護保険における要介護3から5までに認定される者、65歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の高齢者のみ世帯で自力避難が困難な者等とする。

② 障がい者

次のような状態の者等とする。

ア 身体障がい者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

イ 視覚障害の3級又は4級に該当する者

ウ 聴覚障害、上肢・下肢・体幹不自由、脳原生移動機能障害の3級に該当する者

エ 療育手帳の交付を受けている者

オ 精神障害で1級又は2級に該当する者

③ 施設入所者

介護保険施設、障がい者施設等に入所している者とする。

④ その他

災害時奈良県在宅重症難病患者要援護者台帳に記載されている者、外国人、妊婦、乳幼児等その他町長が特に認める者とする。

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、登録申請書を基本に登録を行い、登録申請は、随時受付するとともに、民生・児童委員等の協力により登録することを推奨する。また、申請書には個人情報保護の観点から名簿作成の趣旨を明記して対象者本人又はその家族の同意を得る。

① 氏名・性別・生年月日

② 住所・自治会

③ 電話番号・携帯番号等の連絡先

④ 担当民生・児童委員

⑤ 登録区分（ひとり暮らし高齢者、障がい者、施設入所者等）

⑥ 血液型

⑦ かかりつけの病院・医院名

⑧ 地域支援者（氏名・住所・連絡先）

⑨ その他特記事項

(4) 名簿の更新・管理に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。また、転居や死亡等により、要配慮者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、更新時に名簿から削除する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5) 名簿情報の提供に際し個人情報漏えいを防止するための措置

名簿を外部に配布する際には、秘密の保持等を明記した受領書の提出を求める。

また、名簿更新の際は、必ず古い名簿について回収する。

なお、役員交代等管理者変更の際は、交代時に新しい人の受領書の提出を求める。

(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難の発令など必要な通知又は警告を発令する場合、避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達など避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(8) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲等

個別避難計画作成については、優先度の高い避難行動要支援者から計画を作成していくが、優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方を定める。

2 避難行動要支援者名簿の整備 [総務課、福祉課、生き生き対策課]

災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法の規定に基づき必要な情報を収集して避難行動要支援者名簿の作成及び定期的更新を行う。

円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、町の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

3 個別避難計画の作成 [総務課、福祉課、生き生き対策課]

地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、平時より、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進める。

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直

しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、町の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

4 地域における支援体制のネットワークづくり [総務課、福祉課、生き生き対策課]

庁内に横断的な組織として「要配慮者支援組織」を設置するとともに、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会（自主防災組織）、民生・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣

県は、奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。町が被災した場合、避難所等に派遣要請することができる。

6 福祉避難所の整備 [総務課、福祉課、生き生き対策課、こども未来課]

要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

(1) 福祉避難所の指定

指定に際しては、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してこないことがないように、受入対象者を特定して公示する。なお、本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難

できるよう努める。

また、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設等、平時において、あらかじめ事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

(2) 福祉避難所の周知

県と連携して、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう周知・広報に努める。

(3) 物資等の事前整備

国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を検討する。

医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

7 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

8 情報伝達手段の整備 [総務課、福祉課、生き活き対策課]

情報の受信、理解、判断、行動等の各段階で配慮を必要とする要配慮者に対し、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、多様な通信手段の確保に努める。

(1) 要配慮者対策

平時から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知する。

また、要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な情報伝達ルートを確認するなど、要配慮者の安否確認情報を収集伝達するための体制の整備に努める。

(2) その他情報弱者対策

外国人や観光客等は、言葉に不自由なこと、地理に不案内であることなどから、災害発生時には弱い立場に置かれやすいため、災害情報の提供についてはできるだけ多言語や「ピクトグラム（図記号）」、「やさしい日本語」で行うこととし、平時から通訳者の確保に努める。

9 防災訓練、教育の実施〔総務課、福祉課、生き生き対策課、こども未来課〕

要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するため、町社会福祉協議会、住民、自治会（自主防災組織）、消防団、民生・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、社会福祉施設・福祉サービス事業者等が参加する防災訓練の実施に努める。

また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得できるように配慮する。

10 要配慮者向け生活用品・食料等の準備〔福祉課、生き生き対策課、こども未来課〕

食料品の備蓄は、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する。

特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者に必要な生活用品等についても確保に努める。

なお、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者自身が準備するよう周知を図る。

第4項 自治会（自主防災組織）等整備計画〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、県や奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、地域住民の防災活動に関する自発的な取組みに対して、適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自治会（自主防災組織）の育成を図る。

また、企業の防災活動や事業継続計画（BCP）策定等を支援に努める。

施策の体系

- 自治会（自主防災組織）等整備計画
 - 自治会（自主防災組織）の育成
 - 自治会（自主防災組織）への具体的支援
 - 地区防災計画制度の周知
 - 企業防災の促進

1 自治会（自主防災組織）の育成〔総務課〕

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、住民の自治会（自主防災組織）設置を支援し、その育成に努める。

(1) 方針

自治会（自主防災組織）の設置育成は、あくまでも住民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は、被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置、運営することを基本とする。

また、組織化にあたっては女性の参画に努めるとともに、消防団、近隣の自治会（自主防災組織）、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、民生・児童委員、町社会福祉協議会、NPO、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び事業所等地域の様々な団体との連携に努める。

(2) 目標

自治会（自主防災組織）は、自治会、婦人会、小学校区等の単位で、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(3) 方法

自治会（自主防災組織）の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し育成を図る。

また、現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、自治会（自主防災組織）に対して、その活動がより効率的に行われるよう、次の指導に努める。

- ① 規約、防災計画、中長期の活動目標の設定

- ② 自治会（自主防災組織）内の編成における任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）の設定
- (4) 自治会（自主防災組織）に求める主な活動内容
 - ① 平常時の活動内容
 - ア 地震とその対策についての知識の普及や啓発
 - イ 地域における危険箇所の把握
 - ウ 地域における消防水利の確認
 - エ 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
 - オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 - カ 避難行動要支援者の把握
 - キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
 - ク 防災資機材の整備、配置、管理
 - ケ 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
 - コ 自治会（自主防災組織）のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
 - サ 地域全体の防災意識向上の促進
 - ② 災害発生時の活動内容
 - ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
 - イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
 - ウ 地域住民の安否確認
 - エ 正しい情報の収集、伝達
 - オ 避難誘導
 - カ 避難所の運営、避難生活の指導
 - キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
 - ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

※自主防災組織等の状況：資料編参照

- 2 自治会（自主防災組織）への具体的支援〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕
自治会（自主防災組織）に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。
 - (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
 - (2) 自治会（自主防災組織）が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
 - (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
 - (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
 - (5) 自治会（自主防災組織）同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供等

3 地区防災計画制度の周知 [総務課]

広報紙、インターネット等により、住民に対して地区防災計画制度について周知を図るなど、地域コミュニティレベルでの防災計画の策定支援に努める。

4 企業防災の促進 [総務課]

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等に努める。

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第5項 消防団強化計画〔総務課〕

町は、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団員を確保し、組織の活性化を促進するなど、地域防災体制の充実強化に努める。

施策の体系

■消防団強化計画

- 消防団員の確保
- 他の組織との連携
- 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

1 消防団員の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

2 他の組織との連携

(1) 常備消防との連携

奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、消防団に対する消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動、大規模災害時を想定した実践的な実働（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練の実施に努める。

(2) 自治会（自主防災組織）との連携

自治会（自主防災組織）との連携をさらに強化する。

- ① 定期的な合同訓練等による連携強化
- ② 自治会（自主防災組織）の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

消防団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組み、事業所の防災活動との連携のための取組みを強化する。

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自治会（自主防災組織）等の訓練・研修等が行え、また、災害時に消防団や自治会（自主防災組織）等の活動拠点となるような消防団拠点施設を整備する。

4 消防施設、整備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両等の消防資機材の充実強化を図る。

第6項 災害ボランティアの環境整備計画 [福祉課、社会福祉協議会]

町は、平時より町社会福祉協議会、県、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努める。

施策の体系

■災害ボランティアの環境整備計画

- 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備
- 災害ボランティア活動環境の整備
- 専門技術ボランティアとの連携体制の構築
- 災害ボランティアの育成・啓発

1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携して、平時から災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者（地）のニーズに則したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

2 災害ボランティア活動環境の整備

災害時のボランティアの活動拠点として、必要に応じて、災害ボランティアセンターを上牧町保健福祉センター（2000年会館）（ゲートボール場及び駐車場）等に設けるものとし、運営等については、社会福祉協議会が別に定めるマニュアルにより対応する。また、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

3 専門技術ボランティアとの連携体制の構築

町社会福祉協議会と連携して、専門的知識、経験や資格をもつ次のような専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

- (1) 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- (2) 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- (3) 砂防ボランティア
- (4) 外国語通訳ボランティア
- (5) 手話通訳、要約筆記ボランティア
- (6) 心理カウンセラー

4 災害ボランティアの育成・啓発

町社会福祉協議会、県等と連携して、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、ボランティア希望者のための研修やボランティアとの防災訓練の実施等に努め、ボランティアの育成・啓発を図る。

第4節 災害抑止のための計画

第1項 情報収集・連絡体制整備計画〔秘書人事課、総務課〕

災害が発生した場合に、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な災害情報の収集・連絡体制をあらかじめ確立する。

施策の体系

■情報収集・連絡体制整備計画

○情報収集体制の整備

○情報伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

(1) 気象予警報

気象予警報については、奈良地方気象台が発表した情報を奈良県防災行政通信ネットワーク、県防災行政無線及びN T T回線（警報のみ）及び奈良地方気象台の防災情報提供システム（インターネット）により収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認、隣接市町村への確認等を併せて実施する。

(2) 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを入手するとともに、葛下川及び滝川の水位を目視により確認する。また、インターネットでリアルタイムの雨量・水位情報等を併せて確認する。

(3) 地震情報

地震情報については、奈良地方気象台が発表した情報を県防災危機管理情報システム、県防災行政無線及び奈良地方気象台の防災情報提供システム（インターネット）により収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認等を併せて実施する。

(4) 緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁が察知した地震発生に関する緊急情報を報道機関等が瞬時に発表することで、地震による被害の回避等を目的としたものであり、報道機関等からの情報を確実に収集する体制を整備する。また、住民に対して緊急地震速報の活用について周知する。

(5) 被害情報

被害情報については、町職員・消防団及び住民からの情報収集及び被害調査を基本と

する。

2 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートの多重化を図る。

(1) 災害情報の伝達

災害時における情報伝達は以下の6つを基本とする。

① 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達については、県防災行政無線で行う。

② 住民への情報伝達

住民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。

ア 自治会（自主防災組織）による情報伝達（有線電話）

イ 広報車による情報伝達（あらかじめ広報文を作成する）

ウ テレビ・ラジオ（NHK 奈良放送局等）による情報伝達（放送依頼）

エ インターネット、携帯電話による情報伝達

オ 町防災行政無線による情報伝達

カ エリアメール・緊急速報メール

キ お知らせ（登録制）メール

ク サイレン等

③ 災害危険区域住民への情報伝達

災害危険区域の住民への情報伝達については、住民への情報伝達に加えて町職員からの電話等による情報伝達を実施する。

④ 要配慮者への情報伝達

要配慮者への情報伝達については、住民への情報伝達に加えて避難支援者及び介護サービス提供事業者による情報伝達を実施する。

⑤ 外国人への情報伝達

日本語に不慣れな外国人に対して、「奈良県災害時外国人支援マニュアル（平成30年6月改訂：奈良県外国人支援センター）」を踏まえ、次の対策の実施に努める。

ア 多言語による情報提供

イ 通訳・翻訳者の確保

ウ 情報伝達網の整備

※防災行政無線の概要：資料編参照

(2) 情報伝達系統

風水害時における情報伝達系統（連絡網）をあらかじめ作成し、情報伝達の万全を期す。

- ① 風水害時における自治会への伝達系統
- ② 災害危険区域（土砂災害）住民への情報伝達系統
- ③ 要配慮者及び支援者への情報伝達系統

第2項 防災資機材等整備計画〔総務課、建設環境課、生き生き対策課、上下水道課〕

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策用資機材等の整備に努め、随時点検を行い保管に万全を期す。

施策の体系

■防災資機材等整備計画

- 水防用資機材の整備
- 救助用資機材の整備
- 医療用資機材の整備
- 給水用資機材の整備
- その他の資機材の整備

1 水防用資機材の整備〔総務課、建設環境課〕

速やかな水防活動が行えるよう、災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材等の整備、拡充を図る。

2 救助用資機材の整備〔総務課、建設環境課〕

大規模地震による家屋の倒壊、集中豪雨等による土砂災害の発生に備え、救助用資機材の整備に努める。

3 医療用資機材の整備〔生き生き対策課〕

医師会等と連携して、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材の確保に努める。

4 給水用資機材の整備〔上下水道課〕

給水タンク車、給水タンク、給水ポリタンク、給水袋、緊急用浄水機等の計画的整備に努める。

5 その他の資機材の整備〔総務課〕

その他災害時に必要となる資機材について、計画的な整備に努める。

※資機材一覧：資料編参照

第3項 防災体制等整備計画〔総務課、秘書人事課、建設環境課〕

町は、災害発生時の応急対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び住民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

また、防災対策のための基盤として、通信施設やその他の防災拠点施設等の維持管理並びに整備・充実に努める。

施策の体系

■防災体制等整備計画

- 災害応急対策諸活動体制の整備
- 大規模災害発生時における庁舎の機能継続
- 通信施設の整備
- 防災拠点機能の整備
- 大規模停電対策

1 災害応急対策諸活動体制の整備〔総務課、秘書人事課〕

災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(1) 業務継続計画の策定

災害時に業務が継続できるよう、町の業務継続計画を策定する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(2) 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄

災害応急対策活動に従事する職員の食料、水等の物資の備蓄に努める。

(3) 研修、訓練

夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。

また、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓

練を通じて、職員に周知し、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

(4) 防災関係機関との連携

県をはじめとする町域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。

また、県が作成する「応援職員における奈良県への受入れ及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえて、派遣職員の受入れ体制の整備に努める。

2 大規模災害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大災害時の倒壊等の防止にとどまらず、大災害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- (1) 新規に建物を設計及び建築する際は、大災害及び大災害等により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- (2) 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- (3) 大災害等の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

3 通信施設の整備 [総務課]

災害発生時に各種情報の収集や伝達を迅速かつ的確に行うため、通信体系の重層化に努める。

(1) 気象情報等の確保充実

災害の未然防止・軽減のため、的確な気象情報の把握、迅速な伝達を図るとともに、必要な気象及び水位等観測体制の整備に努める。

(2) 有線通信連絡網の整備

災害時における情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、防災活動拠点等における既存の有線電話（NTT加入電話）の整備充実と、文字・図形情報の伝達のためファクシミリの拡充を図る。

(3) 町防災行政無線等の整備拡充

住民に迅速かつ的確な災害や被害発生状況等の情報を提供するため、町防災行政無線の整備拡充に努める。また、自家用発動発電機など非常用電源設備の整備に努める。

(4) 県防災行政通信ネットワーク

町、県及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能

維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(5) Lアラート

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知する。

(6) 情報伝達訓練等の実施

災害時に迅速かつ的確な災害や被害発生状況等の情報を収集・伝達が行えるように、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

特に、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように通信訓練を実施する。

(7) 加入電話の災害時優先措置

災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくい場合が予想されるため、西日本電信電話株式会社に対し、加入電話の災害時優先措置の実施を申し出る。

(8) 住民との情報伝達体制の確立

災害時に住民等に対して、被害状況や避難・生活支援に関する情報を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制や方法を確立する。

4 大規模停電対策

(1) 町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(2) 町、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

(3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(4) 町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第4項 防災拠点機能の整備 [総務課、まちづくり推進課]

災害発生時に的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できるように、平時から防災拠点となる施設の安全性を確保する。

防災活動拠点の整備については、災害対策本部室に近接した場所に、上牧町における救護・救援、復旧活動等の防災拠点を集約した防災活動拠点を整備する検討を行う。

■防災活動拠点の諸機能

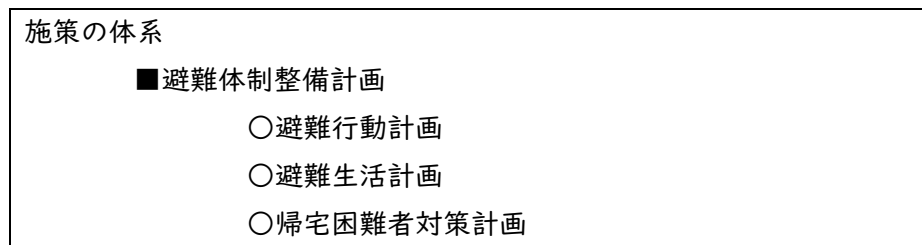
機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時 <ul style="list-style-type: none"> ○県から派遣された要員や緊急物資の集積場所等 ○町域の消防、救援・救助、復旧等の活動拠点 ○要員や資機材の集積場所 ○物資の備蓄・保管場所 ② 平時 <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練、防災知識の普及・啓発 ○防災教育等の地区の防災活動の拠点
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 県広域防災拠点から搬入される緊急物資及び復旧資機材の集積・配送スペース ② 防災活動のための駐屯スペース ③ 物資及び復旧資機材の備蓄施設 ④ 防災ヘリポート

第5項 避難体制整備計画〔総務課、まちづくり推進課、建設環境課、福祉課、生き生き対策課、教育総務課、社会教育課、文化振興課〕

町は、県や防災関係機関と連携して、災害発生時に円滑な避難を行うため、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

また、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努めるとともに、在宅被災者等についても必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

さらに、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。



1 避難行動計画〔総務課、まちづくり推進課、建設環境課、福祉課、生き生き対策課、教育総務課、社会教育課、文化振興課〕

切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設として、指定緊急避難場所を指定するとともに、災害から生命、身体を守る危険回避行動に関する次の予防対策を実施する。

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を災害の種類ごとに指定する。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

また、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知し、公示する。

なお、当該指定緊急避難場所の指定を取り消すときも同様に、その旨を知事に通知し、公示する。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により

避難上の支障を生じさせないものであること。

- ③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでないが、④、⑤に適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。町は、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- ④ 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- ⑥ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- ⑦ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

※指定緊急避難場所・指定避難所一覧：資料編参照

(2) 避難路の選定

次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ① 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- ② 避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、崖崩れなど二次災害の危険がない道路とする。
- ③ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- ④ 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

(3) 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県と連携して、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- ① 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- ② 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- ③ 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- ④ 近隣居住者を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- ⑤ 避難場所の開錠・開設を自治会（自主防災組織）で担うなどの円滑な避難のための、

地域のコミュニティを活かした避難活動の促進

- ⑥ 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して避難場所の災害種別を明示

(4) 指定緊急避難場所の公表

指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表する。

また、指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うとともに、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

(5) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築

発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を検討し、避難情報の判断・伝達マニュアルを策定する。

策定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月国土交通省砂防部）等を参考にする。

なお、避難指示等の発令基準は、河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を使用した具体的な基準となるよう配慮するとともに、避難指示等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(6) 情報伝達手段の確保

発災時においても、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。また、その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- ① テレビ放送
- ② ラジオ放送
- ③ 防災行政無線（同報系）
- ④ IP告知システム
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS
- ⑦ 広報車

- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
- ⑨ 消防団、自治会（自主防災組織）、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

(7) 住民への周知及び啓発

① 災害に関するリスク等の開示

円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準等を周知する。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。

② ハザードマップの内容の理解促進

地震、洪水、土砂災害等のハザードマップを作成し、地域の危険性について周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにするとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

③ 迅速かつ適切な避難行動等の促進

災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組むものとする。（参考：第2章第3節第3項 要配慮者対策計画）

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。

(8) 避難計画の策定

災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- ② 避難指示等の発令区域・タイミング

- ③ 水害、土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害の発生
- ④ 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ⑤ 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ⑥ 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- ⑦ 避難準備及び携帯品の制限等
- ⑧ その他必要な事項

(9) 防災上重要な施設への指導

学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者に対して、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難訓練を実施するよう指導する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ③ 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- ④ 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

※社会福祉施設一覧：資料編参照

(10) 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自治会（自主防災組織）を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。町は、県から必要な支援、助言を受けることができる。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。

(11) 自宅療養者等の避難

保健所と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2 避難生活計画 [総務課、まちづくり推進課、福祉課、生き生き対策課、教育総務課、社会教育課、文化振興課]

一定期間滞在して避難生活をおくる場所として、指定避難所を指定するとともに、避難生活に関する次の予防対策を実施する。

(1) 指定避難所の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染

症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知し、公示する。

なお、当該指定避難所の指定を取り消すときも同様に、その旨を知事に通知し、公示する。

指定に当たっては次の事項に留意する。

- ① 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③ 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、町と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。
- ⑥ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては指定緊急避難場所として使用することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

※指定緊急避難場所・避難所一覧：資料編参照

(2) 多様な施設の利用

避難所では、避難者を十分収容できない場合に備えて、県有施設を二次的避難所として、利用できるよう県有施設の管理者と事前調整する。

また、二次的避難所でも避難者が十分収容できない場合に備え、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入等に関する事前調整に努める。

さらに、寺院、ホテル、旅館等の民間施設や国の施設、個人の住宅等について、避難所としての利用可否を検討しておく。

(3) 指定避難所の整備

指定避難所について、町は、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施

設・設備の整備に努める。

① 指定避難所に指定されている施設等の整備

ア トイレのバリアフリー化等

要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

イ 耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、被構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

特につり天井については、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

ウ 家庭動物のための避難スペース確保

必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

② 設備の充実による避難施設としての機能強化

ア 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機

イ 衛星携帯電話等複数の通信手段

ウ 換気や空調、照明設備

エ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

オ 食料、飲料水、生活用品

カ マスクや手指消毒液

キ 冷暖房施設

ク マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料

ケ 簡易トイレ

コ パーティション

サ 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄

シ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備 等

③ 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

ア 紙おむつ等の介護用品

イ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

ウ 生理用品

エ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(4) 指定避難所の公表

指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するよう努める。

(5) 指定避難所の運営体制の整備

自治会（自主防災組織）等と協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

① 避難所運営マニュアルの活用

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、町が作成した「上牧町避難所運営マニュアル」及び「上牧町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を活用し、要配慮者への対応や女性への配慮を含めるとともに、地域の実情に応じた適切な避難所運営に努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

② 避難所としての学校施設利用計画の策定

指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

③ 住民等による避難所の運営体制の整備

地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

④ 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自治会（自主防災組織）や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

⑤ 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。

町、県は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について

勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

⑥ 普及啓発

マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

⑦ 平常時の感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(6) 在宅被災者等への支援体制の整備

在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

(7) 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

3 帰宅困難者対策 [総務課]

県と連携して、過去の災害教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進に努める。

(1) 普及啓発

地震等の災害発生時には、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発に努める。

① 住民への普及啓発

地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

② 企業等への普及啓発

従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

③ 集客施設や公共交通機関への普及啓発

大規模水害、台風や地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の確保

所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるように努める。

(3) 情報提供の体制づくり

避難所、交通機関の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページ、お知らせ（登録制）メール、エリアメール・緊急速報メール等の活用や関係機関と連携した情報提供体制の整備に努める。

第6項 救急・救助体制整備計画〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

奈良県広域消防組合西和消防署は、災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防署における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、住民の協力のもと、救急救助体制の整備に努める。

施策の体系

- 救急・救助体制整備計画
 - 救急資機材の整備
 - 救急医療情報通信体制の整備
 - 要配慮者に対する救急救助体制の整備
 - 消防団の救急救助活動能力の向上
 - 住民による救急体制の整備

1 救急救助資機材の整備

救急救助資機材の備蓄を推進するとともに、救急告示病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

2 救急医療情報通信体制の整備

救急告示病院・医師会等との相互情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時、把握できるよう体制を整備する。

3 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、自治会（自主防災組織）、ボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみによる要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

4 消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、活動能力の向上に努める。

5 住民による救急救助体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに越える事態に備え、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことのできるよう、下記の事項について周知・啓発する。

- (1) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発
- (2) 住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(3) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

第7項 医療救護体制整備計画 [生き生き対策課、建設環境課]

町は、県や北葛城地区医師会等関係機関と連携して、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻等の違いや災害発生の時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる地域保健医療活動体制の整備を図る。

施策の体系

■ 医療救護体制整備計画

- 災害時保健医療活動体制の整備
- 医薬品等の確保
- 病院付近の道路の整備

1 災害時保健医療活動体制の整備 [生き生き対策課]

(1) 広域保健医療活動体制の構築

近隣市町村、広域市町村との医療救護に関する応援協定の締結に努める。

(2) 医療救護所の設置準備

医療救護班の活動場所となる医療救護所の設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等の整備に努める。

また、医療救護所設置予定場所は次の場所とし、あらかじめ住民に周知する。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 学校の保健室
- ③ 避難所
- ④ 町の庁舎
- ⑤ 町関係外部施設
- ⑥ その他応急救護所の設置が必要な場所

(3) 医療関係機関との連携

中和保健所と連携して、災害拠点病院、救急告示病院、北葛城地区医師会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関と災害時の保健医療活動チームを確立するため、連絡体制の整備を図る。

※町及び周辺の病院等一覧：資料編参照

2 医薬品等の確保 [生き生き対策課]

(1) 病院等との在庫協定

町内の病院との在庫協定締結に努めるとともに、北葛城地区医師会等関係機関を通じて、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについても協力を依頼する。

(2) 相互応援協定

近隣市町村、広域市町村との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。

(3) 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

3 病院付近の道路の整備 [建設環境課]

災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

第8項 緊急輸送体制整備計画〔総務課、建設環境課〕

町は、大災害時に備えて、避難所への誘導、その他緊急物資・資材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

施策の体系

■緊急輸送体制整備計画

- 道路整備の基本方針
- 避難路整備計画
- 緊急輸送道路整備計画
- 緊急ヘリポートの指定
- 緊急輸送体制の整備

1 道路整備の基本方針

- (1) 県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。
- (2) 災害時における緊急輸送道路の指定及び整備を推進する。
- (3) 避難所をはじめ、町内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- (4) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の整備に努める。

2 避難路整備計画〔建設環境課〕

災害発生時における避難場所への避難及び二次災害等に伴う避難場所間の移動が安全に行われるよう、道路改良事業のほか、都市計画道路の整備により、総合的な避難路整備に努める。

3 緊急輸送道路整備計画〔建設環境課〕

県が指定する次の緊急輸送道路から町の防災拠点に連絡する町道について、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用し、計画的・重点的な防災対策を推進する。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号等）
- ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号等）
- ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号等）
- ④ 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線等）

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

※緊急輸送道路一覧：資料編参照

4 緊急ヘリポートの指定 [総務課、建設環境課]

(1) 災害による交通途絶、又は緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。

(2) 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急輸送道路とする。

※緊急ヘリポート一覧：資料編参照

5 緊急輸送体制の整備 [総務課]

(1) 車両の確保

① 町有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

② 平常時に車両の提供について関連業者と協議し、災害時の車両確保に努める。

③ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の確保を図る。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両や規制除外車両として使用される車両について県（公安委員会）に事前に届出を行う。

※緊急通行車両等の申請様式：資料編参照

※緊急通行車両を示す標章：資料編参照

(3) 輸送拠点の指定等

① 物資の受入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。

② 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。

③ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

(4) 燃料の確保

燃料販売業者との間に災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなど、車両燃料の確保に努める。

第9項 食料、生活必需品確保体制整備計画〔総務課、建設環境課〕

町は、町内各所に非常食料、生活必需品等を備蓄するための倉庫を整備し必要量の備蓄を行う。また流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町村への応援要請等、食料、生活必需品の総合的な確保体制の確立を図る。

物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

施策の体系

■物資確保体制整備計画

○物資確保対策

○確保すべき物資の種類

○備蓄品の管理

1 物資確保対策

広域交通及び町内交通に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次の対策を行う。

(1) 物資の確保

① 町の備蓄

食料・生活必需品等について備蓄目標を定め、計画的に備蓄を行う。

② 住民に対する備蓄の啓発

住民に対して防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分程度の飲料水・食料品などを各家庭で備蓄するよう広報・防災パンフレット等を通じて指導、啓発を行う。

③ 流通備蓄

町内外の商品販売業者との協定を促進し、在庫積み増し、緊急手配による調達等の協力体制の整備を図る。

なお、協定締結済みの業者等とは、応援協定締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等をあらかじめ確認する。

④ その他

県外を含め、広域の市町村と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

※町の備蓄状況一覧：資料編参照

(2) 補給ルートの確保

① 国、県に要請して、広域道路網（緊急輸送道路）の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。

- ② 備蓄倉庫、収容避難所を含めた町内各防災拠点を結ぶ道路網の整備に努める。

※町の備蓄倉庫：資料編参照

(3) 物資の調達及び供給計画に基づく環境整備

被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく地域に則した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

なお、物資の調達及び供給計画には、調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにするとともに、その他、物資の調達に必要なことを定める。

(4) 県への報告

平時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

2 確保すべき物資の種類

確保すべき物資は、食料、飲料水、生活必需品等とする。

なお、物資は、要配慮者、女性、子どもにも配慮したものとする。

3 備蓄品の管理

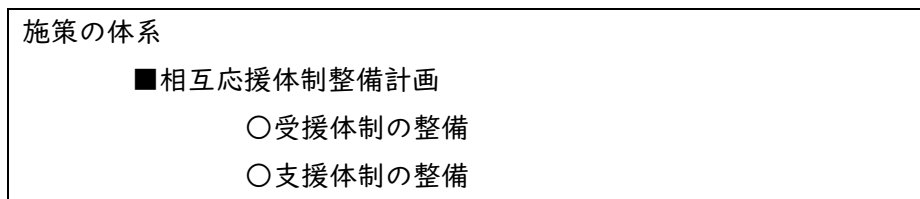
災害対策用物資の分散備蓄を推進するため、防災倉庫の整備に努める。

また、備蓄物資は、定期的に点検し、維持管理に努めるとともに、不足するものについては適宜補充する。

第10項 相互応援体制整備計画 [秘書人事課、企画財政課、総務課]

町は、町域において災害が発生し、町単独では救援措置等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、防災関係機関等からの支援を迅速かつ円滑にうけることができるよう受援体制を整備する。

また、町外での大規模災害発生時に備えて、県と連携して、被災地への人的支援、町外・県外からの避難者の受入れなどの支援体制の整備に努める。



1 受援体制の整備

(1) 防災関係機関の相互応援体制の整備

災害時に町独自では十分な応急措置が実施できない場合に備えて、他の市町村に応援を求める「災害時相互応援協定」締結を推進し、円滑な応急措置の実施体制を整備し、実効性の確保に留意する。

被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

(2) 応援受入体制の整備

県と連携して、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理するとともに、県が作成する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」の内容を把握し、応援計画（マニュアル）の作成に努める。

また、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

(3) 自衛隊災害派遣要請体制の整備

災害派遣に係る業務内容及びその方法等について、事前に所轄の自衛隊及びその他関係機関と協議し、災害時における自衛隊の円滑な応援派遣体制の確立を図る。

(4) 関係団体との協定

災害時における応急対策を円滑に実施するため、流通業者や関係団体との協定締結を推進する。

- ① 流通業者との協定
- ② 土木・建設業団体との協定
- ③ 医療・医薬品団体との協定
- ④ その他関係団体との協定

2 支援体制の整備

(1) 人的支援体制の整備

医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

また、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互連携協力内容の確認に努める。

(2) 被災者受入体制の整備

県と連携して、大規模災害の発生や原子力発電所事故における大量の被災者を受入れる体制整備に努める。

また、大量の被災者を長時間受入れる場合を想定し、宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について検討を行う。

第5節 ライフラインに関する計画

第1項 電気通信設備等災害予防計画〔総務課、電気通信事業者〕

町は、災害発生時における通信の疎通維持を図るため、平時より電気通信事業者と情報連絡体制の確立に努める。

また、電気通信事業者は、災害発生時における通信の疎通維持、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、万全の予防措置を講じる。

施策の体系

■通信施設災害予防計画

○情報連絡体制の整備

○電気通信設備等の災害予防対策

1 情報連絡体制の整備〔総務課〕

災害の発生に備えて、電気通信事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 電気通信設備等の災害予防対策〔電気通信事業者〕

電気通信事業者は、それぞれの防災計画等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。

なお、県地域防災計画に定められる電気通信事業者各社の災害予防対策は次の通りである。

(1) 西日本電信電話株式会社

- ① 電気通信設備等の防災計画
- ② 災害対策用機器並びに車両の確保
- ③ 災害対策用資機材等の確保と整備
- ④ 情報伝達方法の確保
- ⑤ 防災に対する教育、訓練
- ⑥ 災害時優先電話

(2) 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

- ① 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加
- ② 電気通信設備等に対する防災計画

- ③ 重要通信の確保
 - ④ 災害対策用機器及び車両等の配備
 - ⑤ 災害対策用資機材等の確保と整備
- (3) KDDI株式会社（携帯電話）
- ① 防災に関する関係機関との連絡調整
 - ② 通信設備等に対する防災設計
 - ③ 通信網等の整備
 - ④ 災害対策用機器、車両等の配備
 - ⑤ 災害時における通信の疎通計画
 - ⑥ 社員の動員計画
 - ⑦ 社外関係機関に対する応援又は協力の要請
 - ⑧ 防災に関する教育、訓練
 - ⑨ 大規模地震対策措置法に係る防災強化
- (4) ソフトバンク株式会社（携帯電話）
- ① 顧客への発災時の支援
 - ② 社内体制の整備
 - ③ 防災訓練の実施
 - ④ 応急復旧設備の配備

第2項 電力施設災害予防計画〔総務課、電気事業者〕

町は、災害発生時における電力の供給を確保するため、平時より電気事業者と情報連絡体制の確立に努める。

また、電気事業者は、電力施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震災害をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

施策の体系

■ 電力施設災害予防計画

- 情報連絡体制の確立
- 電力施設の災害予防対策

1 情報連絡体制の整備〔総務課〕

災害の発生に備えて、電気事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、広域的な停電等の突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 電力施設の災害予防対策〔電気事業者〕

電力施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域での二次災害防止と被災地域外における電力供給確保を目的として、電力の供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

なお、県地域防災計画に定められる関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社の災害予防対策は次の通りである。

- (1) 防災教育
- (2) 防災訓練
- (3) 電力設備の災害予防措置に関する事項
- (4) 防災業務施設及び設備の整備
- (5) 復旧用資機材等の確保及び整備
- (6) 電気事故の防止

第3項 ガス施設災害予防計画〔総務課、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者〕

町は、災害発生時におけるガスの供給の確保や二次災害を防止するため、平時よりガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と情報連絡体制の確立に努める。

また、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等は、ガス施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震災害をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

施策の体系

■ガス施設災害予防計画

○情報連絡体制の整備

○ガス施設の災害予防対策

1 情報連絡体制の整備〔総務課〕

災害の発生に備えて、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 ガス施設の災害予防対策〔ガス小売事業者・一般ガス導管事業者〕

ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域外におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

なお、県地域防災計画に定められる大阪ガスネットワーク株式会社の災害予防対策は次の通りである。

- (1) 防災体制の整備
- (2) ガス施設対策の実施
- (3) その他の防災設備
- (4) 教育訓練
- (5) 広報活動

第4項 上水道施設災害予防計画〔上下水道課〕

町は、災害の発生による上水道等の給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するために、平常時から幹線配水管等の水道施設を整備点検し、できる限り断水を防止して円滑に送水できるよう対策を講じる。

また、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水を行えるよう、また甚大な被害を受けて一時的に送水不可能となった場合においても応急処置による給水が行えるよう、平常時から対策を講じる。

施策の体系

■上水道施設災害予防計画

- 水道施設の点検・監視等
- 給水車の整備点検
- 資材の備蓄
- 水道施設の耐震性の強化
- 水道施設の土砂災害対策
- 給水データベースの整備
- 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

1 水道施設の点検・監視等

幹線配水管については、配水池及び管理室で給水量及び水位を連続監視し、事故の早期発見に努める。

2 給水車の整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から月1回給水車及び給水タンクを点検整備するとともに、他市町村と相互応援協定の締結に努める。

3 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄に努める。

4 水道施設の耐震性の強化

給水管、配水管については、今後、耐震性と可撓性にすぐれたポリエチレン管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、ダクタイト管等への置き換えを図るとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継手等の使用を推進する。

5 水道施設の土砂災害対策

水道事業者等は、指定されている土砂災害(特別)警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。

6 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

7 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練の実施に努める。

第5項 下水道施設災害予防計画〔上下水道課〕

町は、下水道事業の実施については、事業認可区域内において緊急かつ効果的な地域から速やかに促進を図る。

また、災害時における被害の防止のため、下水管、電気設備、通信設備等に関して、平常時から巡回点検を行って異常箇所の早期発見に努め、必要な補修・改良を実施する。

施策の体系

- 下水道施設災害予防計画
 - 管路施設の整備
 - 資機材の備蓄
 - 緊急時措置訓練の実施
 - 水害予防
 - 下水道施設の耐震化

1 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と修理、災害復旧対策に重点をおく。

2 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるように、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄する。

また、避難所等に対するマンホールトイレの整備について検討する。

3 緊急時措置訓練の実施

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、災害を想定した訓練を随時実施し、問題点をまとめて整理する。

4 水害予防

異常気象に備え自家発電、予備機器の整備点検を定期的を実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を実施する。

また、定期的にマンホール等の地表から異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

さらに、雨天時の流入水量が増大することから不明水の究明の推進に努める。

5 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とすることに努める。

なお、すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

第6節 地震災害予防計画

第1項 地震防災緊急事業五箇年計画〔各課〕

町は、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

※地震防災緊急事業五箇年計画：資料編参照

第2項 二次災害防止体制の整備計画 [まちづくり推進課、奈良県消防組合西和消防署]

地震災害には連鎖性があり、地震直後に発生する同時多発火災、特殊施設災害、土砂災害等極めて危険な二次災害を起こす可能性が高い。これらの二次災害に備えて、町は、土砂災害、建築物災害、宅地災害等の防止活動を行うための体制を整備する。

また、奈良県広域消防組合西和消防署は、危険物等災害の防止活動を行うための体制を整備する。

施策の体系

■二次災害防止体制の整備計画

- 土砂災害の防止
- 建築物災害の防止
- 宅地災害の防止
- 危険物等災害の防止

1 土砂災害の防止 [まちづくり推進課]

地震災害時においては、地盤の緩み等による土石流、斜面崩壊、地すべり等の土砂災害が発生する危険がある。災害の発生する危険のある箇所をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検を実施できる体制を整備し、二次災害の防止を図る。

(1) 二次災害の危険箇所の把握

大規模地震時における二次災害として土砂災害の発生する危険のある箇所をあらかじめ以下のように整理し、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

- ① 土砂災害警戒区域等の地区別一覧の作成
- ② 土砂災害警戒区域等の地区別位置図の作成

(2) 二次災害危険箇所に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における土砂災害警戒区域等の点検体制を以下のように作成し、迅速かつ円滑な点検活動を実施する。

- ① 土砂災害警戒区域等点検マニュアルの作成
- ② 土砂災害警戒区域等点検体制の作成
- ③ 土砂災害警戒区域等の点検に必要な資機材等の調達先の明確化

2 建築物災害の防止 [まちづくり推進課]

大規模地震時における住宅等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、建築物に係る二次災害の防止を図る。

(1) 応急危険度判定実施体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合に備えて、被災建築物応急危険度判定マニュアル

等をあらかじめ確認し、判定士の確保方法、判定士の受入れ施設、判定実施の準備（必要な資機材や備品の整備）等に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定制度に関する啓発等

県や建築関係団体と連携して、住民に対して、被災建築物応急危険度判定士制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

3 宅地災害の防止 [まちづくり推進課]

大規模地震時における宅地等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災宅地応急危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、宅地に係る二次災害の防止を図る。

(1) 宅地の安全性の向上

県と連携して、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、県が作成した大規模盛土造成地マップをホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

(2) 危険度判定実施体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合に備えて、被災宅地危険度判定実施マニュアル等をあらかじめ確認し、判定士の確保方法、判定士の受入れ施設、判定実施の準備（必要な資機材や備品の整備）等に努める。

(3) 宅地防災に関する啓発等

県と連携して、毎年5月の宅地防災月間において、啓発ポスター、パンフレットの配布等、広く住民に対して、宅地の安全に対する意識の高揚や被災宅地危険度判定制度の普及・啓発に努める。

(4) がけ地近接危険住宅移転

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、必要に応じて、県の技術的指導に基づき、がけに近接する危険住宅の移転の促進に努める。

4 危険物等災害の防止 [奈良県消防組合西和消防署]

大規模地震時における危険物等施設の安全性を確認し、危険物による有毒ガスの発生など危険物等による災害を防止する体制を整備し、危険物に係る二次災害の防止を図る。

(1) 危険物等施設の把握

大規模地震時における危険物等による二次災害の発生する危険箇所をあらかじめ以下のように整理し、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

- ① 危険物等施設の地区別一覧の作成
- ② 危険物等施設の地区別位置図の作成

(2) 危険物等施設に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における危険物等施設の点検体制を以下のように作成し、

迅速かつ円滑な点検活動を実施する。

- ① 危険物等施設点検マニュアルの作成
- ② 危険物等施設点検体制の作成
- ③ 危険物等施設の点検に必要な資機材等の整備及び調達先の明確化

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

第1項 災害未然防止対策〔各課〕

町は、早期避難により風水害等による人的被害を軽減するため、情報を迅速かつ的確に把握するための体制を確立して、災害未然防止に努める。

1 風水害発生直前の体制

表 災害警戒時の体制

防災体制	風水害		
	災害の程度等	河川水位の目安	土砂災害の目安
情報連絡本部体制	○台風の接近により大雨注意報等が発表 ○大雨警報等の発表	○水防団待機水位に到達	
災害警戒本部体制	○台風の接近により大雨警報等が発表 ○記録的短時間大雨情報の発表	○氾濫注意水位に到達	○土砂災害警戒情報の発表

(1) 情報連絡本部体制

情報連絡本部は、気象情報の確認など以下の業務を行い、災害の未然防止対策を実施する。

- ① 気象情報の把握
- ② 雨量、河川の水位、土砂災害など被害の発生状況の確認
- ③ 県等防災関係機関との情報連絡
- ④ 風水害の危険が強まった場合の措置

- ア 災害警戒本部又は災害対策本部に移行するための業務
- イ 必要な場合、避難地区住民に対し高齢者等避難を発令
- ウ その他災害未然防止のため必要な事項の実施

(2) 災害警戒本部体制

災害警戒本部は、気象情報の確認、被害状況の把握など以下の業務を行い、災害の未然防止対策を実施する。

- ① 気象情報の把握及び住民への伝達
- ② 雨量、河川の水位、土砂災害など被害の発生状況の確認及び必要な応急処置
- ③ 県等防災関係機関との情報連絡
- ④ 風水害の危険が迫った場合の措置

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対策

- ア 災害対策本部に移行するための業務及び職員の動員
- イ 必要な場合、避難地区住民に対し避難指示等を発令
- ウ その他災害未然防止のため必要な事項の実施

第2項 気象予警報等の把握〔総務課〕

町は、台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、町域に係る気象注意報、警報、特別警報、その他の気象情報、土砂災害警戒情報、水防警報等の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視し、状況に応じた災害警戒体制をとる。

また、県や防災関係機関と相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

1 気象予警報の種類

(1) 予報及び警報の定義

表 予報及び警報の定義

区 分	内 容
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警 報	重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に最大級の警戒の呼びかけを行う予報

(2) 警報・注意報の発表基準

[上牧町の警報・注意報発表基準] 令和3年6月8日現在

○府県予報区：奈良県 ○一次細分区域：北部 ○市町村等をまとめた地域：北西部

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準	129
	洪水	流域雨量指数基準	葛下川流域=11.4	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	103	
	洪水	流域雨量指数基準	葛下川流域=9.1	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上 又はかなりの降雨 ^{*2}		
	低温	最低気温-5℃以下 ^{*3}		
	霜	4月以降の晩霜		
	着氷			
着雪	24時間降雪の深さ:20cm 以上、気温: -2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100 mm	

^{*1} (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

^{*2} 気温は奈良地方気象台の値。

^{*3} 気温は奈良地方気象台の値。

[市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説]

① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こ

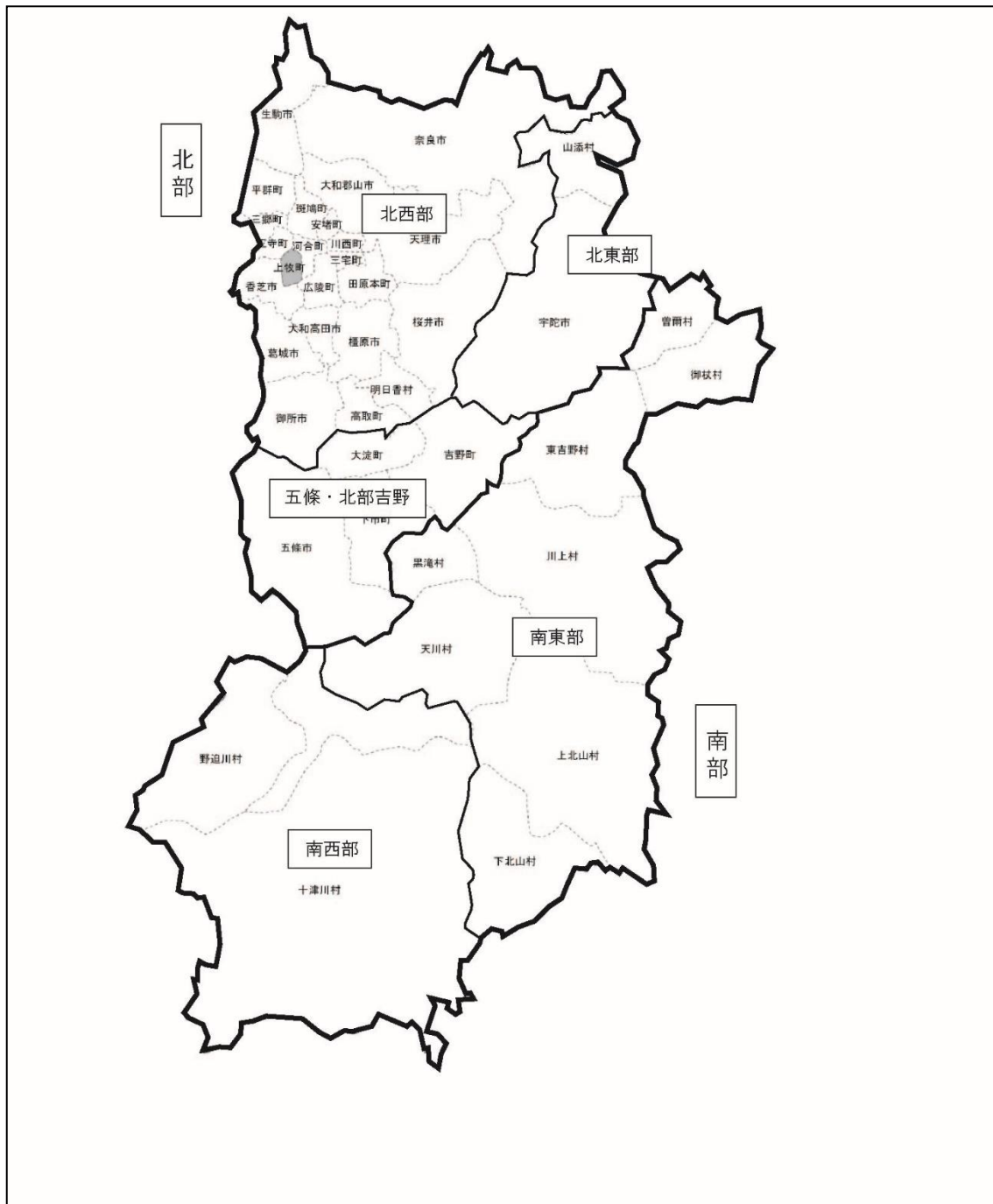
第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

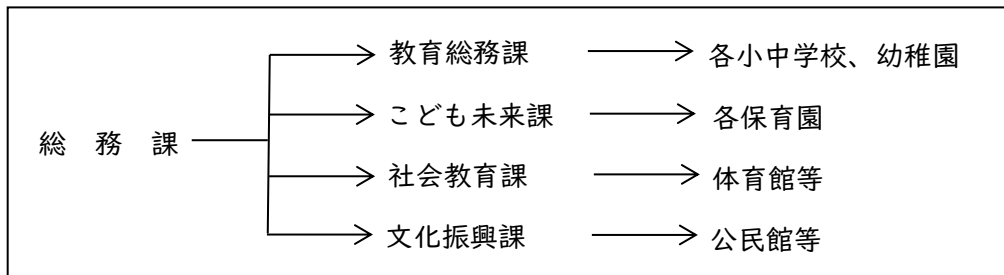
るおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

- ② 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ③ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- ④ 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報、土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- ⑤ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑦ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- ⑧ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑨ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- ⑩ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑪ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

図 奈良県の注意報・警報区域細分図



(上牧町庁内における気象予警報等の伝達)



2 水防警報

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて水防警報をしなければならないこととなっている。(水防法第16条)

(1) 水防警報指定河川

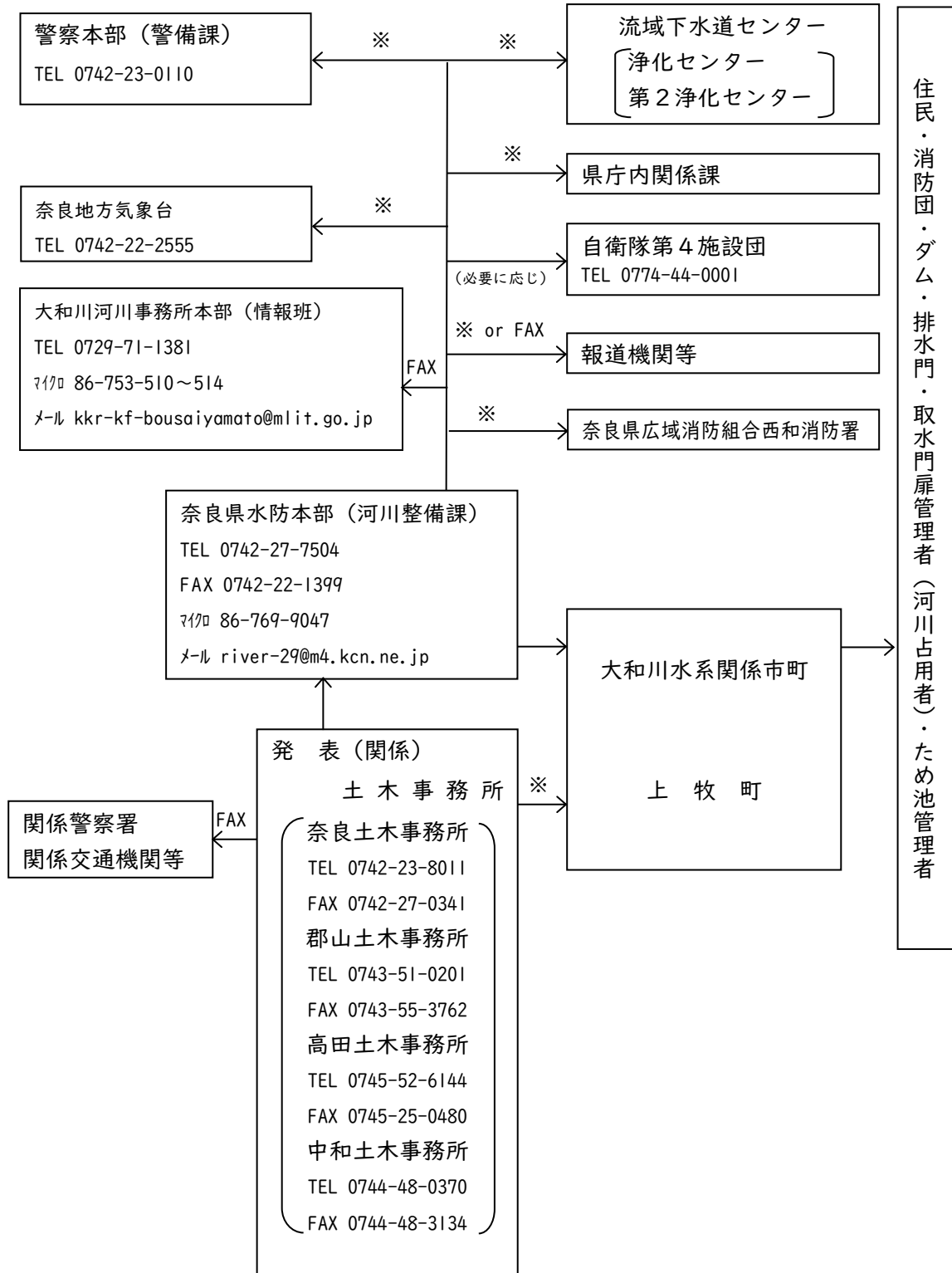
本町関係では、県知事により、葛下川が水防警報の発令される河川に指定されている。

■奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

河川名		区域	対象量水標	水位
葛下川	左岸	大和高田市野口町 577 番地野口 大橋から大和川合流点まで	上 中	水防団待機水位 1.5m
	右岸			氾濫注意水位 2.50m 避難判断水位 3.60m 氾濫危険水位 4.10m

(2) 水防警報の伝達系統（大和川水系各河川）

※：一斉通信システム



3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としており、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、発表対象としていない。

また、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況（土砂災害の前兆現象）に気がついた場合には、直ちに安全な場所に避難する必要がある。

4 火災警報

火災気象通報は、奈良地方気象台長が県知事に通報し（消防法22条1項）、県知事から市町村長に通報される（消防法22条2項）ものである。

町長は、県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると判断したときで、必要であると認めるときは火災に関する警報を発令する。（根拠法令：「消防法第22条第3項」）

火災警報については、防災行政無線又は広報車により住民へ伝達する。

第3項 地震情報等の把握〔総務課〕

地震に関する情報を、各機関の綿密な連携のもとに迅速かつ的確に収集・伝達し、災害による被害の防止と円滑な災害応急対策活動の実施を図る。

1 地震に関する情報の種類

種 類	内 容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
その他の情報 (気象庁)	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。
緊急地震速報 (気象庁)	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

2 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対策

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期(毎月初旬から中旬)	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

4 南海トラフ地震に関連する情報

- ・「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- ・「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- ・「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
詳細は下表のとおり。

■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間程度	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

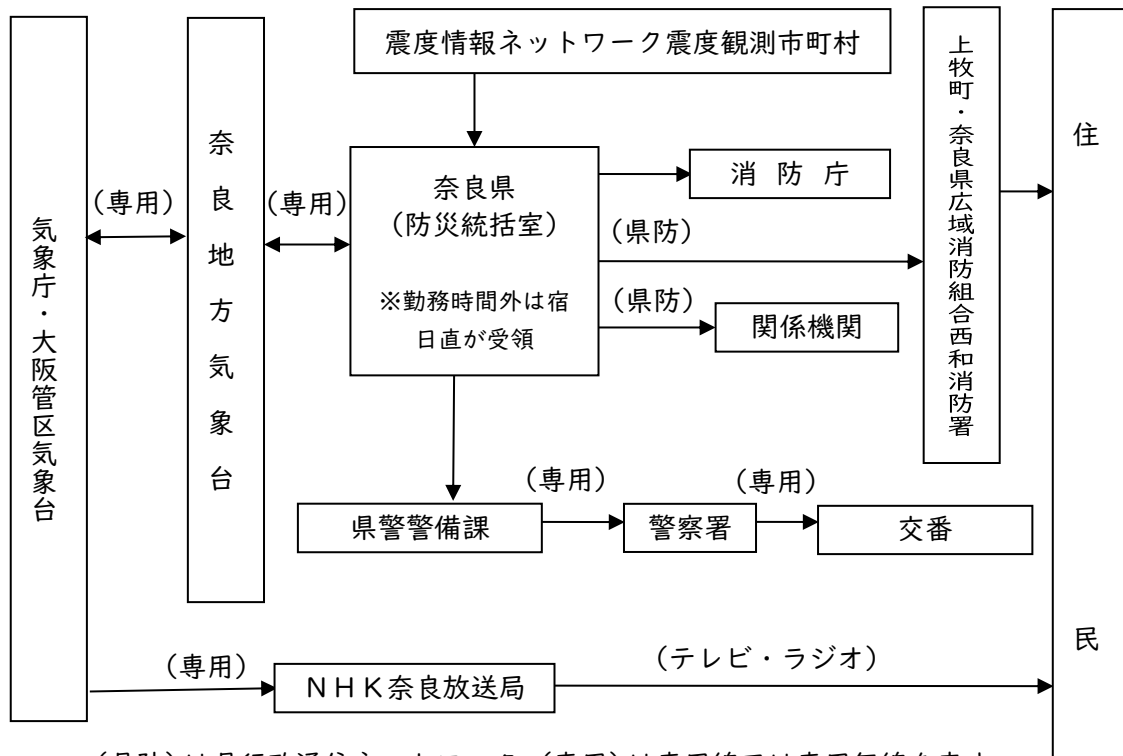
5 地震情報の受理、伝達

県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、町、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

町、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

地震に関する情報の伝達系統図は次のとおりである。

図 地震に関する情報の伝達先及び伝達系統



(県防)は県行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線を表す。

6 気象庁による震度階級関連解説表

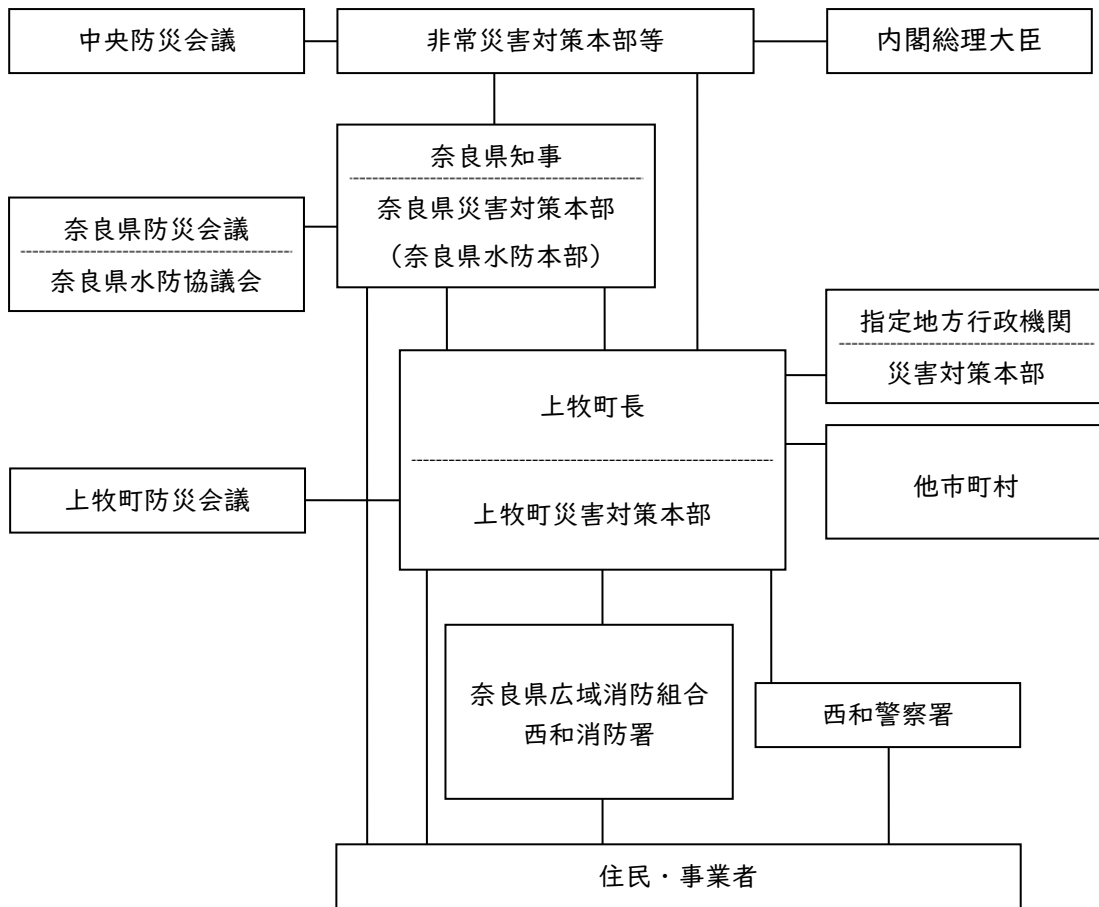
震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

※震度階級解説表：資料編参照

第2節 活動体制の確立

第1項 防災組織〔各班〕

災害の予防、応急対策及び災害復旧等の防災活動に即応するため、町、県、その他の関係機関の有機的連携を図るとともに、住民及び事業者の協力を得て総合的かつ一体的な防災体制を確立する。なお、地震災害に関する体制については、「第4章 地震災害応急対策計画 第1節 防災組織」による。



1 上牧町防災会議

「災害対策基本法第16条」及び「上牧町防災会議条例」に基づいてこの会議を設置する。町域に係る防災に関する基本方針の決定並びに町の業務を中心とした町域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施を図るとともに、災害の情報収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

※上牧町防災会議条例：資料編参照
※上牧町防災会議運営規定：資料編参照

※上牧町防災会議委員一覧表：資料編参照

2 上牧町災害対策本部

上牧町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、強力に防災活動を推進する必要があると認めるとき、町長は「災害対策基本法」及び「上牧町災害対策本部条例」に基づき、上牧町災害対策本部を設置する。災害対策本部の組織及び運営等については、「本節第2項 災害対策組織計画」に基づく。

※上牧町災害対策本部条例：資料編参照

※上牧町災害対策本部規程：資料編参照

第2項 災害対策組織計画〔各班〕

1 災害対策組織の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は必要に応じて災害対策組織を設置し、防災関係機関と緊密に連携し、災害予防、被害の防止、軽減、災害応急対策を実施する。

※上牧町災害対策本部条例：資料編参照

※上牧町災害対策本部規程：資料編参照

2 災害対策組織の種別

災害の発生状況等に応じて設置する災害対策組織は、以下の種別とする。

- (1) 情報連絡本部（本部長：総務課長）
- (2) 災害警戒本部（本部長：総務部長）
- (3) 災害対策本部（本部長：町長）

3 災害対策本部長、副本部長

- (1) 町長を本部長とし、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- (2) 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、災害対策本部の各部の長をもって充て、本部長の命を受け災害対策本部の業務に従事する。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務部長、都市環境部長、住民生活部長、健康福祉部長、教育部長、総務課長、秘書人事課長、議会事務局長、危機管理監

5 本部会議

災害警戒本部及び災害対策本部には、災害対策に関する重要な事項を協議するため、本部員（災害対策本部の各部長及び総務課長、秘書人事課長、議会事務局長、危機管理監）により構成される「本部会議」を設置し、災害対策に係る重要事項について協議し、決定する。

- (1) 配備体制の決定
- (2) 各対策部又は各班の活動調整
- (3) 高齢者等避難の発表、避難指示又は緊急安全確保の発令等に係る意思決定

- (4) 関係機関との活動調整
- (5) 県又は関係機関への応援要請に係る意思決定
- (6) 住民への広報事項の決定
- (7) 災害救助法の適用要請に関わる意思決定
- (8) 激甚災害の指定の要請に関わる意思決定
- (9) 災害警戒本部及び災害対策本部閉鎖の決定

6 部及び班

- (1) 災害対策本部に部及び班を設け、部に部長、班には班長を置く。
- (2) 部長及び班長は、災害対策本部の組織図のとおりとする。

7 地区連絡所

被害の状況等により本部長（又は副本部長）が必要と認めたときは、片岡台出張所に地区連絡所を設置し、連絡所長及び連絡所員を置く。連絡所長及び連絡所員は本部長が指名する者をもって充てる。

8 本部連絡員

各部に連絡員1名を置く。連絡員は、各部長が指名する者をもって充て、本部事務局と当該連絡員の属する部との連絡に当るものとする。

9 災害対策組織の設置及び解散基準

(1) 設置基準

災害対策本部は、以下の基準に基づき設置する。

防災体制	基準
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨等により災害が発生するおそれ又は発生した場合 ○河川（葛下川）の水位が避難判断水位に到達した場合 ○震度5強以上の地震が発生した場合 ○事故災害が発生し、多数の人命に損害があった場合

(2) 解散基準

災害対策本部は、以下の基準により解散する。

組織名称	災害の種別	基準
災害対策本部	災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の危険が解消したとき ○災害応急対策が一応終了したとき ○災害の発生の危険性が軽減し、災害警戒本部又は情報連絡本部に移行したとき

10 災害対策本部の設置場所

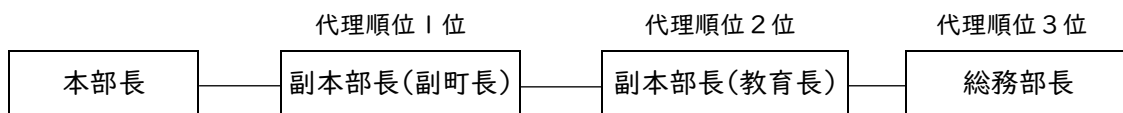
災害対策本部は、庁舎2階に設置する。ただし、本部が被災してその機能を果たしえない場合は、以下の施設を代替場所とする。

第1候補	上牧町保健福祉センター（2000年会館）
第2候補	上牧町文化センター（ペガサスホール）

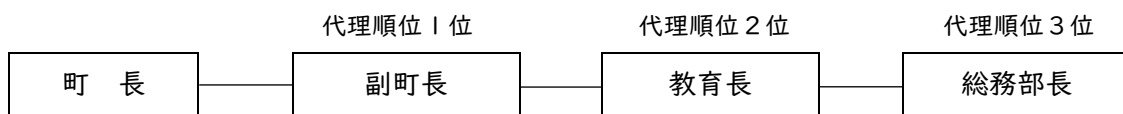
11 意思決定権者代理順位

災害対策本部等の設置にあたって、意思決定権者（本部長）が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告する。

(1) 災害対策本部設置後



(2) 災害対策本部設置前



12 災害対策本部設置の周知

(1) 本部設置の周知

災害対策本部を設置したときは、以下により関係者及び関係機関等に周知する。

通知先	通知方法	担当部・班
本部構成員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭	防災総務部総務班
県（災害対策本部）	防災行政無線、電話、口頭	防災総務部総務班
奈良県広域消防組合西和消防署	電話、口頭	防災総務部総務班
西和警察署	電話、口頭	防災総務部総務班
一般住民	防災行政無線、電話、口頭、広報車	防災総務部広報収集班
報道機関	電話、口頭	防災総務部広報収集班
隣接市町村	電話、文書	防災総務部総務班

(2) 職員への周知

部長及び班長は、本部設置の通知を受けた場合、所属職員に周知を徹底する。

13 その他災害対策本部の運営に必要な事項

(1) 本部施設の整備

災害対策本部が設置された場合、本部員等は以下の設備等を速やかに整備する。

- ① 停電時対策として、バッテリーランプ、非常用電源、ラジオ、懐中電灯等の準備及び非常用発電機の整備
- ② 電話の整備
- ③ 放送施設の整備
- ④ 防災行政無線施設の整備
- ⑤ 水防、消防及び救出に係る資機材の整備
- ⑥ 災害情報入手のため、Wi-Fi を整備

(2) 自動車の確保

本部業務遂行に必要な自動車の確保等については、防災総務部総務班が以下により行う。

- ① 防災総務部総務班は町有自動車の掌握と確保を速やかに実施する。
- ② 各部は、町有自動車が必要な場合、防災総務部総務班に配車を要請する。
- ③ 防災総務部総務班は、各部から配車要請を受けた場合、保有数、必要性等を考慮して迅速に必要な配車を実施する。
- ④ 町有自動車以外の自動車を必要とする場合、各部は防災総務部総務班を通じて関係機関に要請又は民間の自動車を借り上げて、自動車の確保を図るものとする。

※町有自動車一覧：資料編参照

(3) その他

① 標識

本部長、副本部長、部長、班長、地区連絡所長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、規則、計画等において別段の定めがある場合のほかは、別図の規格による腕章を着用するものとする。

災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、別途定めた規格による標旗をつけるものとする。

② 職員の証票

職員であることの証明は、町が発行している職員証によるものとする（根拠法令：「災害対策基本法施行規則第5条」）。

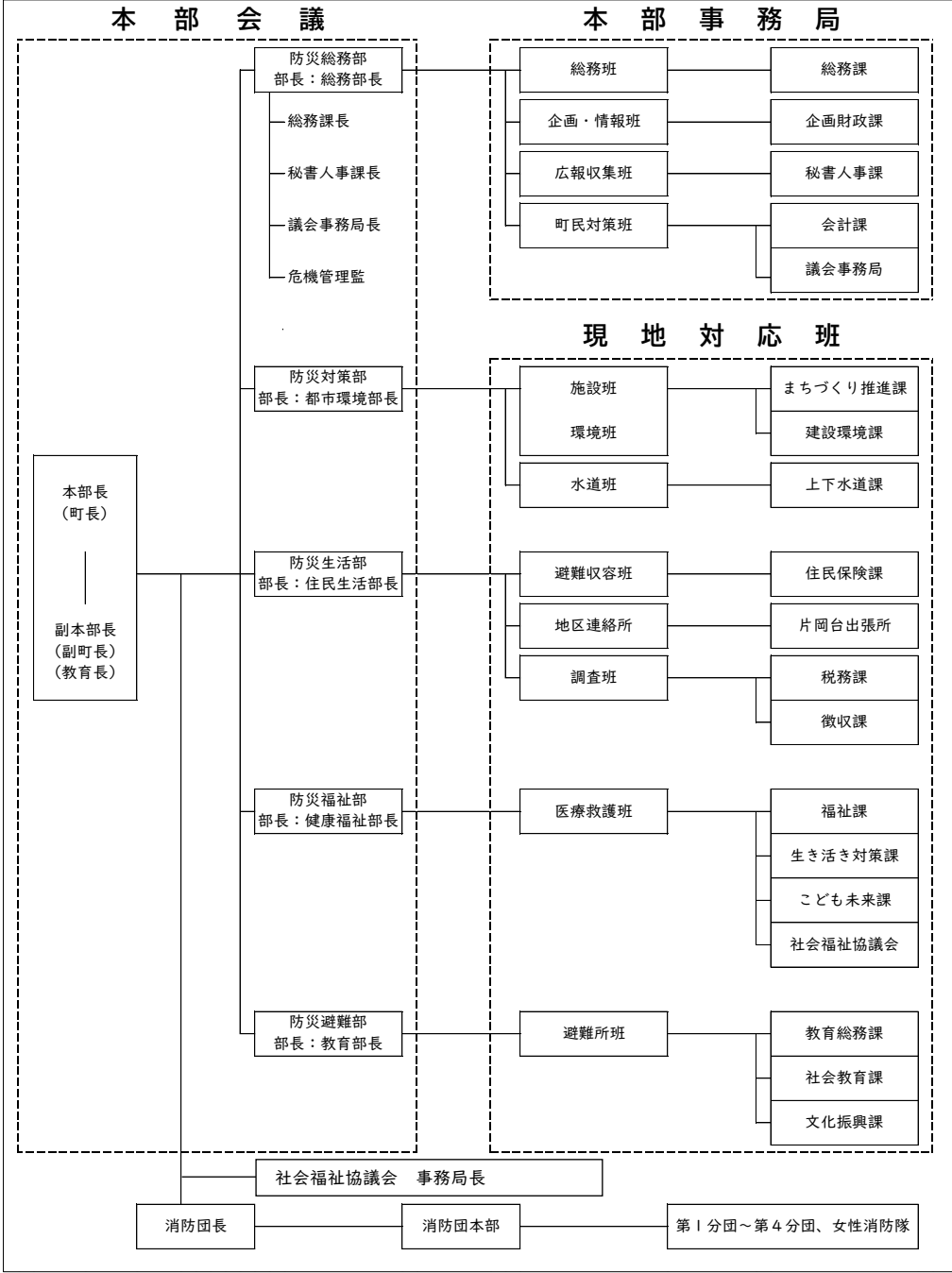
なお、「災害対策基本法第71条」の規定により職員が立ち入り検査を行う場合は、職員証を携帯し、かつ関係人の請求があるときは提示しなければならない（根拠法令：「災害対策基本法第83条第2項」）。

③ その他

災害対策本部が設置されない場合であって、特に町長の指示により動員が発令されたときは、災害対策本部が設置されたときに準じて、適宜動員に応ずるものとする。

なお、災害対策本部の運営に関するその他の事項については、必要に応じて別に定める。

14 上牧町災害対策本部組織図



※受援班が必要となった場合、「上牧町受援マニュアル」により、組織編成を行う。

15 上牧町災害対策本部各部・各班の事務分担

※上牧町災害対策本部の各部・各班事務分担：資料編参照

第3項 動員配備計画 [各班]

1 配備基準

町は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、災害対策本部等の設置に伴い以下の配備体制を確立し、応急対策業務を迅速に遂行する。

配備区分	動員規模	配備の基準
予備配備 (情報連絡本部体制)	10名程度 (予備配備に指名された職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○台風の接近により大雨注意報等が発令された場合 ○大雨警報等が発令された場合 ○水防団待機水位に到達した場合 ○震度4の地震が発生した場合 ○事故災害発生の情報があった場合
第1配備 (災害警戒本部体制)	35名程度 (第1配備に指名された職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○台風の接近により大雨警報等が発令され、災害発生の恐れがある場合 ○氾濫注意水位に到達した場合 ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○震度5弱の地震が発生した場合 ○事故災害が発生し、人命に損害のおそれがある場合
第2配備 (災害対策本部体制)	95名程度 (第2配備に指名された職員)	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨等により災害が発生するおそれ又は発生した場合 ○河川(葛下川)の水位が避難判断水位に到達した場合 ○震度5強以上の地震が発生した場合 ○事故災害が発生し、多数の人命に損害があった場合
第3配備 (災害対策本部体制)	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨等による大規模災害が発生した場合 ○氾濫が発生する危険のある水位に到達又は氾濫した場合 ○大規模な土砂災害が発生した場合 ○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○事故災害が発生し、多数の人命に損害があった場合 ○暴風、大雨その他にかかる特別警報が発表された場合

2 配備の決定

(1) 予備配備の決定

総務課長は、災害が発生するおそれがある場合総務部長と協議のうえ予備配備を決定し、関係職員及び各課長に通知する。

(2) 第1配備、第2配備、第3配備等の決定

総務部長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、町長に報告のうえ指示を受け、第1配備、第2配備、第3配備等の区分を決定し、各部長及び総務課長に通知する。また、各部長は各課長に、各課長は関係職員に通知する。

※第1、第2、第3配備体制及び水防配備体制：資料編参照

3 職員の動員

(1) 動員の方法

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達する。

- ① 町長が決定した配備体制に基づき、総務部長は総務課長及び総務課職員に指示して速やかに各部長に伝達する。
- ② 各部長は、町長が決定した配備体制及び動員について、速やかに部所属の各課長に伝達する。
- ③ 各課長は、町長が決定した配備体制及び動員について、速やかに課所属職員に伝達する。

(2) 動員の伝達方法

① 勤務時間

庁内放送及び電話等による。

② 勤務時間外

勤務時間外における伝達は、総務課長が総務課職員に指示し、別途定める緊急連絡網により関係部課長及び関係職員に電話で連絡を行う。

また、各部、各班においては、あらかじめ定めた連絡方法により伝達する。

(3) 参集報告

① 各班

各班長は、班員の配備状況を各部長に報告する。

② 各部

各部長は、部内の配備状況を把握し、防災総務部総務班に報告する。

③ 防災総務部総務班

防災総務部総務班は、各部の状況を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 職員の応援

各班における災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の部班から応援する。

① 応援の方法

本部の各班で職員の応援を受けようとするときは、本部に次の応援条件を示して要請する。

ア 作業の内容

イ 作業場所

ウ 応援の職種並びに人員

エ 携帯品その他必要事項

② 応援の順位

町本部における応援は、次の順位による。

ア 応援を要請する班の所属する部内で余裕のある班から応援する。

イ 上記の応援でなお不足するときは、他の部から応援する。

ウ 町本部の全体をもってしてもなお不足するときは、他市町村、県又は国の職員の

応援を要請する。

(5) 地区連絡所への派遣職員

災害状況により、地区連絡所で職員の増員が必要な場合には、本部長の命により直ちに地区連絡所に職員（別に指名）を派遣する。派遣された職員は、地区連絡所に所属して地区連絡所長の命に従う。

4 水防配備体制

水防配備体制については、上記の体制に準ずる。

5 地震配備体制

「第4章第1節第2項 動員配備計画」に詳述する。

6 その他の災害の配備体制

上記以外の突発的な災害が発生した場合における配備体制は、その都度町長の指示する配備体制を編成する。

第4項 支援体制の整備計画〔各班〕

町は、町外で広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断されるとき、速やかに広域災害支援体制を確立し、県と調整の上、必要な災害支援活動を積極的に実施する。

1 災害支援対策本部の設置

被災者支援に関し、被災状況から町長が必要と認めた場合、町災害支援対策本部を設置する。なお、事務分掌については、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

なお、災害支援対策本部は、支援対策活動が概ね終了し、町長が必要なしと判断した場合に閉鎖する。

2 被災地への支援

県と連携して、職員の派遣（給水活動、消防、医療・救護等）、ボランティアの派遣、避難者の受入れ等の人的支援や備蓄品、義援金、救援物資、医薬品の提供等の中から、被災地のニーズに合った支援を実施する。

感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

3 避難者の受入れ対応

県と連携して、町内に避難してきた被災者に関する情報を把握して、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法適用計画〔各班〕

災害救助法適用基準に該当する災害が発生したとき、県は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、町は、事態が急迫し、県による救助活動を待つ余裕のない場合は、県に代わって救助活動を実施する。

また、町は、県の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急対策活動を実施する。

1 災害救助法の適用手続〔総務班〕

災害による町の被害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当、または該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生時の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告する。

〔災害救助法の適用基準〕

指標	減失世帯
○町内の住宅減失世帯数（1号適用）	50世帯以上
○県内の住宅減失世帯数 かつ町内の住宅減失世帯数（2号適用）	1,500世帯以上 25世帯以上
○県内の住宅減失世帯数 かつ町内の住宅減失世帯数（3号適用）	7,000世帯以上 多数の世帯
○災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、町域で多数の世帯の住宅が減失したとき（3号適用）	
○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき（4号適用）	

※ 減失世帯の換算は次のとおり

- ① 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、減失1世帯とする。
- ② 住家の半壊又は半焼した世帯は、減失1/2世帯とみなす。
- ③ 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、減失1/3世帯とみなす。

2 災害救助法に基づく救助の実施〔各班〕

災害救助法に基づく救助については、県地域防災計画に基づき県が実施する。

災害救助法が適用され、県知事の職権の一部が町長に委任された場合は、委任された事項を速やかに実施する。

なお、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県に報告し、その後の処置に関して県の指示を受ける。

また、災害救助法に基づく救助活動は、「災害救助事務取扱要領」に従い、実施する。

(1) 救助の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

3 救助実施状況の報告〔総務班、医療救護班〕

災害救助法に基づく救助を実施したときは、救助終了後、救助事務の実施状況を「救助日報」の様式に記録し、救助にかかった費用等を県に報告する。

第4節 情報通信に関する計画

第1項 通信計画〔総務班〕

町は、災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。

なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、住民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。

1 通信機能の点検

災害発生後、直ちに通信施設・設備の機能を確認する。

また、通信施設・設備に支障が生じた場合は、速やかな応急復旧に努める。

2 通信等の方法

(1) 災害時の通信連絡手段

災害に関する情報の収集及び伝達（報告・指示及び命令等も含む）は、有線電話（NTT加入電話）、無線電話のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。

(2) 有線通信途絶時の対策

有線が途絶した場合は、町防災行政無線、消防無線、警察無線などの無線通信施設、又は携帯電話、ファクシミリ等の通信手段を利用する。

また、これらの通信施設が不通の場合は、早急に通信施設の復旧を行うとともに、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして連絡系統を確保する。

3 通信手段の運用方法

(1) 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を結ぶ通信網で、電子データ送受信、音声通話等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行う。また、町から被害状況等を伝達するときは、防災情報システム（被害状況等の情報入力・共有機能を有するシステム）により行う。

※県防災行政通信ネットワークの概要：資料編参照

(2) 防災相互通信用無線

災害時に現地等において、人命救助や災害救援等の災害対策を実施するにあたり、平

時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、防災相互通信用無線を活用する。

※防災相互通信用無線局一覧：資料編参照

(3) 災害時優先電話等

- ① 災害時には電話が著しく輻輳し、かかりにくい場合が予測されるため、あらかじめ西日本電信電話㈱に申し出て措置した災害時優先電話を、発信専用として活用する。
- ② 一般加入電話が途絶した場合には、最寄りの西日本電信電話㈱の有人の支店、営業所等に設置している特設公衆電話を利用する。
- ③ 非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、「緊急」と朱書きした電報は緊急電報として取り扱われ、他の一般電報に先立って伝送及び配達される。
- ④ 災害時において電話がかかりにくい場合には、安否確認のため「災害用伝言ダイヤル」及びインターネットによる「災害用ブロードバンド伝言板 (web171)」が開設されるので、活用方法を町役場・避難所等への掲示等により住民に周知する。

(4) 有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる人等が設置する有線・無線通信設備の使用

必要に応じて、次に掲げる業務を行う者が設置する有線・無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。

- ① 警察事務
- ② 消防事務
- ③ 水防事務
- ④ 航空保安事務
- ⑤ 気象業務
- ⑥ 電気事業
- ⑦ 自衛隊

(5) 非常無線通信の利用

必要に応じて、電波法第52条及び同法第74条の規定に基づき、非常通信経路により通信連絡を確保する。

※上牧町の非常通信経路：資料編参照

※関係機関の電話番号一覧：資料編参照

(6) 放送法に基づく放送局の利用

必要に応じて、災害対策基本法第57条の規定に基づき、放送法第2条第3項に規定する放送局に対して災害対策基本法第56条に規定する災害に関する伝達、通知又は警告について、放送法第2条第1号に基づく放送を行う。

これら放送局を利用することが適当と考えられるときは、県を通じて、以下の事項を明示した上で放送を要請する。

- ① 放送要請の理由

- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要な事項

第2項 災害情報の収集・伝達計画〔各班〕

町は、災害が発生したときは、県や各防災関係機関と連携して、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。

また、把握した情報を速やかに県に報告するとともに、必要に応じて、国や防災関係機関に報告する。

1 情報の受理、収集、伝達〔総務班、企画・情報班〕

(1) 気象に関する情報の収集及び伝達

台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、町域に係る次の情報の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視する。

また、気象に関する警報及び特別警報、水防警報、土砂災害警戒情報等の通知を受けたときは、速やかに各班に伝達するとともに、町防災行政無線、町ホームページ、メール配信システム等を利用して、住民にその内容を伝達する。

(2) 地震に関する情報の受理及び伝達

町域に揺れを覚知したときは、次の通知等により、町の震度情報を把握する。

また、気象庁より「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合は、速やかに各班に伝達するとともに、町防災行政無線、町ホームページ、メール配信システム等を利用して、住民にその内容を伝達する。

- ① Jアラート
- ② 緊急地震速報システム
- ③ その他（テレビ、ラジオなど）

(3) 異常現象の通報の受理及び伝達

住民、町職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（洪水、がけ崩れ等）を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに各班に伝え、県防災統括室に通報するとともに、奈良地方気象台その他の関係機関に通報する。

また、町防災行政無線、町ホームページ、メール配信システム等を利用して、住民にその内容を伝達する。

2 早期災害情報の収集〔各班〕

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、災害発生後、なるべく早期に詳細情報を把握するように努める。

特に初動期においては、被害の全体像を早期に把握し迅速な対応に資するため、概括的な情報を中心として収集活動を実施する。

(1) 早期災害情報の調査体制の確立

町内に災害が発生した場合、町内の被災状況を把握するため、被害状況調査を迅速か

つ的確に実施する。

- ① 被害概況調査は、県、西和警察署、奈良県広域消防組合西和消防署、消防団、自治会、その他防災関係機関等の協力のもとで実施する。特に初期の状況は、職員が庁舎等に参集する途中で収集する情報や自治会等を通じて直ちに町本部に通報される情報等を活用する。
- ② 地震が発生したときは、直ちに被害概況調査を実施する。
- ③ 被害が甚大なため、町本部において被災概況の把握が不可能なとき、あるいは被害状況調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施する。

(2) 災害情報の収集

- ① 防災関係機関からの情報収集
防災関係機関から被災状況等の情報を収集する。
- ② 自治会等からの情報収集
消防団及び自治会は、初期消火や救出活動とともに各地区の被害状況を把握し電話等により町本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの町の施設に報告する。
- ③ 参集職員からの情報収集
休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員から参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集する。

(3) 情報のとりまとめ

被災情報をもとに「被害認定基準」に基づき被害程度の認定を行う。また、被災情報を地図上に表現した被災マップを作成し、防災活動に役立てる。

※被害認定基準：資料編参照

(4) 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連するものを優先する。

(5) 県本部への早期災害情報の伝達

町が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報については、県から派遣される「災害時緊急連絡員」が迅速・的確に県本部へ報告する。

3 災害情報の調査・報告 [各班]

(1) 調査方法

被害状況の調査は、以下の点に留意して正確・迅速に実施する。

- ア 被害状況の調査は、次表に基づき関係機関、団体と協力して実施する。
- イ 被害状況等の調査にあたっては関係機関が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないように十分留意し、正確を期す。
- ウ 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合するなどの的確を期す。
- エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

① 被害情報及び応急活動状況報告

ア 各班は、それぞれの所管事項に係わる被害情報を受けた場合には、適切な応急活動を行い、その結果を各部班長がとりまとめ、各班所定の被害箇所明細書を添付して、防災総務部総務班へ報告する。この場合、とくに一般民家の損壊の情報については、「災害救助法」適用の決定資料となるので迅速に報告する。

また、すべての災害による家屋損壊に伴う人的被害については、防災総務部総務班が情報収集（住所、氏名、年齢、負傷の程度、医療機関）を行う。

イ 各出先機関及び地区連絡所は、住民その他より管轄区域内における被害情報を受けた場合には、それぞれの主務班へ連絡する。

ウ 各班は、直接その班に関係のない被害であっても、住民その他より被害情報を受けた場合にはこれを聴取し、それぞれの主務班へ連絡する。

エ 各班の所管施設における被害状況調査の際には、必要に応じて被害状況の写真を撮影し、各班で保管する。

オ 防災総務部総務班は、各部から被害状況及び応急活動状況の報告を受けた場合には、これをとりまとめて本部会議に提出する。

② 被害家屋及び人的被害の調査並びに報告

ア 防災生活部調査班は、防災総務部総務班に報告された被害について調査を行う。なお、家屋損壊に伴う人的被害については、防災生活部調査班は防災総務部総務班からの情報をまとめるとともに、他に負傷者がいないかを調査時に被災者等から事情聴取する。

イ 調査員は、自治会等の協力を得て被災地の調査を行い、被害報告基準に基づいて調査部所定の調査票に、家屋の損壊の程度及びそれに係わる人的被害並びに世帯状況を記載して、主務班長に提出する。なお、被害報告がなかった家屋損壊及びそれに伴う人的被害についても、被災地の調査の中で判明すれば、その調査結果を調査票に同様にまとめる。

ウ 調査班長は調査結果をとりまとめ、調査班所定の調査票を添付して、防災総務部総務班に報告する。

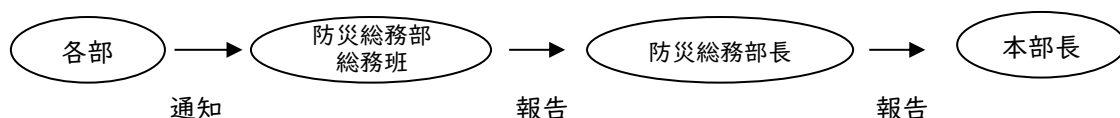
エ 大災害のため、防災生活部調査班だけでは迅速かつ的確に調査を行うことが困難なときは、本部長の指示に基づき、各部または地区連絡所から必要な人員の応援を受けて調査を実施する。

■ 各班の調査事項と主な応援協力機関

調査事項	調査担当	主たる応援協力機関
①人・住家の被害	調査班	
②避難に関する状況（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数、避難者数）	内容に応じてそれぞれ関係する各班	
③福祉関係施設被害	医療救護班	
④医療、ごみ中継施設被害	医療救護班・施設班・環境班	中和保健所
⑤水道施設被害	水道班	
⑥農業生産用施設、農作物等被害	施設班・環境班	中部農林振興事務所
⑦畜産被害	施設班・環境班	家畜保健衛生所
⑧農地、農業用施設被害	施設班・環境班	中部農林振興事務所
⑨林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	施設班・環境班	中部農林振興事務所
⑩林産物、林産施設被害	施設班・環境班	中部農林振興事務所
⑪商工関係被害	施設班・環境班	
⑫公共土木施設被害	施設班・環境班	高田土木事務所
⑬都市施設被害	施設班・環境班・水道班	高田土木事務所
⑭町営住宅の被害	施設班・環境班	
⑮公園緑地等の被害	施設班・環境班	
⑯文教関係施設被害	避難所班	
⑰文化財被害	避難所班	
⑱生活関連施設等被害	指定公共機関等	上牧町
⑲町有建築物	各担当班	

(2) 収集の要領

- ① 災害対策本部各部別の被害状況は、それぞれの所管事項に関し、各部において掌握する。
- ② 各部長は、それぞれの所管事項に関し、掌握した被害状況を防災総務部総務班に通知しなければならない。
- ③ 防災総務部総務班は、各部被害状況を検討のうえとりまとめ、防災総務部長を通じ、本部長に報告する。



4 火災・災害等即報要領に基づく報告 [総務班]

火災・災害等即報要領の「即報基準」に該当する火災・災害及びその他の事故等について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県（防災統括室）へ報告する。

また、同様に火災・災害等即報要領の「直接即報基準」に該当する火災・災害及びその他の事故等については、被害状況及び応急措置の実施状況等を県（防災統括室）に加え、直接消防庁に対しても報告する。

なお、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、「即報基準」、「直接即報基準」などの報告基準の詳細な内容については資料編に示す。

(1) 災害概況即報（消防庁第4号様式（その1））

覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を、第4号様式（その1）により、電子メール、県防災情報システムで報告する。また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても電子メール等により報告する。

(2) 被害状況即報（消防庁第4号様式（その2））

即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに第4号様式（その2）により、電子メール、県防災情報システムで報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合は、その指示に従って報告する。

(3) 災害確定報告（消防庁第4号様式（その2））

応急対策終了後、14日以内に第4号様式（その2）で報告する。

(4) 災害年報（消防庁第3号様式）

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

※報告の基準：資料編参照

※災害報告様式：資料編参照

5 県事業担当課への報告 [各班]

災害が発生したときは、担当する調査事項について被害状況を取りまとめ、県地域防災計画に定められる報告システムにしたがい、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

6 災害安否問い合わせ等の対応 [各班]

災害安否電話、災害問い合わせについては、関係各班が対応する。

災害時には、町内外から安否の問い合わせや各種災害の問い合わせ電話が殺到するおそれがあるので、関係各班は、次の点に注意して対応する。

(1) 安否情報の取扱い

- ① 次に掲げる者から安否情報の照会があった場合は、状況に応じて、情報を提供することができる。
 - ア 被災者の同居の親族
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況または連絡先、その他安否の確認に必要なと認められる情報
 - イ 被災者の同居でない親族または職場等の関係者
被災者の負傷または疾病の状況
 - ウ 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者
町、県が保有している安否情報の有無
- ② 上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で提供することができる。
- ③ 安否情報を照会しようとする者に対して、次の事項を明らかにさせる。
 - ア 氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項
 - イ 被災者の氏名、住所、生年月日、性別
 - ウ 照会する理由

(2) 作業上の注意点

- ① 防災関係機関からの情報と住民等からの問い合わせとを的確に仕分けする。
- ② 電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないように、各種問い合わせに対する専用電話を決め、その専用電話で集中対応する。
- ③ 電話の通信量が増加しても、決められた人員で対応し、各初動活動に遅れが生じないように配慮する。
- ④ 留守番電話等を用いた情報の蓄積を行い、それを分析対応する手段等も考慮する。

第3項 災害広報計画〔広報収集班、水道班〕

町は、災害時に、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

1 広報活動〔広報収集班〕

災害広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階の各段階に応じ、住民に必要な情報を勘案して、次に示す方法により広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 広報の内容

- ① 災害発生状況(人的被害、住家被害等)
- ② 気象予報・警報に関する情報
- ③ 二次災害に関する情報
- ④ 避難に関する情報
- ⑤ 公共交通機関の被害及び運行状況
- ⑥ 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- ⑦ 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- ⑧ 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- ⑨ 医療救護所・医療機関等の開設状況
- ⑩ 給食、給水に関する情報
- ⑪ 生活必需品等の供給状況
- ⑫ 住民の心得等住民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- ⑬ その他必要と認められる情報

(2) 広報手段

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 広報車による伝達
- ③ 自治会を経由する伝達
- ④ 掲示板、ビラ等による伝達
- ⑤ ラジオ、テレビの放送局へ緊急放送を依頼（データ放送、外国語放送等も活用）
- ⑥ 町ホームページ、SNSによる伝達

※地震発生時の住民広報システムによる放送内容：資料編参照

2 報道機関との連携〔広報収集班〕

(1) 緊急放送の依頼

緊急を要するもので特別の必要があるときは、災害対策基本法に基づく放送要請に

関する協定に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を県（防災統括室）を通じて依頼する。

(2) 報道機関への情報提供

町本部で収集した災害情報及び応急対策等の内容を取りまとめ、各報道機関に提供する。

なお、被害が甚大なときは、日時、場所、目的等をあらかじめ各報道機関に周知させた上で情報提供する。

また、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

ただし、取材に対する対応による業務への支障、情報の混乱等の防止に配慮する。

(3) 要配慮者に配慮した広報

データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

3 上水道、下水道に関する広報 [広報収集班、水道班]

上水道、下水道に関する広報は、主に被災地域の利用者に対して、次のように実施する。

(1) 広報の内容

- ① 被災により使用できない区域に関する情報
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 使用可能な場合の使用上の注意

(2) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

4 記録の作成 [広報収集班]

必要に応じて、関係機関が撮影した災害写真等を収集するとともに、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影するなど、災害記録の作成に努める。

5 広聴活動 [広報収集班]

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、役場庁舎等に臨時相談窓口を設置し、住民要望等の把握に努める。また、臨時相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理に努める。

第5節 災害現場に関する計画

第1項 水防計画〔各班〕

町は、災害により、河川の氾濫及びため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、奈良県水防計画にしたがい、概ね、次の要領で水防活動を行う。

なお、水防法に基づく水防計画は、町の災害特性から、別に定めず、本計画で代用するものとし、災害対策本部が水防本部を行う。

1 水防組織

水防管理者である町長は、気象予警報、水防警報等の発表を認知したとき、または洪水による被害が予想され、水防活動の必要があると認めるときから、その危険が解消するまでの間、水防本部（災害対策本部）を設置して水防事務を処理する。

また、水防上確保すべき体制の概要については次の通りであるが、水防本部（災害対策本部）の設置、配備体制、動員方法等の体制整備の詳細は第3章第2節に準じる。

なお、消防団員は水防団員を兼ねる。

- (1) 水防上必要な巡視の体制
- (2) 水門、樋門に対する操作の体制
- (3) 危険箇所に対する応急工作の体制
- (4) 水防上必要な資機材の調達
- (5) 水防管理団体相互の協力及び応援

※水防配備体制：資料編参照

2 重要水防箇所

管内の水防区域のうち、洪水の公益上に及ぼす影響のとくに大きい区域を、要水防区域とし、あらかじめ延長2kmごとに2人の基準で巡視員を定める。

要水防区域は資料編に示す。

※要水防区域：資料編参照

3 予報及び警報

県より注意報及び警報の伝達を受けたときは、奈良地方気象台及び高田土木事務所と連絡をとるとともに、速やかに水防情報連絡系統を通じて管内の住民及び関係機関に周知徹底する。

※水防情報連絡系統：資料編参照

4 水防警報及び水位到達情報

(1) 水防警報河川（知事の発する水防警報）

① 対象河川

葛下川（奈良県知事の指定する河川）

② 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適 宜	水位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（注）ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。）

③ 町（水防管理団体）の措置

通知を受けたときは、住民、消防署（団）、ダム、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）及びため池管理者に通知する。

④ 水防警報の解除

現地指導班長（高田土木事務所長）は、事態の推移を判断して当該区域の水防警報を解除する。

(2) 水位到達情報

葛下川において水位が氾濫危険水位に達したとき県知事より伝達される。

(3) 水防警報等の伝達系統

水防警報の伝達系統は、本編第3章第1節第2項による。水位到達情報の伝達系統も同じ。

(4) 避難指示等の発令判断基準

避難指示等の発令判断基準は、本編第3章第7節第1項による。

5 水位等の観測

次に掲げる場合、消防分団長は消防団長に、消防団長は町長（災害対策本部長）に、町長（災害対策本部長）は高田土木事務所長に通報する。

(1) 報告とその間隔

① 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時

- ② 水防団待機水位に達したとき
- ③ 氾濫注意水位に達したとき
- ④ 避難判断水位に達したとき
- ⑤ 氾濫危険水位に達したとき
- ⑥ 氾濫危険水位を下ったとき
- ⑦ 避難判断水位を下ったとき
- ⑧ 氾濫注意水位を下ったとき
- ⑨ 水防団待機水位を下ったとき

(2) 報告の方法

水位の報告は観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込等を主に奈良県河川情報システムで行う。システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政通信ネットワーク又は電報にて報告する。

6 水防倉庫及び水防資機材

水防上必要と認める次の施設の完備に努める。

- (1) 水防倉庫、資材、器具
- (2) 雨量計
- (3) 量水標
- (4) 通信機

7 水防活動

(1) 通信連絡

緊急を要する通信連絡については、本編第3章第4節第1項を準用する。

(2) ため池、調整池、井堰等の操作

ため池、調整池、井堰等の管理者（操作担当者を含む）は平時から工作物の点検をなし、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が通報水位又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに、非常の場合は直ちに水防本部長に報告する。

水防本部長は、河川にあっては高田土木事務所長に、ため池にあっては県耕地課長に通知し、相互に密接な連絡をとり適切な措置を講ずる。

ため池、調整池、井堰等が被災した場合には、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

主要井堰一覧は資料編に示す。

※主要井堰一覧：資料編参照

(3) 安全配慮

水防活動は原則として複数人で行うとともに、洪水においては、水防関係者自身の安全確保に留意してライフジャケットの着用や不通時でも利用可能な通信機器を携行し水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防関係者自身の安全は確保しなければならない。

(4) 警戒区域の指定

「水防法第21条」の規定による警戒区域の設定は、本編第3章第7節第1項を準用する。

(5) 避難のための立退き

「水防法第29条」の規定による立退きの指示は、本編第3章第7節第1項を準用する。

(6) 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちにその旨を高田土木事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報するとともに、被害が拡大しないよう努める。

(7) 輸送

水防に要する輸送については、本編第3章第6節第1項を準用する。

(8) 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防体制を解除したときは、一般に周知するとともに、高田土木事務所に対してその旨を報告する。

(9) 災害補償

「水防法第6条の2並びに第45条」に基づく災害補償は条例の定めるところにより、これを補償する。

8 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

信号の種類	内容	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	水防機関準備	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	水防機関出動	○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	居住者出勤	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	居住者避難	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止

- 注 1) 信号は、適宜の時間継続する。
2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。
4) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

9 協力及び応援要請

水防活動に関する協力及び応援要請は、本編第3章第10節の応援協力等に関する計画を準用する。

10 水防記録と水防報告

(1) 水防記録

水防活動を実施したときは、次の記録を作成し、保管する。

- ① 水防実施箇所、日時
- ② 水防作業の概況及び工法
- ③ 被災概況及びその原因
- ④ 人的被害、家屋被害、農業施設被害、公共土木施設被害
- ⑤ 出動人員
- ⑥ 現地指導者の職、氏名
- ⑦ 所要経費
- ⑧ 使用資材の内訳
- ⑨ 水防法第28条第1項に基づき、水防現場において使用、収用若しくは処分した土地、土石、竹木、器具、資材、工作物等の所有者、種類、数量、場所及びその理由
- ⑩ 水防法第29条に基づく立退き指示の状況及びその理由
- ⑪ 水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因及び手当
- ⑫ 今後の水防活動に関する問題点
- ⑬ 被災写真及び水防作業写真
- ⑭ 水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面

(2) 水防報告

水防活動が終結したときは、遅滞なく、活動内容を水防実施状況報告書にとりまとめて高田土木事務所に報告する。

11 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

町においてその管轄区域の水防に要する費用は、「水防法第41条」により町が負担するも。

ただし、他の水防団に対する応援のため要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。

町の水防によって著しく利益を受ける市町村は、その水防に要する費用の一部を負

担する。

(2) 公用負担

① 公用負担の権限委任証明書

「水防法第28条第1項」の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長又は消防団長にあってその資格を示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

ただし、公用負担命令権限発令者は消防職員にあっては消防司令補以上、消防団員にあっては分団長以上又は消防機関の長の指名する者とする。

② 公用負担の証票

「水防法第28条第1項」の規定により公費負担の権限を行使したときは、公用負担命令票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第2項 消防計画〔総務班、施設班・環境班、水道班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町及び奈良県広域消防組合西和消防署は、大規模な地震の発生等により、火災が発生または発生のおそれがあるときは、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

1 情報連絡体制の確立〔総務班〕

あらかじめ定めた出動計画に基づき、消防団を招集するとともに、奈良県広域消防組合西和消防署、自治会（自主防災組織）、西和警察署等との消防活動に係る情報連絡体制を確立するなど、消防活動が関係機関で相互協力して実施できるように努める。

2 出火防止、初期消火〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、消防団、住民、自治会（自主防災組織）等によって行われるものであるが、防災関係機関と連携をとりながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

3 消防活動〔総務班、水道班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

あらかじめ定めた「震災警防計画」に基づき、消防活動を実施する。ただし、地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等も同時期に発生する 경우가多く、消防隊が不足するとともに、消防車等の通行障害などが発生するため、次の点に留意する。

(1) 消防職員等の確保

震災時には、消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

(2) 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破裂等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

(3) 段階的防ぎょ方針

- ① 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- ② 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。
- ③ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

※消防団の組織：資料編参照

※消防力の現況：資料編参照

4 応援要請と受援体制の確立〔総務班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってして

も、火災防ぎよが困難であるときは、消防広域相互応援協定に基づく応援要請や緊急消防援助隊の応援要請を行い、被害の軽減を図る。

(1) 応援要請

自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市に応援要請する。

なお、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、他の協定市へ行う。

また、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県知事に対して、緊急消防援助隊等の応援要請を行う。

(2) 応援受入体制の整備

応援要請をした場合は、次の受入体制を整備する。

- ① 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- ② 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- ④ 資機材の手配
- ⑤ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第6節 交通関連等に関する計画

第1項 緊急輸送計画〔総務班〕

町は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上及び航空輸送手段を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを調達するなど、緊急輸送体制の確立に努める。

1 緊急輸送の範囲

輸送の範囲は、緊急度に応じて、次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- ② 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ③ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- ⑥ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- ⑦ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ⑧ 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ③ 傷病者及び被災者の被災外との輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害応急対策に必要な要員及び物資

2 輸送力の確保

災害時の輸送に使用する車両は、可能な限り町有の車両を使用するが、災害の程度、規模等により町有の車両だけで不足するときは、民間事業者、奈良県トラック協会、奈良県バス協会等に依頼するなど民間所有の車両を借り上げて実施する。

また、緊急輸送に必要な燃料については、災害救助活動及び災害復旧等に係る燃料等の

供給協力に関する協定締結業者に依頼して、確保する。

なお、運用又は調達する輸送車両、輸送要員等が不足するときは、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

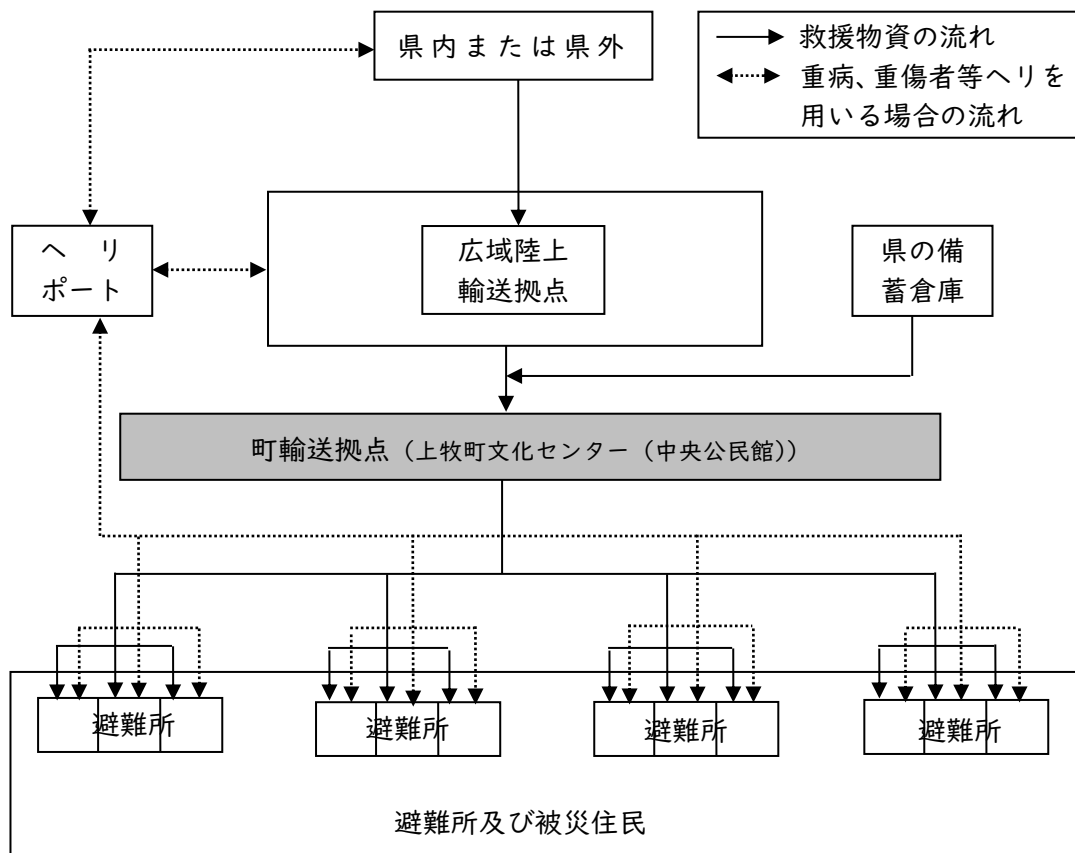
- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送ネットワークの確立

災害時において、県が確保する緊急輸送道路、救援物資の受入れ場所となる輸送拠点、町の庁舎、町内の指定避難所、ヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークを確立する。

[緊急輸送ネットワークのイメージ]



(2) 輸送拠点の設置

指定避難所までの物資の輸送効率を上げるため、上牧町文化センター（中央公民館）に輸送中心拠点を設置する。

(3) 緊急輸送道路の確保

町の輸送拠点及び県の指定する緊急輸送道路と指定避難所等の防災拠点を結ぶ道路を町の緊急輸送道路として確保し、必要な措置を講じる。

4 緊急輸送の実施

災害発生後の時間経過に従って、交通の回復状況や必要とされる物資、要員等が変化するため、それらを検討のうえで緊急輸送を実施する。なお、緊急輸送の実施においては、陸上輸送の利用を原則とし、航空輸送は陸上輸送の補助的役割を担う。

(1) 輸送の方法

輸送拠点や指定避難所への輸送、人員等の輸送については、車両、ヘリコプター等により輸送する。

なお、物資の輸送を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に行う。

① 指定避難所等に対する救援物資の輸送

県本部から配送された救援物資については、（公社）奈良県トラック協会等の協力を得て、各指定避難所、病院及び社会福祉施設等に搬送し、被災者に配布する。

② ヘリコプターの派遣要請

航空輸送が必要なときは、奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、県にヘリコプターの派遣要請を行う。

なお、ヘリコプターの派遣要請にあたり、町内の緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県に報告する。

また、ヘリコプターの派遣が決定されたときは、ヘリポートを開設し、受入れ体制を整備する。

※緊急ヘリポート一覧：資料編参照

(2) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

第2項 交通対策計画 [総務班、施設班・環境班、西和警察署]

県公安委員会、警察署、警察官（以下、「県警察等」という）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、道路交通及び災害対策基本法に基づき、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

町は、道路管理者（国、県）や県警察等と相互に協力して、交通に関する情報を迅速かつ的確に把握するとともに、県警察等が道路の通行の禁止又は制限を行ったときは、県知事又は県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得る。

1 交通支障箇所の調査 [施設班・環境班]

災害が発生したとき、所管する道路の被害状況を調査し、的確な措置をとる。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

2 交通規制 [施設班・環境班]

道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

次表に示す実施責任者は、それぞれの根拠法に基づき、交通規制を行う。

[交通規制の実施責任者と範囲]

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 町長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
県警察等	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づく公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警察官	1. 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
2. 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

(1) 規制の標識の設置等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制内容等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

(2) 規制の広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、標識の掲示又は報道機関を通じて交通関係業者や一般通行者に対して広報することにより、一般交通にできる限り支障のないよう努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

3 緊急通行車両の取扱い〔総務班〕

交通規制等が行われたときは、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、知事又は県公安委員会に「緊急通行車両確認申出書」、「規制除外車両確認申出書」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両等確認証明書」、「規制除外車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるとともに、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車に掲示する。

なお、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用したときは、「緊急通行車両等事前届出済証」や「規制除外車両事前届出済証」を準備し、知事又は県公安委員会に提出して所要の手続きを受ける。

※緊急通行車両等の申請様式：資料編参照
※緊急通行車両を示す標章：資料編参照

第3項 道路施設応急対策計画〔施設班・環境班〕

町は、災害発生時に道路施設や橋梁等が被災することにより、被災者の救助と避難及び応急活動車両の通行等が阻害されるため、土木建設に関する能力を最大限に活用して、所管する道路施設や橋梁等の応急対策を講じるとともに、速やかな応急復旧に努める。

1 被害情報の把握

災害が発生したときは、パトロール等により災害緊急点検を実施し、道路施設や橋梁等の被害状況を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講じる。

また、被害状況をとりまとめ、高田土木事務所に報告するとともに、関係する道路管理者とも道路情報の交換を行い、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

2 情報発信

県と連携して、住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止に努める。

また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて、住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③ 迂回の方法
- ④ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布
- ③ 町防災行政無線による地域住民への周知
- ④ 登録制メール
- ⑤ 報道機関への情報提供

3 二次災害の防止

災害発生後の災害緊急点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによ

る監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

4 応急復旧

収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

応急復旧は、原則として緊急輸送道路と町庁舎や指定避難所を連結する路線を優先的に行う。

また、県が行う道路啓開や二次災害の防止、緊急輸送道路の確保などの災害応急対策に協力する。

(1) 被害状況の調査

あらかじめ定めている担当区域ごとに巡回して、被災したそれぞれの箇所ごとに被害金額を算定し、応急復旧の工法を考案し、また復旧費を算定した調書を作成する。

(2) 応急復旧の措置

この措置についてはそれぞれ被害状況により異なるが、おおむね次の工法により応急工事を施工する。

① 道路

ア 路肩決壊の場合は杭打又は土俵積にて施工する。

イ 小規模の道路全壊の場合は、築堤するかあるいは仮栈橋にて施工する。

ウ 仮栈橋が適当でない場合、仮設道路を施工する。

② 橋梁

ア 橋梁面が被害を受けて通行不能となった場合は、並べ木で応急施工するか、鉄板等にて覆工する。

イ 橋脚、橋台、橋体等が被災した場合は、仮橋を架設する。

第4項 障害物の除去計画〔施設班・環境班〕

町は、災害時において、斜面の崩壊や強風等によりもたらされた土砂、倒木等の障害物が道路、河川、住宅等に侵入し、除去する必要があるときは、県や土木業者等の協力を得て、速やかな障害物の除去に努める。

1 道路関係障害物の除去

(1) 対象

- ① 障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- ② 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(2) 実施方法

災害発生後速やかに道路関係障害物の実態を調査し、町管理道路上の障害物を発見したときは、速やかに応急除去を行い、早期の道路啓開に努める。

また、町のみで実施が困難なときは、必要に応じて、土木業者等の協力を得て実施するほか、県に応援を要請する。

なお、町管理道路において、交通の支障となる上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害が確認された場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

また、除去作業は、緊急の応急措置を実施するうえで止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、道路交通に支障の起こらないよう配慮して実施する。

(3) 道路障害物除去の優先順位

- ① 避難路等の住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- ② 災害の拡大防止上重要な道路
- ③ 緊急輸送を行う上で重要な道路
- ④ その他応急対策活動上重要な道路

2 河川関係障害物の除去

(1) 対象

- ① 河川の溢水の防止、堤防と堰堤等の決壊等を防止するために必要と認める場合
- ② 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合

(2) 実施方法

災害発生後速やかに河川関係障害物の実態を調査し、町管理の河川及び水路の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、消防団と連携して、応急除去を行う。

なお、町のみで実施が困難なときは、必要に応じて、土木業者等の協力を得て実施するほか、県に応援を要請する。

また、除去作業は、緊急の応急措置を実施するうえで止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、河川通水に支障の起こらないよう配慮して実施する。

3 住宅関係障害物の除去

(1) 対象

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態であること
- ② 居間、炊事場等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家の出入りが困難な状態であること
- ③ 自らの資力で障害物の除去がでない者
- ④ 住家が半壊又は床上浸水を受けた者

(2) 実施方法

「災害救助法」が適用された場合は、県が住宅関係障害物の除去を実施する。

また、町が県から委任を受けた場合、または同法が適用されない場合においても町長が除去の必要を認めた場合は、土木業者等の協力を得て、速やかに実施する。

なお、障害物の除去作業は、原状回復ではなく、応急的な除去に限ることとし、必要最小限度の日常生活が営める状態になるよう配慮する。

(3) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

住居又はその周辺の障害物（運び込まれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去を実施した場合は以下の書類を整理し、保管する。

- ① 救助実施記録日計表
- ② 障害物除去の状況（災害救助法様式21）
- ③ 障害物除去支出関係証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第5項 災害警備計画〔総務班、西和警察署〕

県警察は、奈良県下に暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合や大震災が発生した場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、警察力を最高度に発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

また、町は、災害発生後に懸念される窃盗や放火、その他の災害に便乗した犯罪を防止するため、西和警察署、自治会（自主防災組織）等と連携して、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努める。

1 災害警備〔西和警察署〕

災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、すみやかに初動体制を確立し、迅速・的確な災害警備活動を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる県警察が行う活動は次の通りである。

(1) 風水害、土砂災害等発生時

- ① 気象情報等の収集及び伝達
- ② 被害の実態把握
- ③ 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- ④ 住民に対する避難の指示及び誘導
- ⑤ 人命の救助及び行方不明者の捜索
- ⑥ 死体の調査等及び検視
- ⑦ 被災地及びその周辺の交通規制
- ⑧ 災害に関する広報活動
- ⑨ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- ⑩ 警察庁等への援助要求

(2) 地震災害発生時

- ① 被害の実態把握
- ② 被災者の救出救助及び被害の拡大防止
- ③ 行方不明者の捜索
- ④ 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導
- ⑤ 死体の調査等及び検視
- ⑥ 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- ⑦ 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙
- ⑧ 地震に関する広報活動
- ⑨ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- ⑩ 警察庁等への援助要求

※警備措置内容：資料編参照

2 防犯対策 [総務班]

被災地や指定避難所の周辺において、犯罪等の危険を防止するため、県警察が行う災害警備活動に協力するとともに、必要に応じて、県警察に警察官の派遣を要請し、地域の巡回パトロールを行う。

なお、被災地や指定避難所の周辺の警備は、自治会（自主防災組織）等の協力を得て、実施する。また、避難によって無人化した地域の警備は、防犯及び火災予防の観点から消防団、奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、実施する。

第7節 避難救助等に関する計画

第1項 避難行動計画 [各班]

町は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある住民に対して避難のための立退きを指示し、防災関係機関と連携して、住民を安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図る。

1 避難指示等の発令 [各班]

積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等をもとに、あらかじめ作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。

その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに住民への伝達に努める。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

また、地震による斜面崩壊等の危険性が高いときなどの避難指示等も同様とする。

(1) 避難指示等の発令基準

① 土砂災害に関する避難情報

避難情報の種類	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合で必要と認められるとき
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害が発生した場合 ○山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

※上記の基準に加え、雨量その他の状況を総合的に判断する。

② 水害に関する避難情報

[葛下川の水位に基づく基準]

避難情報の種類	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○基準地点（上中）の水位が避難判断水位（3.6m）に到達した場合 ○漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	○基準地点（上中）の水位が氾濫危険水位（4.1m）に到達した場合 ○河川巡視、消防団、消防署等から避難の必要性に関する情報があった場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水が発生した場合

※水位周知河川（葛下川）における水位の変化に応じた対応の関係図：資料編参照

[滝川の水位に基づく基準]

避難情報の種類	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○近隣での浸水、河川の増水、降雨状況や降雨予測により、当該地域において浸水の危険が高い場合
【警戒レベル4】 避難指示	○近隣で浸水が拡大している場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○近隣で浸水が床上に及んでいる場合

③ 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとし、以下の1種類とする。

ア 避難指示

(2) 避難指示等の発令判断

次表に示す実施責任者は、それぞれの根拠法に基づき、住民の保護を目的とした避難指示等を行う。

なお、必要があると認めるときは、河川管理者や気象台等の防災知識が豊富な専門家である指定行政機関、指定地方行政機関、県に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求める。また、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難救助等に関する計画

① 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

② その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊員	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にないないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

(3) 避難情報の伝達

避難指示等を実施したときは、その内容を住民に対して 直ちに伝達する。

① 情報伝達手段

避難指示等については、下記の情報手段により住民に周知を行う。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

- ア 自治会（自主防災組織）、消防団組織による伝達
- イ 防災行政無線等による伝達
- ウ ファックスによる伝達
- エ 広報車による伝達
- オ ラジオ、テレビ等による伝達
- カ インターネットによる伝達
- キ エリアメールによる伝達
- ク Lアラート

② 情報伝達内容

避難指示等を実施するときは、次の事項を明示して行うよう努めるほか、事前に例文を作成し、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫する、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

- ア 避難対象地域
- イ 避難場所の場所
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他必要事項

③ 避難情報伝達の留意点

ア 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

イ 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ 伝達の際は、要配慮者及び避難支援関係者に、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。

- エ 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等を発令する。
- オ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に対応する。
- カ 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- キ 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

④ 放送機関に対する放送要請

災害が発生または発生するおそれがある場合で、緊急に住民に広く情報を周知徹底する必要があるときは、NHK奈良放送局に対して、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明示し、災害放送又は緊急警報放送の実施を要請する。

この際、要配慮者に対する情報提供について、特に配慮するものとし、聴覚障がい者のために手話放送及び文字放送等を要請する。

(4) 報告等

避難指示等を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。その際は、可能な限次の事項についても報告する。

なお、警察官が避難指示等の実施を町長に報告してきたときも同様の扱いとする。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

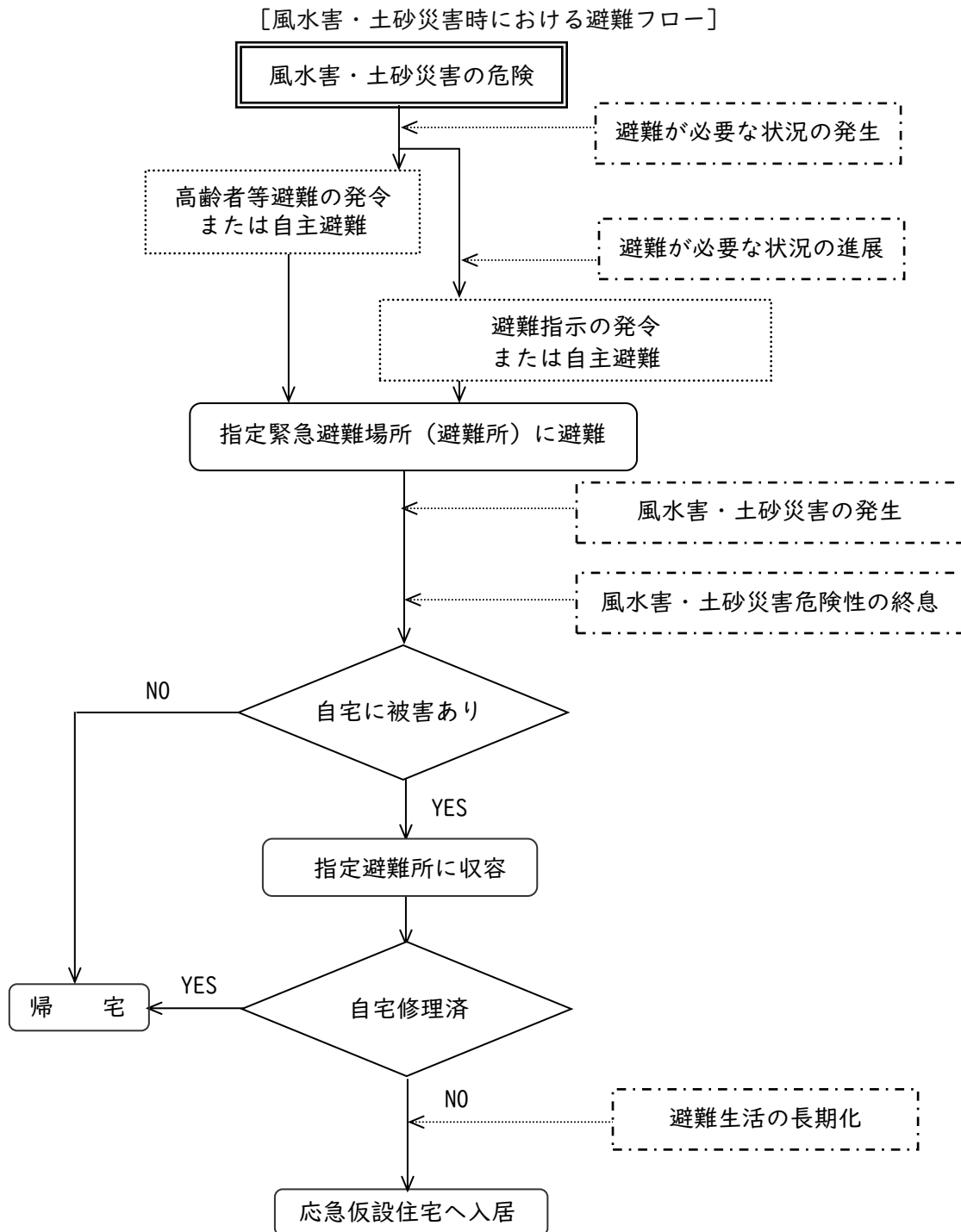
(5) 住民の避難誘導

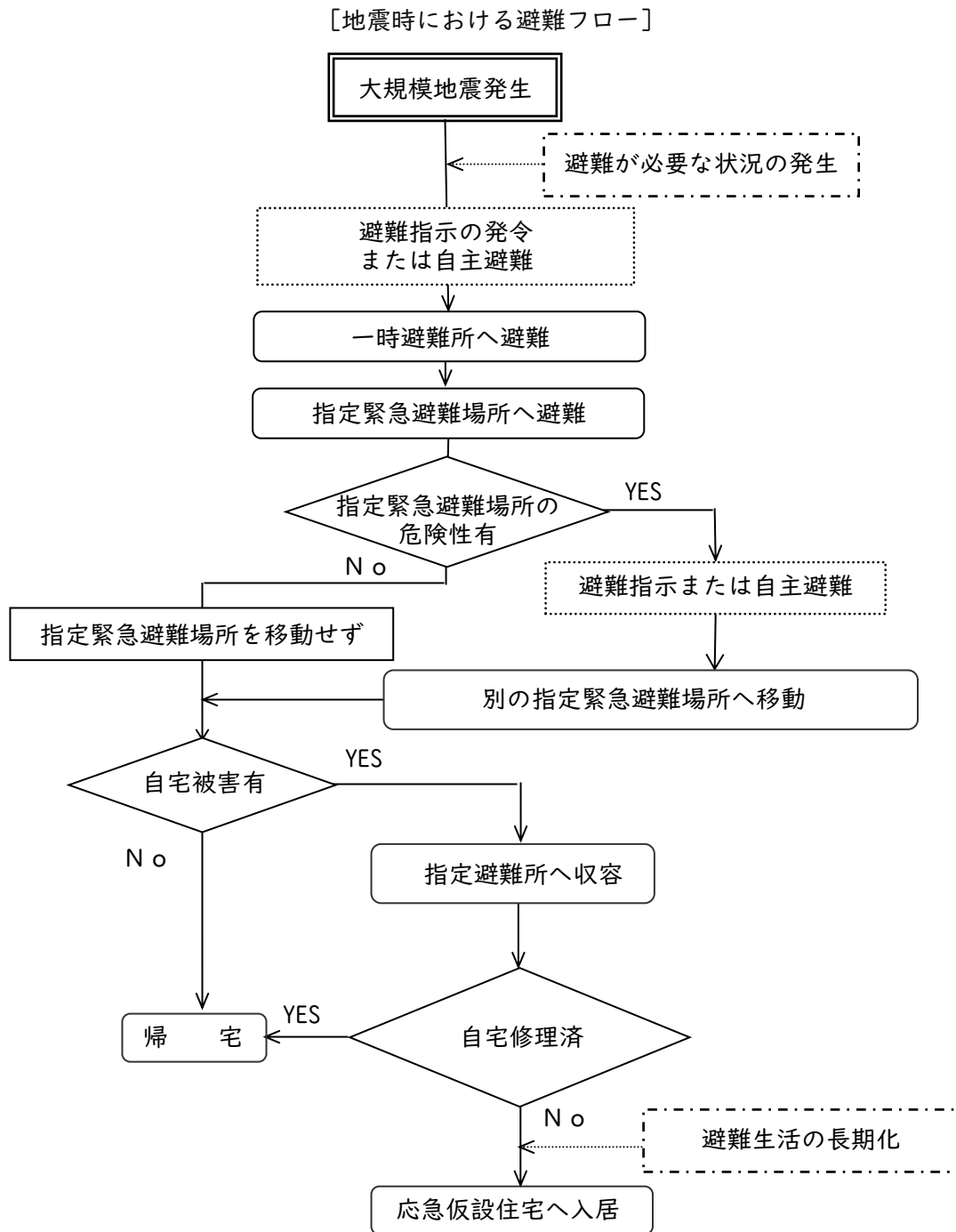
消防団、西和警察署、自治会（自主防災組織等）の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導の実施に努める。

なお、必要に応じて、避難経路上の障害物等を除去するとともに、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。

(6) 各種施設等の避難

保育園、幼稚園、小学校、中学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者と連絡調整し、避難状況の把握を行うほか、必要に応じて、それぞれの関係機関と連携して、施設利用者の避難支援に協力する。





2 警戒区域の設定 [総務班、施設班・環境班]

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、消防団、西和警察署と連携して、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールの実施に努める。

(1) 警戒区域の設定等

第3章 災害応急対策計画
第7節 避難救助等に関する計画

次の設定権者は、それぞれの根拠法に基づき、住民の保護を目的とした警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の立入禁止、退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定にあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根 拠
本部長 (町長)	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、本部長若しくはその委任を受けた町本部の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき	災害対策基本法 第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般	本部長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る	災害対策基本法 第63条
消防吏員又は消防団員	火災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急に必要がある場所において	水防法第21条
知事による応急措置の代行		本部長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第73条

※ 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

(2) 警戒区域の周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者に対して許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。

また、住民には、西和警察署、奈良県広域消防組合西和消防署等と連携・監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

3 住民に求める避難行動〔総務班〕

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- (2) 洪水氾濫や土砂災害発生時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。浸水想定区域の場合、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- (7) 土砂災害警戒区域外や浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意する。

4 避難行動要支援者への避難行動支援〔医療救護班〕

避難指示等を発令するとき、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難支援者等の協力のもと、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難誘導等の支援に努める。

5 広域避難

災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について、市町村からの求めに応じて助言を行うとともに、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供す

ることについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

6 帰宅困難者対策〔医療救護班〕

大規模災害発生時、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町や県は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

また、町内に大量の帰宅困難者が発生するときは、県と連携して、災害に関する情報、地域の被害情報等について周知するほか、所管施設の利用や企業等に協力を求めるなどして、一時滞在施設の確保に努める。

大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI（ナビ）」の活用について周知を図る。

第2項 避難生活計画〔総務班、医療救護班、避難収容班、避難所班〕

町は、県と連携して、平時からの取組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。

また、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るように配慮する。

1 指定避難所の設置〔避難収容班、避難所班〕

(1) 指定避難所の開設

災害発生時は、必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

さらに、指定避難所等の運営並びに町本部等との連絡調整を行うため、指定する職員を指定避難所に派遣する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

なお、町本部が設置される震度5強以上の地震が発生したときは、指定する職員は自主参集し、指定避難所の開設を行う。

(2) 避難所の追加開設

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

また、追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

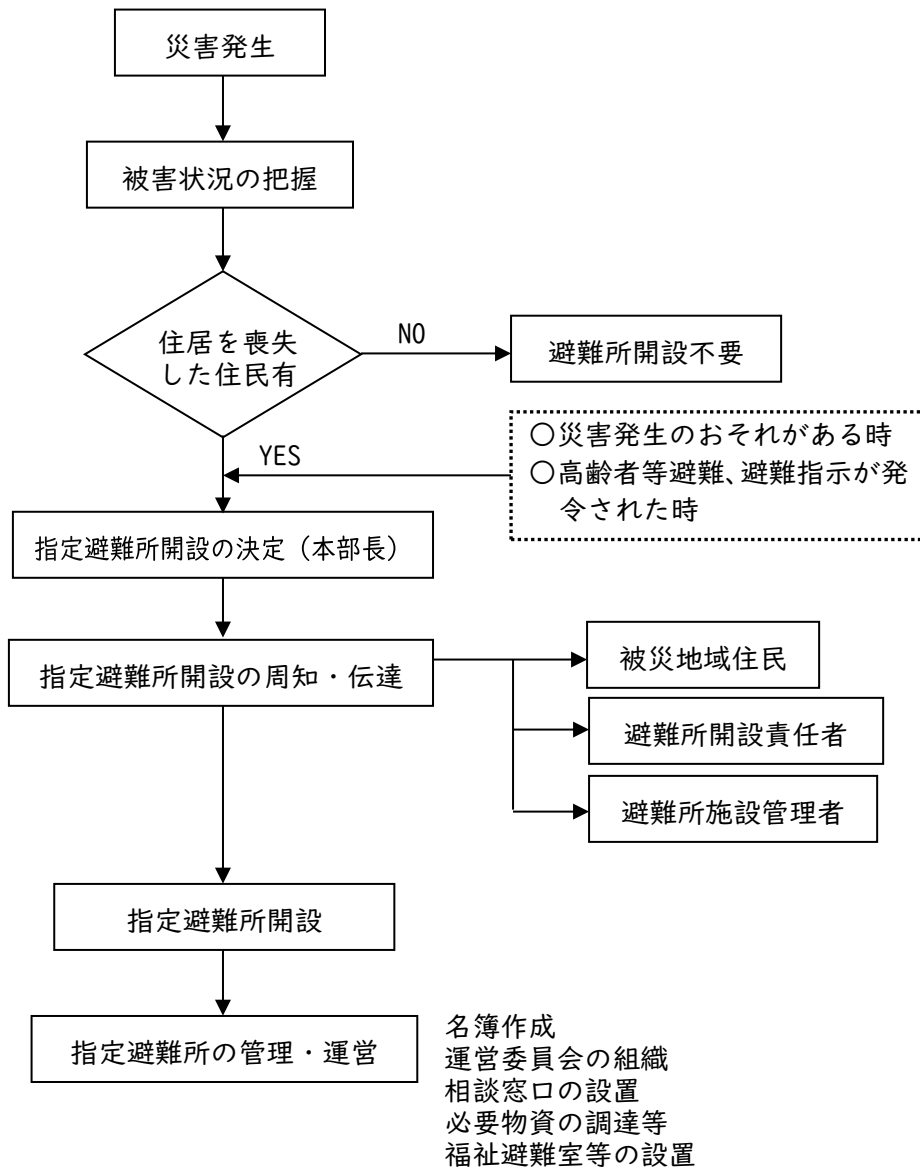
(3) 避難所が不足した場合の対応

(2)の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

また、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、町は、県が奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合から得た協力可能な施設の情報の町への提供を要請することができる。

※指定避難所一覧：資料編参照

[指定避難所開設・運営フロー]



2 県への報告 [総務班]

指定避難所を開設した場合には、次の事項について速やかに県に報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 避難所名、避難世帯数及び避難者数
- (3) その他参考となる事項

3 指定避難所の運営〔避難収容班、避難所班〕

指定避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意して、誰もが健康を維持できる環境であるよう努める。

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、町や県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行い、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等について要請する。

また、その他詳細は、「上牧町避難所運営マニュアル」、「上牧町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」、内閣府が作成する避難所運営ガイドラインや奈良県避難所運営マニュアルを参考に避難所を運営する。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担が性別のみに依らないよう配慮
- (6) 専門家等との定期的な情報交換
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策
- (8) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

4 在宅被災者等への支援〔避難収容班〕

避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行うため、在宅被災者等の避難者名簿への登録等、在宅被災者等の早期把握に努める。

5 車中泊者への対応〔避難収容班〕

避難所だけでなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配布等）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間等の情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等

の避難者名簿への登録)

(3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

6 広域一時滞在

本町が被災したとき、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

7 要配慮者への対応〔総務班、医療救護班〕

県と連携して、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所生活、また個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている要配慮者に必要な支援に努める。

(1) 情報伝達、避難誘導等

避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

さらに、聴覚障がい者に対しては、県聴覚障がい者支援センター、県庁及び一部の市町村に設置している手話通訳用タブレットを活用し、災害時の情報提供や避難誘導等ができるよう遠隔手話通訳サービスの提供に努める。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

(2) 避難所における支援

優先的に避難スペースを確保するとともに、健康状態等を把握するなど、要配慮者に配慮した避難所運営に努める。

また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や他の避難者に対する要配慮者支援への理解促進に努める。

災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

(3) 福祉避難所の設置等

避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

(4) 避難生活に係る医療等の体制

県と連携して、保健師、看護師、その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保やメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応に努める。

(5) 避難生活に係る生活用品・食料等の確保

乳幼児、高齢者でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するよう努める。

(6) 避難生活に係る福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

8 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

また、指定避難所の開設を行ったときは、その状況を速やかに県に報告する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

(1) 救助実施記録日計票

(2) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

(3) 避難所設置及び収容状況（災害救助法様式7）

※災害救助法関係様式：資料編参照

第3項 救急、救助活動計画〔総務班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町及び奈良県広域消防組合西和消防署は、災害のため生命、身体に危険が及んでいる人、あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救急救助活動を行う。

1 情報連絡体制の確立〔総務班〕

災害により、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるときは、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、消防団、自治会（自主防災組織）のほか、奈良県広域消防組合西和消防署、自衛隊、日本赤十字社等の協力を得て、救急、救助活動に係る情報連絡体制を確立するなど、救急救助活動が関係機関で相互協力して実施できるように努める。

2 救急活動〔総務班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

負傷者の状況、救護所や病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、現場で救急処置を施す必要がある者が多数いるときは、医師会及び関係機関等に協力を依頼する。

なお、現有の救急車両や人員のみで処理の実施が困難な場合、近隣地域の消防関係機関に応援要請をする。

また、以下に示す項目の具体的な方法については、あらかじめ定める。

- (1) 出動体制
- (2) 活動の原則
- (3) 各隊の活動区分
- (4) 指令室の対応
- (5) 指揮所の設置
- (6) 指揮本部の設置
- (7) 現場救護所の設置お任務等
- (8) 報告及び広報
- (9) 非常招集
 - ① 関係機関等との連絡調整
 - ② 災害対策本部との関連
 - ③ 訓練の実施
 - ④ 周辺地域の救急病院等

※救急病院等一覧：資料編参照

3 救助活動〔総務班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

消防団や自治会（自主防災組織）、西和警察署の協力を得て、救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助作業にあたる。

なお、救助した負傷者は、直ちに救急車又は消防防災ヘリコプター、奈良県ドクターヘリをもってその症状に適した医療機関へ搬送する。

また、救助の対象者は、おおむね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 地すべり、山崩れ等により生理めになった者
- (3) 流出家屋及び孤立したところに取り残された者
- (4) ガス、放射性物質の大量放出等により、生命、身体が危険にさらされている者
- (5) 自動車、航空機等の大事故によって、生命、身体が危険にさらされている者
- (6) その他、救出、救助を必要とする者

4 救助資機材の確保〔総務班〕

必要に応じて、救助活動を実施するために必要な重機及びその操作に従事する要員等について、地域の建設事業者から調達する。

また、町のみでは救助資機材が確保できないときは、県を通じて、一般社団法人奈良県建設業協会等に応援を要請する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

被災者を救出した場合は以下の書類を整理し、保管する。また、災害で身の危険にある者の救出を行ったときは、その状況を速やかに県に報告する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- (3) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式15）
- (4) 被災者救出用関係支払証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第4項 行方不明者の捜索及び遺体の処置・埋葬計画〔避難収容班、施設班・環境班、奈良県広域消防組合西和消防署、西和警察署〕

町は、災害により多数の行方不明者や死者が発生した場合においては、消防団、奈良県広域消防組合西和消防署、西和警察署、自衛隊等の関係機関と連携して、行方不明者の捜索を実施するとともに、必要に応じて、県、他市町村や葬祭業者等への応援を要請し、遺体の収容、処理及び火葬等を実施する。

1 行方不明者の捜索〔避難収容班、奈良県広域消防組合西和消防署、西和警察署〕

地域住民及び自治会（自主防災組織）等の情報提供により、行方不明者が多数いる場合は、町と西和警察署が連携して、受付所を設置し、受付、手配、処理等の円滑化を図るとともに、地域住民及び自治会（自主防災組織）等の協力を得て、行方不明者の捜索を行う。

また、奈良県広域消防組合西和消防署は、消防団、自衛隊等と連携して、主に救助・救出を伴う行方不明者の捜索を行う。

なお、行方不明者の捜索過程において遺体を発見した場合は、速やかに西和警察署に連絡する。

2 遺体の収容〔施設班・環境班〕

遺体が多数ある場合、指定した既存の建物を利用するなどして遺体安置所を設置するとともに、遺体安置に必要な資材（ドライアイス、遺体収容シート、棺等）を調達し、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を終えた遺体を収容する。

なお、遺体安置に必要な資材（ドライアイス、遺体収容シート、棺等）や人員が不足する場合は、県を通じて、奈良県葬祭業協同組合に必要な資材並びに役務の提供を要請する。

3 遺体の処理及び火葬等〔施設班・環境班〕

原則、身元が判明した遺体を遺族に引き渡すが、遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能であるとき又は死亡した者の遺族がいないとき並びに身元の判明しない遺体については、処理及び火葬等を実施する。

なお、必要に応じて、火葬相談室等の設置により、遺体の処理及び火葬等の円滑な実施に努める。

また、町単独では、遺体の捜索、処理及び火葬等の対応ができないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数

(5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

4 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携〔施設班・環境班〕

大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町単独での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県が県内各市町村、他府県の市町村等の受入れ要請の調整を行い、具体的に受入れ先となる各市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

また、行方不明者の搜索、及び遺体の処置・埋葬を行ったときは、その状況を速やかに県に報告する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

(1) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索を実施した場合は、以下の書類を整理し保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- ③ 行方不明者の搜索状況記録簿
- ④ 行方不明者搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処置

遺体の処置を実施した場合は、以下の書類を整理し保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 死体処理台帳（災害救助法様式20）
- ③ 遺体処置費支出証拠書類

(3) 埋火葬

埋火葬を実施した場合は、以下の書類を整理し保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋火葬台帳（災害救助法様式19）
- ③ 埋火葬費支出関係証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第8節 民生安定に関する計画

第1項 食料、生活必需品供給計画〔避難収容班、医療救護班〕

町は、災害が発生したとき、被災者の生活の維持のため必要な食料、生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる食料、生活必需品等は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

1 食料の供給〔避難収容班〕

(1) 食料の調達

災害が発生したときは、避難所における避難者数等を把握したうえで、必要となる食料の量を検討して、町で備蓄している物資のほか、応援協定締結業者の協力を得て、食料を調達する。

また、必要量が確保できない場合には、炊出しを実施する。

さらに、町単独で必要量を確保調達できない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて農林水産省農産局長に供給を要請し、調達する。（災害救助法又は国民保護法が適用された場合で県と連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に対して直接災害救助用米穀等の引き渡しを要請することができる。ただし、この場合、その旨を県に事後連絡する。）

なお、炊出しその他による食料は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮する。

※町の備蓄状況一覧：資料編参照

※災害時における協定書・覚書一覧：資料編参照

(2) 炊出し

炊出しは、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定し、次の施設において実施する。

なお、当該施設が被災した場合は、適宜代替施設を選定する。

また、各炊出しの現場には、その責任者を定めて衛生管理や火災発生に十分に配慮して実施する。

① 給食設備のある町立小学校等を炊出しの場所とした場合

学校給食調理員を主体としてこれに充てる。

② 給食設備のない施設等を炊出しの場所とした場合

炊出しを受ける者、自治会（自主防災組織）、日赤奉仕団、ボランティア、自衛隊等の応援協力を得て実施する。

■ 炊出しの場所

給食施設	使用燃料
上牧中学校	プロパンガス
上牧第2中学校	都市ガス
上牧小学校	プロパンガス
上牧第2小学校	都市ガス
上牧第3小学校	プロパンガス

(3) 食料の受入れ、集積、配分

備蓄食料は、本部が指示する避難所等へ、車両にて輸送する。

また、応援協定締結業者等より調達する食料は、本部が指示する避難所等へ直送するよう依頼する。

なお、避難所等での炊出しその他による食料の配布は、各避難所の管理責任者の指示により、要配慮者等を優先しながら配布する。

また、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提供する。避難所まで取りに行くことが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

(4) 県への報告

食料を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

2 生活必需品の供給〔医療救護班〕

(1) 生活必需品の調達

災害が発生したときは、避難所における避難者数等を把握したうえで、必要となる生活必需品の量を検討して、町で備蓄している生活必需品のほか、応援協定締結業者の協力を得て、生活必需品を調達する。

なお、必要量が確保できない場合には、県に対して生活必需品の調達あっ旋を依頼する。

※町の備蓄状況一覧：資料編参照

※災害時における協定書・覚書一覧：資料編参照

(2) 生活必需品の受入れ、集積、配分

調達した生活必需品については、必要に応じて、次の場所に救援物資集積所を設置し、一時集積する。

また、救援物資集積所において、生活必需品の受入、記録、仕分け、梱包、搬送等を実施する要員を確保して、生活必需品を避難所ごとに配分する。

なお、避難所に配布された生活必需品は、各避難所の管理責任者の指示により、要配慮者等を優先しながら配布する。

また、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報提

供する。避難所まで取りにくることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

■ 救援物資集積所

名 称	所 在
上牧町文化センター（中央公民館）	上牧3241番地
上牧町役場庁舎西館	上牧3350番地

(3) 県への報告

生活必需品を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。なお、情報交換に当たっては国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

3 義援物資の募集、受付、配分〔医療救護班〕

(1) 義援物資の募集

災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは義援物資の募集を行う。また、その際報道機関等を通じて以下の内容について広報を行う。

- ① 被災地において必要とする物資
- ② 被災地において不要である物資

(2) 義援物資の受付、保管

必要に応じて、義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、災害ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

また、町単独では、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県に応援を要請する。

(3) 義援物資の配分

寄せられた義援物資は速やかに被災者に配分する。配分に当たっては、被災者名簿により被害状況、地区別に配分対象者を整理し、公平な配分を行う。

なお、その際、要配慮者には優先して配分する。

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

(1) 炊出し、その他による食料品の給与

炊出しを実施した場合、実施責任者は以下の書類を整理し保管する。

また、炊出し、その他による食料品の給与を行ったときは、その状況を速やかに県に報告する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

- ① 救助実施記録日計票

- ② 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
 - ③ 炊出し給与状況（災害救助法様式9）
 - ④ 炊出し、その他による食料品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
 - ⑤ 炊出し、その他による食料品給与のための物品受払証拠書類
- (2) 生活必需品の給（貸）与

救助物資を購入し、配分する場合は、次の書類を整理し保管する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- ③ 物資の給与状況（災害救助法様式11）
- ④ 物資購入関係支払証拠書類
- ⑤ 物資払出証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第2項 給水計画〔水道班〕

町は、災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料等に適する水を得ることができない者に対して最小限度必要な水を供給する。

1 飲料水等の確保

応急用飲料水並びに水道施設を確保するとともに、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理するなどして、飲料水の確保に努める。

また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）を必要量確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所について検討する。

なお、町単独で飲料水等が確保できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

2 給水の実施

(1) 補給水利の種別

① 上水道

ア 被災地外の水道管蛇口

イ 上水道配水地

② 緊急給水栓

水道部敷地内緊急用給水栓（県施設）

(2) 給水量

給水の量は、一人一日当たり3リットル（最低必要量）供給することを目安とし、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目安とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

(3) 給水方法

給水車による運搬給水のほか、避難所等は公設共用栓を仮設して給水する。

なお、給水にあたっては、衛生上必要な措置として、飲料水中の残留塩素を0.1ppm以上とするほか、次の点に留意する。

① 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。

② 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

③ 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

④ 高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児及び外国人等の要配慮者や高層住宅の住民に配慮

した給水方法を採用する。

(4) 応急給水用機器の種別、保有数

- ① 1.5トントラック（給水用ポリタンク積載） 1台
- ② 飲料水袋

※町の備蓄状況一覧：資料編参照

3 給水応援

給水に関して、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- (6) その他必要な事項

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

飲料水の供給を実施したときは、以下の書類を整理し保管する。また、飲料水の供給を行ったときは、速やかにその状況を県に報告する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- (3) 飲料水の供給簿（災害救助法様式10）
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第3項 医療助産対策計画〔医療救護班〕

町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合又は助産の途を失ったときは、県と連携して、DMAT、医療救護班等の協力を得て、応急的に医療又は助産等の救護活動を実施する。

1 病院等の被災状況等の把握

県や奈良県広域消防組合西和消防署等と連携して、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や消防無線、防災行政無線、徒歩等あらゆる手段を用い、以下の内容の把握に努める。

- (1) 傷病者の有無・人数・傷病程度等の被害状況
- (2) 県内医療機関の医療提供能力、施設・設備の損壊状況
- (3) 必要な支援の内容

※町及び周辺の病院等一覧：資料編参照

2 医療救護活動体制の整備

北葛城地区医師会と連携して、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を以下の3段階で実施する。

また、町単独では必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町村及び相互応援協定締結市町村や県に応援を要請する。

(1) 医療救護班の必要数の推定

負傷者の人数、医療機関の被災状況及び診療状況等から、医療救護班の必要数を推定する。

(2) 医療救護班の確保

北葛城地区医師会に医療救護班の派遣を要請して、受入れ体制を確保する。

また、必要に応じて、県に医療救護班の派遣を要請して、受入れ体制を確保する。

なお、医療救護班の編成は、医師1名と保健師（又は看護師）2名をもって編成することを原則とし、必要に応じて事務員（保健師を含む）を追加する。

3 医療救護所の設置、運営

必要に応じて、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に医療救護所を設置して、運営するとともに医療ニーズを把握する。

なお、医療救護所を設置する場合の予定場所は次の場所とし、災害発生の状況に合わせて、設置場所を定める。

- (1) 集中して負傷者が出ている地域
- (2) 指定避難所

- (3) 町の公共施設等
- (4) その他医療救護所の設置が必要な場所

4 医療救護活動の実施

派遣されるDMAT、県医療救護班等を受入れ、医療救護活動に協力する。

また、医療救護所における医療救護活動の記録をとりまとめ、町本部に報告する。

(1) 医療救護班の業務

派遣されるDMAT、県医療救護班等は次の業務を実施する。

- ① 医療救護所の開設
- ② 負傷者の重症度の判定（トリアージ）
- ③ 負傷者に対する応急処置
- ④ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ⑤ 搬送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- ⑥ 被災地の巡回診療
- ⑦ 助産活動
- ⑧ 死亡の確認
- ⑨ 遺体の検案等の協力（状況に応じて）

(2) 医療救護の対象、範囲等

① 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の手段を失ったものであること。

② 範囲

応急的なものは次のとおりとする。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(3) 助産救護の対象、範囲等

① 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の手段を失ったもの

② 範囲

- ア 分べん介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

5 搬送体制の確保

医療救護活動を適切に進めるため、搬送体制を速やかに確立し、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の搬送を迅速かつ的確に実施する。

(1) 傷病者の搬送

病院での治療が必要な傷病者については、地域災害医療センターである近畿大学医学部奈良病院又は町内の病院等に搬送する。

① 町内病院への搬送

町内の病院への搬送は、自動車による搬送を基本とし、町有自動車、奈良県広域消防組合西和消防署の自動車及びタクシー等により行う。

② 町外の病院への搬送

町外の病院への搬送は、自動車による搬送を基本とし、町有自動車、奈良県広域消防組合西和消防署の自動車及びタクシー等により行う。また、道路の被害等により自動車搬送ができない場合は、県の防災ヘリコプターによる搬送とする。

(2) 医療救護スタッフの搬送

DMA T、医療救護班等の医療救護スタッフは、原則としてあらかじめ確保した車両により対応する。

(3) 医薬品等の医療用物資の搬送

医療物資の供給元が車両により搬送する。道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、自衛隊等関係機関と連携を図り、ヘリコプターを活用する。

6 医薬品等の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材の調達は、町周辺の主要薬局薬店より調達する。

また、町内での調達で不足する場合については、県に対し医薬品の供給の支援を要請する。

なお、輸血用血液製剤については、奈良県赤十字血液センターに供給を要請する。

7 保健師等による健康管理に関する活動

県の保健師等の派遣の協力を得て、避難所において健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

また、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。

保健師等は、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防

におけた積極的な啓発を行う。加えて在宅の要配慮者の避難状況を確認し、緊急的に医療確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

8 要配慮者の支援対策

(1) 在宅難病患者に関する活動

県と連携して、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

- ① 避難誘導と安否確認
- ② 医療に関する情報発信と手段の確保
- ③ 個別またはチームによる相談支援

(2) 在宅精神障がい者の安否及び健康状況確認等

中和保健所、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供に努める。

9 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

(1) 医療

医療を実施した場合は、次の書類を整理し保存する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- ③ 救護班活動状況（災害救助法様式12）
- ④ 病院、診療所医療実施状況（災害救助法様式13）
- ⑤ 診療報酬に関する証拠書類
- ⑥ 医薬品、衛生材料等購入関係支払い証拠書類

(2) 助産

助産を行った場合は、次の書類を整理し保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- ③ 助産台帳（災害救助法様式14）
- ④ 助産関係支出証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第4項 文教対策計画〔避難所班、医療救護班〕

町は、災害が発生したとき、小・中学校、幼稚園、保育園に通う児童・生徒、幼児・園児（以下、「児童、生徒等」という）の安全確保と安否確認を行うとともに、所管する施設や職員の被災状況を把握する。

また、被災した施設等の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開や応急保育の実施に努める。

1 児童、生徒等の安全確保〔避難所班、医療救護班〕

災害が発生したときは、各学校、園の責任者（以下、「校長等」という）と連絡調整し、児童、生徒等及び保護者、教職員や保育士（以下「職員等」という）等の安否を確認し、安否情報をとりまとめ、町本部及び県に報告する。

また、必要に応じて、校長等、PTA、消防団、西和警察署等と連携して、安否が確認できない児童、生徒等を検索する。

なお、各校長等は、災害発生時における児童、生徒等の安全確保を図るため、あらかじめ定めた防災計画にしたがい、緊急避難、休校・休園等の応急措置を行う。

2 施設の応急復旧〔避難所班、医療救護班〕

所管する学校、幼稚園、保育園、その他文教施設の施設管理者と連絡調整し、施設や設備の被害状況を把握し、施設被害情報を取りまとめ、町本部及び県に報告する。

また、必要に応じて、応急措置を講じるとともに、被災状況に応じて、復旧計画を作成し、順次応急復旧を進める。

3 応急教育の実施〔避難所班、医療救護班〕

災害時において、教育の中断を防ぐための応急教育はおおむね次のとおり実施する。

- (1) 被害の程度によっては臨時休校をし、夏期休業日等を利用する振替授業によって教育の中断を防ぐ措置をとる。
- (2) 被害甚大の場合は、校舎再建又は仮校舎ができるまで近隣地域の学校の余剰教室及び使用可能な公共施設を臨時活用する。このような状況で通常の授業を確保し難いときは、二部制授業を実施する。
- (3) 火災等により校舎の一部が被害を受けた場合は、その被害の程度によって異なるが、できる限り学級の編成替え等の臨時措置により、応急的な授業を行う。
- (4) 災害により教職員に欠員が生じたため教育上の支障が大きいときは、県の教育委員会に要請して近隣学校から教師又は臨時教師等の派遣を受けて授業を実施する。

4 児童・生徒に対する援助〔避難所班〕

就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

また、必要に応じて、児童・生徒の転出・転入の手続きの弾力的措置、心のケアなどの対策の実施に努める。

(1) 学用品の給与

災害救助法が適用されない場合は、被災児童、生徒及び家庭の被害状況を調査して、その被害により生計が著しく困難となった要保護世帯、準要保護世帯及びその他特に町長が必要と認める世帯の児童・生徒には、学用品（教科書を除く。）の経費を助成する措置をとる。

(2) 転出、転入の手続きの弾力的措置

児童・生徒の転出・転入に手続きについて、県と連携して、状況に応じ迅速かつ弾力的な措置を講じる。また、転入学に関する他府県の対応や手続きなどの情報の広報に努める。

(3) 心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒や職員等の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

5 給食に関する措置〔避難所班〕

校長等から給食施設、設備、物資等の被害報告を受けたときは、次の事項に留意し、町本部、中和保健所等と協議して、給食実施の可否を決定する。

(1) 給食施設等が被災して給食実施が困難な場合は、応急措置を施して速やかに実施できるように努める。

(2) 避難場所として使用されている学校については、給食施設は罹災者用の炊出しに利用される場合が考えられるので、学校給食と罹災者用炊出しとの調整に努める。

(3) 被災地においては感染症発生のおそれがあるので、特に衛生面には厳重に注意する。

6 災害救助法が適用された場合の措置方法〔避難所班〕

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

また、学用品を給与したときは、次の書類を整理し保管する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

(1) 救助実施記録日計票

(2) 学用品の給与状況（災害救助法様式18）

(3) 学用品購入関係支払証拠書類

(4) 物資払出証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第5項 住宅対策計画〔施設班・環境班〕

町は、災害により住家を喪失した被災者に応急仮設住宅を供給し、あるいは災害のため被害を受けた住家に対して居住のため必要最小限度の応急補修を施して、一時的な居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の確保

(1) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

住宅の被害状況を調査し、応急仮設住宅の必要戸数を把握する。

(2) 応急仮設住宅の設置等

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

この場合、町は、県が行う仮設住宅の設置に協力する。

また、災害救助法が適用されない場合は、応急仮設住宅の建設に関して県に支援を要請するほか、木造応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借上げによる住宅の確保を検討する。

なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

(3) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、町が提供する。

用地は町有地で、被災地に近い場所を原則とするが、災害発生地区の状況及びライフライン等の整備状況を考慮し決定する。

※応急仮設住宅建設予定地：資料編参照

(4) 入居者の選定

県から入居者の選定が町に委任された場合、選定に当たって、十分な調査を行い、必要に応じて、民生・児童委員の意見を聴取するなど、被災地の資力、その他の生活条件を参考のうえ、次の事項に留意して、入居所を決定する。

- ① 高齢者や障がい者等の優先入居
- ② 高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群の回避
- ③ 入居後の高齢者や障がい者等に対する巡回相談、安否確認の実施

2 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用され、県から当該救助の委任を受けたとき、建設業者等の協力を得て、実施する。

ただし、修理は、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことができない部分の応急的措置に限る。

適切な管理のなされていない空家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

3 一時的住宅の提供

(1) 公営住宅等の活用

被災者への仮住居として、公営住宅の空き家の使用を検討する。

(2) 協力の要請

必要に応じて、民間賃貸住宅の借上げ、他市町村に公営住宅提供の協力要請を行う。

※町営住宅一覧：資料編参照

4 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法の適用基準に達した場合は、これに基づく方法で対処する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準：資料編参照

(1) 応急仮設住宅

仮設住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整理し保管する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳（災害救助法様式8）
- ③ 応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
- ④ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書
- ⑤ 工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- ⑦ 入居誓約書

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理を実施したときは、次の書類を整理し保管する。

なお、直営工事で修理を実施した場合は、修理材料受払簿、大工・作業員等の出面簿、材料輸送簿等を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿（災害救助法様式16）
- ③ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ④ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

※災害救助法関係様式：資料編参照

第6項 文化財応急対策計画〔避難所班〕

町は、文化財の被害の防止又は軽減を図るために、国や県と緊密な連携のもと、被災状況の調査を速やかに行うとともに、文化財の所有者または管理者に対して適切な指導，助言を行うなどの措置を講じる。

1 被害状況の把握

災害が発生したときは、文化財所有者または管理者から被災状況の情報を速やかに収集すると共に、必要に応じ係員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する。

なお、指定文化財の被害状況を確認した場合は、直ちに県へ連絡する。

2 応急措置

被害状況の把握の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、文化財所有者または管理者が実施する応急措置に協力する。

ただし、指定文化財の応急処置については、直ちに県へ実施した内容を報告する。また、文化財の移設措置を行った場合や応急措置中に破損が生じたときは、県に対して事後の報告を行う。

第9節 衛生に関する計画

第1項 防疫、保健衛生計画〔医療救護班、施設班・環境班〕

災害発生時には、生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下など、感染症が発生しやすい状況となるため、町は、中和保健所の指導に基づき、防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行を未然に防止する。

また、県が実施する保健衛生対策やペットの収容対策等に協力する。

1 防疫活動〔医療救護班〕

被災地の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、中和保健所の指導のもと実施する。

ただし、町の被害が甚大で、町単独での実施が不可能又は困難なときは、中和保健所に応援を要請し、中和保健所又は中和保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

なお、中和保健所内においても実施が不可能又は困難なときは、県を通じて、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

(1) 防疫措置の指示命令

県により、感染症予防上必要があると認められるときは、災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令が行われる。

なお、町の被害が激甚なときは、県又は中和保健所から職員が派遣されて、防疫の実施方法及び基準が示される。

- ① 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- ② 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- ③ 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- ④ 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- ⑤ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示（町に実施させるのが適当な場合に限る。）

(2) 県への報告

防疫活動を実施したときは、被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を取りまとめるとともに、中和保健所を経由して県に報告する。

また災害防疫活動を終了した場合には、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、中和保健所を経由して県に提出する。

※防疫活動関係様式：資料編参照

(3) 経費関係事務

災害防疫活動終了後、災害に要した経費を他の防疫活動に要した経費とは明確に区

分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、中和保健所を経由して県に提出する。

2 食品衛生対策〔医療救護班〕

中和保健所が実施する被災地の飲食に起因する食中毒を防止するための食品衛生対策に協力を行う。

3 防疫用資機材の調達等〔医療救護班、施設班・環境班〕

防疫活動に必要となる薬品や噴霧器、運搬機材等の資機材の必要量を算出し、速やかに確保する。

なお、町単独では資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

4 ペットの災害対策〔施設班・環境班〕

県と連携して、特定動物による人等への危害防止及びペットの適切な管理に努める。

(1) 特定動物の逸走対策

動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる人の生命等に害を加えるおそれがあるトラ、ワニ等の特定動物が災害に伴い逸走しているときは、県や西和警察署と連携して、周辺住民に周知するとともに、捕獲等に協力する。

(2) 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が町等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第2項 廃棄物処理計画〔施設班・環境班〕

町は、災害発生後に大量に発生する倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき」という。）や生活ごみ、し尿等について、適切に処理を行い、被災地の環境衛生の保持に努める。

1 がれき、生活ごみ等の処理

災害発生時は、がれきが大量に発生することから、計画的ながれきの処理に努める。

また、災害発生時は、避難所等から非日常的に生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、計画的な生活ごみの処理に努める。

(1) 情報の収集等

がれきの処理を計画的に実施するため、倒壊・焼失家屋等の数及びがれきの状況・発生量を把握して、県に報告する。

また、生活ごみの処理を計画的に実施するため、避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量などを把握して、県に報告する。

(2) がれきの処理方針

がれきの処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれきが大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。

また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

(3) 生活ごみの処理方針

生活ごみの処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。

ごみの集積場所は、ごみの流出や飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定し、住民に集積場所及び収集日時を周知を行う。

なお、やむを得ず一時的な保管が必要となる場合は、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、迅速な処理を行う。

(4) 広域支援

町単独では、がれき、生活ごみ等の処理に支障が生じる場合は、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ① 災害の発生日時、場所、がれき、生活ごみ等の発生状況
- ② 支援を必要とするがれき、生活ごみ等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ③ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

- ④ その他必要な事項
- ⑤ 連絡責任者

2 し尿処理

災害発生時は、倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、計画的なし尿の処理に努める。

(1) 情報の収集等

し尿の処理を計画的に実施するため、避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数、倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測、下水道等の被害状況、復旧見込みなどを把握して、県に報告する。

(2) し尿の処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊・焼失家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。

仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。

また、状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

(3) 広域支援

町単独では、し尿の処理に支障が生じる場合は、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ① 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
- ② 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ③ その他必要な事項
- ④ 連絡責任者

3 廃棄物処理施設の復旧

ごみ中継施設に被害が生じた場合は、県に報告するとともに、迅速に復旧に努める。

なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第10節 応援協力等に関する計画

第1項 自衛隊の派遣要請計画〔総務班、企画・情報班、施設班・環境班、避難収容班〕

町は、町単独では災害の対応が困難と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。

1 災害派遣要請の基準

本部長（町長）は、災害に際して住民の生命及び財産を保護するための応急対策活動の実施が通常の方法では不可能又は困難であると判断したときは、自衛隊の派遣要請を県知事に依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次の場合である。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等による被害状況の偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等の避難援助

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索・救助活動

(4) 水防活動

堤防、護岸等の防衛及びその決壊に対する水防活動

(5) 消防活動

利用可能な消火・防火用具をもって、消火活動及び消防機関への協力

(6) 道路又は水路の啓開

道路、水路の損傷又は障害がある場合、それらの啓開、除去作業

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者の応急医療、救護及び防疫の実施

(8) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合の救急患者の輸送及び医師その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与

(11)危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施

(12)その他臨機の措置等

自衛隊車両を対象とした交通規制の支援、その他自衛隊の能力で対処可能なものについて臨機の所要の措置実施

3 災害派遣の要請方法〔総務班〕

電話等により県防災統括室長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼し、その後速やかに次に掲げる事項を記載した県知事あての文書を提出する（様式集 「自衛隊の災害派遣要請申請書」参照）。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※自衛隊災害派遣関係様式：資料編参照

■ 派遣要請先

- | |
|---|
| <p>ア 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊に関する場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・所在地 京都府宇治市広野町風呂垣外1-1・通信先 第4施設団本部 第3科 防衛班（NTT電話 内線 233、236、235、239）・夜間通信先 第4施設団本部付隊当直（当直室）（NTT電話 内線 212、302）・NTT電話 (0774) 44 - 0001・県防災行政通信ネットワーク TN-571-91（夜間は当直室 TN-571-92） <p>イ 航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・所在地 奈良県奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校・NTT電話 (0742) 33 - 3951（内線 211） |
|---|

4 派遣部隊の受援体制の確立〔総務班、企画・情報班、施設班・環境班、避難収容班〕

自衛隊の災害派遣が決定したとき、防災総務部総務班長（総務課長）は関係班長（関係課長）と協議したうえ、県の派遣部隊の受入れ計画に準じて町の受援体制を次のように確立する。

- (1) 防災生活部避難収容班長（住民保険課長）は、宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- (2) 防災総務部総務班長（総務課長）は、派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定めて派遣する。
- (3) 防災対策部施設班・環境班長（まちづくり推進課長、建設環境課長）は、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- (4) 消防団は、ヘリコプターによる応援を受ける場合に、着陸地点、風向き表示などの必

要な事前準備を行う。

(5) 作業計画の協議及び知事への報告

防災総務部総務班長（総務課長）は、自衛隊の派遣部隊が到着した場合、派遣部隊と十分協議のうえ作業計画を作成する。また、派遣部隊が到着した場合、その旨速やかに知事に報告する。なお、作業計画の作成にあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業箇所別必要人員及び資機材
- ③ 作業箇所優先順位
- ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ⑤ 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

5 経費負担

(1) 費用の範囲

災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料、付帯設備料及び必要経費で協議の整ったもの

(2) 負担の方法

原則として町が負担する。

6 ヘリコプター臨時発着場の開設 [総務班]

防災総務部総務班長（総務課長）は、消防団においてヘリコプター臨時発着場の開設を行わせる。なお、消防団が応急活動に従事し、そのいとまがないとき、町長（本部長）は他の部（班）に行わせることができる。

災害活動用臨時ヘリポートは、次の場所に設置する。

- (1) 上牧健民運動場
- (2) 上牧第二中学校

※なお、上牧健民運動場に応急仮設住宅を建設するときは(2)を優先する

7 撤収要請 [総務班]

(1) 災害派遣の撤収要請は、本部長（町長）の要請に基づき県知事が行う。

(2) 防災総務部総務班長（総務課長）は、まず電話等により県防災統括室長に自衛隊の撤収を要請し、その後速やかに次に掲げる事項を記載した県知事あての文書を提出するものとする（様式集「自衛隊の撤収要請申請書」参照）。

- ① 撤収要請日時
- ② 派遣人員等及び従事作業内容
- ③ その他参考となるべき事項

第3章 災害応急対策計画
第10節 応援協力等に関する計画

※自衛隊災害派遣関係様式：資料編参照

第2項 県及び市町村等に対する応援要請計画〔総務班、企画・情報班、施設班・環境班、避難収容班〕

町は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するために行政職員の人的支援が必要なときは、指定地方行政機関、県又は他市町村に職員等の派遣を要請する。特に、県や他の市町村に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

1 指定地方行政機関に対する職員派遣要請〔総務班〕

指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する時は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は電話その他の方法により要請し、事後速やかに文書を提出する。

(根拠法令：「災害対策基本法第29条」及び「同法施行令第15条」)

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 県に対する応援要請〔総務班、企画・情報班〕

県知事に対して応援要請するときは、おおむね上記の方法に準じて行う。

(根拠法令：「災害対策基本法第68条」及び「地方自治法第252条の17」)

3 職員派遣の斡旋に対する県への要請〔総務班、企画・情報班〕

県知事に対し、指定地方行政機関及び他地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求めるときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急の場合は電話その他の方法により要請し、事後速やかに文書を提出する。

(根拠法令：「災害対策基本法第30条」及び「同法施行令第16条」)

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

4 他市町村に対する応援要請〔総務班、企画・情報班〕

他市町村に対する応援の要請は、県知事に対する応援要請に準じて行う。(根拠法令：

「災害対策基本法第67条」、「地方自治法第252条の17」、「水防法第23条」、「消防組
織法第39条」)

5 応援体制の確立〔総務班、企画・情報班、施設班・環境班、避難収容班〕

災害の状況、道路交通状況などの応援上必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援手段について協議する。防災総務部総務班長（総務課長）は、関係班長（関係課長）と協議して町の受入れ体制を次のように確立させる。

- (1) 応援要請や受入れ等の応援業務については、応援を受入れる各担当班において主体的に実施する。全体調整及び統括については、「受援班」を編成し、実施する。「受援班」が必要となった場合、「上牧町受援マニュアル」により、組織編成を行う。
- (2) 防災生活部避難収容班長（住民保険課長）は、宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- (3) 防災対策部施設班・環境班長（まちづくり推進課長、建設環境課長）は、応援職員の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- (4) 災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ISUTは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び町の防災対応を支援する役割を持つ。県及び町は、必要に応じて派遣されるISUTとも連携し、対応に当たるものとする。

6 経費負担

(1) 費用の範囲

- ① 給与、諸手当等
- ② 旅費、交通費
- ③ 輸送費
- ④ 食料費
- ⑤ 応援のために要した資機材等物品の費用
- ⑥ その他本町が負担しなければならない経費

(2) 負担方法

原則として町が負担する。

第3項 災害ボランティア活用計画〔医療救護班、避難所班〕

大規模な災害発生によって救援活動が長期又は広範囲に及ぶ場合などで、災害応急対策を円滑に実施するためボランティアの参画が必要となる場合は、町は、町や県の社会福祉協議会等と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアの受入れや活動の調整を行うための災害ボランティアセンターを設置して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

1 ボランティアの受入れ体制

(1) 災害ボランティアセンターの開設

大規模な災害等によって、一般の災害ボランティアの協力が必要な場合には、町社会福祉協議会の協力を得て、上牧町保健福祉センター（2000年会館）（ゲートボール場及び駐車場）等に災害ボランティアセンターを開設し災害ボランティア全般の受け入れ体制を確立する。

(2) 活動拠点の提供

町民対策班と医療救護班は、町社会福祉協議会の協力を得て、上牧町保健福祉センター（2000年会館）（ゲートボール場及び駐車場）等にボランティア活動に必要な活動拠点を速やかに設置する。

(3) 県との連携

ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制等受入体制について、県が設置する災害ボランティア本部と緊密な連携を図り、情報交換等を行う。

県から事務の委任を受けたときは、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 一般災害ボランティアの受入れ

町は被災地域におけるボランティアニーズをみながら、町社会福祉協議会及びその他のボランティア団体に、一般災害ボランティアの派遣を依頼する。

また、県の災害ボランティア本部を通じて一般災害ボランティアを確保するとともに、テレビやラジオ等の報道機関を通じて募集を行う。

これらの一般ボランティアについては、応急活動所管各班やボランティアを必要とする自治会及び避難所の要請内容等を確認・調整した上で派遣する。

3 専門ボランティアの受入れ

災害応急対策において特定の専門知識を有するボランティアを必要とする場合は、防

災福祉部医療救護班がとりまとめて県災害ボランティア本部に要請する。

4 発災時ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

(1) 一般労力提供型ボランティアによる支援

- ① ボランティア・コーナーの支援又は運営
- ② 救急救助活動支援
- ③ 物資配送センター支援（救援物資の受入、分類、在庫整理、配送、分配等）
- ④ 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
- ⑤ 自宅避難者等の給食、給水、物資の分配
- ⑥ 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
- ⑦ 要配慮者の救済・支援
- ⑧ 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、ボランティアセンター、病院等）
- ⑨ 安否情報、生活情報の収集伝達
- ⑩ その他

(2) 専門技術提供型ボランティアによる支援

- ① 建築物の応急危険度判定技術者
- ② 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- ③ 教育・保育、事務、介護関係
- ④ 通訳（外国語、手話）
- ⑤ アマチュア無線技師
- ⑥ 自治体職員
- ⑦ その他、自動車運転、各種機器の修理等

5 情報収集・情報提供

被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

町は、県及び町の社会福祉協議会と協働し、災害時の被災地情報や支援の状況を把握し速やかに発信するため、ICTやSNSの活用を図る。

第4項 労務供給計画〔総務班、施設班・環境班、医療救護班〕

町は、災害の程度、規模等により職員だけでは、要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、奉仕団の動員、労働者の雇用、近隣の民間人の協力により、労働力の確保に努める。

1 奉仕団の動員〔医療救護班〕

応急対策に従事する人員が不足するとき、「災害対策基本法第5条第2項」による住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織としての自治会、日本赤十字社北葛城地区奉仕団、その他ボランティア団体等の奉仕を受け、円滑な応急対策を実施できるように努める。

(1) 奉仕団の種別

災害応急対策の実施に協力する奉仕団には、おおむね次の団体がある。

- ① 自治会
- ② 日本赤十字社 北葛城地区奉仕団
- ③ その他ボランティア団体等

(2) 奉仕団の動員要請方法

災害応急対策実施のため奉仕団による奉仕の必要があると認めるときは、その奉仕作業の種別により、その作業に適応した奉仕団へ奉仕を要請する。

また、防災関係機関において奉仕団の奉仕を必要とするときは、日本赤十字社奈良県支部又は町災害対策本部を通じて奉仕団の奉仕を要請する。

なお、奉仕団の奉仕を要請する場合は、奉仕作業の内容、場所、人員及び期間等を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話によって連絡する。

連絡の方法は次のとおりとし、奉仕団の人選については各団体の長において適宜決定する。

■ 奉仕団の動員要請方法

団体	要請方法
自治会	(防災福祉部医療救護班長) → 地区自治連絡会長 → 各自治会長
日本赤十字社 奉仕団	(防災福祉部医療救護班長) → 日赤地区委員長 → 地区分団長
ボランティア 団体等	(防災福祉部医療救護班長) → ボランティア団体協議会等の長 → 各団体等の長

(3) 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

- ① 炊出し及び救護
- ② 飲料水の供給

- ③ 清掃及び防疫
- ④ 救助物資の整理、配分及び運搬
- ⑤ 軽易な事務の補助

(4) その他

奉仕団の奉仕を受けた町及び防災関係機関は、おおむね次の事項について記録し、保管しておく。

- ① 奉仕団の名称及び人員
- ② 奉仕した作業の内容及び期間
- ③ その他必要な事項

2 労働者の雇用〔総務班〕

(1) 労働者供給の範囲

災害応急対策のための労働者供給の範囲は、おおむね次に掲げる場合とする。

- ① 罹災者の避難誘導
- ② 医療及び助産における患者の移送
- ③ 罹災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助物資の整理、配分及び運搬
- ⑥ 感染症発生予防のための、そ族・昆虫等の駆除及び被災家屋の消毒
- ⑦ 応急復旧の整理、配分及び運搬
- ⑧ 被災家屋等から排出されたごみ、がれき、汚泥の搬出及び処理
- ⑨ その他

(2) 労働者供給の方法

災害時において必要に応じて、迅速に労働者を確保して円滑に応急対策等が実施できるように、県及び職業安定所等に対して労働者の確保を要請する。

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として、県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋を要請する。

ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

申込書に記載すべき事項

- ① 求人を必要とする理由
- ② 作業の種別
- ③ 必要人員
- ④ 必要期間
- ⑤ 賃金
- ⑥ その他必要事項

災害時における非常清掃作業及び復旧資材等の輸送のため、「第4章第5節第1項配車・輸送対策計画」に定めるところにより、上牧町建設業協会等から車両を借上げた場合、その車両に従事する業務員を別に確保することが困難になると予想されるので、できる限り1車につき、運転者を含めた3名の派遣を要請する。

応急対策等に従事するために雇用した労働者に対する賃金は、その時点における通常のものとする。

3 民間人による労務供給〔総務班、施設班・環境班〕

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令等を発して要員の確保に努める。

(1) 強制命令等の種類と執行者

※強制命令等の種類と執行者：資料編参照

(2) 命令等対象者

※命令等対象者：資料編参照

(3) 災害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、「上牧町消防団員等公務災害補償条例」に基づき損害を補償する。

第11節 ライフラインに関する計画

第1項 通信施設応急対策計画〔総務班、電気通信事業者〕

町は、災害発生時において、通信障害等が発生したときは、電気通信事業者と情報連絡体制を確立し、状況の把握に努める。

また、電気通信事業者は、回線の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況を勘案して、災害措置計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。

1 情報連絡体制の確立〔総務班〕

通信施設等が被災し、広域かつ長期間にわたり通信障害等が発生したとき、電気通信事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。

2 電気通信設備等の災害応急対策〔電気通信事業者〕

電気通信事業者は、それぞれが策定する防災業務計画に基づき、電気通信設備等に係る災害応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる電気通信事業者各社の災害応急対策は次の通りである。

(1) 西日本電信電話株式会社

- ① 発災直後の対応
 - ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置
 - イ 災害対策情報の連絡体制
 - ウ 情報の収集、報告
 - エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保
 - オ 防護措置
- ② 災害状況等に関する広報活動体制
- ③ 応急復旧
- ④ 通信疎通に対する応急措置
- ⑤ 通信の利用制限
- ⑥ 災害用伝言ダイヤル等の提供
- ⑦ 災害対策用無線機による措置

※電気通信設備の回線復旧順位：資料編参照

(2) 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

- ① 社外関係機関との連絡
- ② 警戒措置

- ③ 通信の非常疎通措置
 - ア 重要通信の疎通措置
 - イ 携帯電話の貸出し
 - ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供
- ④ 社外機関に対する応援又は協力の要請
- ⑤ 設備の応急復旧
- (3) KDDI株式会社(携帯電話)
 - ① 情報の収集及び連絡
 - ② 準備警戒
 - ③ 防災に関する組織
 - ④ 通信の非常疎通措置
 - ⑤ 設備の応急復旧
 - ⑥ 設備の復旧
 - ⑦ 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化
- (4) ソフトバンク株式会社(携帯電話)
 - ① 顧客への発災時の支援
 - ア 発災情報の通知
 - イ 被災情報の相互連絡
 - ウ 貸出用携帯電話等の配備
 - エ 位置情報通知システム
 - オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
 - カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開
 - ② 通信サービス確保の対策
 - ア 緊急対策本部の設置
 - イ 通信の確保・維持
 - ③ 通信エリアの復旧と確保
 - ④ 災害時通信サービス
 - ア 緊急速報メール
 - イ 災害用伝言板サービス
 - ウ 災害用音声お届けサービス
 - エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第2項 電力施設応急対策計画〔総務班、電気事業者〕

町は、災害発生時において、停電が発生したときは、電気事業者と情報連絡体制を確立し、状況の把握に努める。

また、電気事業者は、設備の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努めながら、応急復旧を進める。

1 情報連絡体制の確立〔総務班〕

電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したとき、電気事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。

2 電力施設の災害応急対策〔電気事業者〕

電気事業者は、それぞれが策定する防災業務計画に基づき、電力施設等に係る災害応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社の災害応急対策は次の通りである。

(1) 通報・連絡

- ① 通報・連絡の経路
- ② 通報・連絡の方法

(2) 災害時における情報の収集、連絡

- ① 情報の収集・報告
- ② 情報の集約

(3) 災害時における広報

- ① 広報活動
- ② 広報の方法

(4) 対策組織要員の確保

- ① 対策組織要員の確保
- ② 復旧要員の広域運営

(5) 災害時における復旧資機材の確保

- ① 調達
- ② 輸送
- ③ 復旧資材置場等の確保

(6) 災害時における危険予防措置

(7) 災害時における県への支援要請

- (8) 災害時における応急工事
 - ① 応急工事の基本方針
 - ② 応急工事基準
 - ③ 災害時における安全衛生
- (9) ダムの管理
 - ① 管理方法
 - ② 洪水時の対策
 - ③ 通知、警告
 - ④ ダム放流
 - ⑤ 管理の細目
- (10) 復旧計画
- (11) 復旧順位

第3項 ガス施設応急対策計画〔総務班、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者〕

町は、災害発生時において、停電が発生したときは、電気事業者と情報連絡体制を確立し、状況の把握に努める。

また、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者は、復旧優先順位や家屋・道路の被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。

1 情報連絡体制の確立〔総務班〕

ガス施設が被災し、長期間にわたりガスの供給停止等が継続するとき、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、住民に対して、適切な情報の提供に努める。

2 ガス施設の災害応急対策〔ガス小売事業者・一般ガス導管事業者〕

ガス小売事業者・一般ガス導管事業者は、それぞれが策定する防災業務計画に基づき、ガス施設等に係る災害応急対策を実施する。

なお、県地域防災計画に定められる大阪ガスネットワーク株式会社の災害応急対策は次の通りである。

(1) 情報の収集伝達及び報告

- ① 地震震度、気象予報等の収集、伝達
- ② 通信連絡
- ③ 被害状況の収集、報告

(2) 応急対策要員の確保

- (3) 顧客及び住民に対する災害広報の実施
- (4) 危険防止対策
- (5) 応急復旧対策

第4項 上水道施設応急対策計画〔水道班〕

町は、災害発生時に上水道施設が被災したときは、被災者が飲料水を確保できず、日常生活に支障が生じるため、速やかな施設の応急復旧を実施する。

1 点検

災害が発生するおそれがあるときの対策は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町長（本部長）が動員指令を発したときは、即座に出動してそれぞれの部所に待機する。
- (2) 水道諸施設復旧資材、給水車及び給水タンクの確認及び再点検を行う。
- (3) 被害を最小限にするための事前処置及び被害発生時の応急措置、復旧対策が迅速に行われるよう準備する。

2 応急復旧

災害が発生して上水道施設が被災した場合、水道施設の被害状況を調査して、これの復旧措置を行うために、次のことを実施する。

- (1) 上水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力株式会社奈良支社と緊密な連携を保ち、施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。
- (2) 停電時においては自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位を絶えず調査し把握する。
- (3) 被害の程度によって早期の復旧が困難であって、断水に至ると判断されるとき、又は応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対して早期に予告する。

(4) 飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、「第3章第8節第2項飲料水供給対策計画」に基づいて実施する。

(5) 被害状況の調査及び対策

被害情報の迅速な収集、把握及び分析を行い、適切な対策を実施する。

(6) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を速やかに行い給水の確保をしたのち、被害の程度によりかなりの期間と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施工する。

第5項 下水道施設応急対策計画〔水道班〕

町は、災害発生時に下水道施設が被災したときは、汚水・汚物等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、感染症等が発生しやすくなるため、速やかに施設の応急復旧を実施する。

1 点検

気象警報等が発令されて災害により被害が発生するおそれのあるときは、巡回を行って、災害に備える。

2 応急復旧

下水道施設の災害復旧は、住民生活に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧に努める。

(1) 応急措置の内容

- ① 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ② 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整

(2) 下水道施設の応急対策

① 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

また、必要に応じて、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、県を通じて、関係団体の支援を要請する。

② 下水管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。

イ 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

第4章 地震災害応急対策計画

本計画は、上牧町における種々の災害の中でも特に大規模な地震災害に対処するため、防災関係各機関と協力して、その応急対策活動を総合的、計画的に推進し、住民の生命と財産を保護することを目的とする。

個々の計画項目としては、「第3章災害応急対策計画」と重複ないしは関係するものがあるので、本章ではそれらを再記述しないものとする。

第1節 震災時の応急対策のための体制

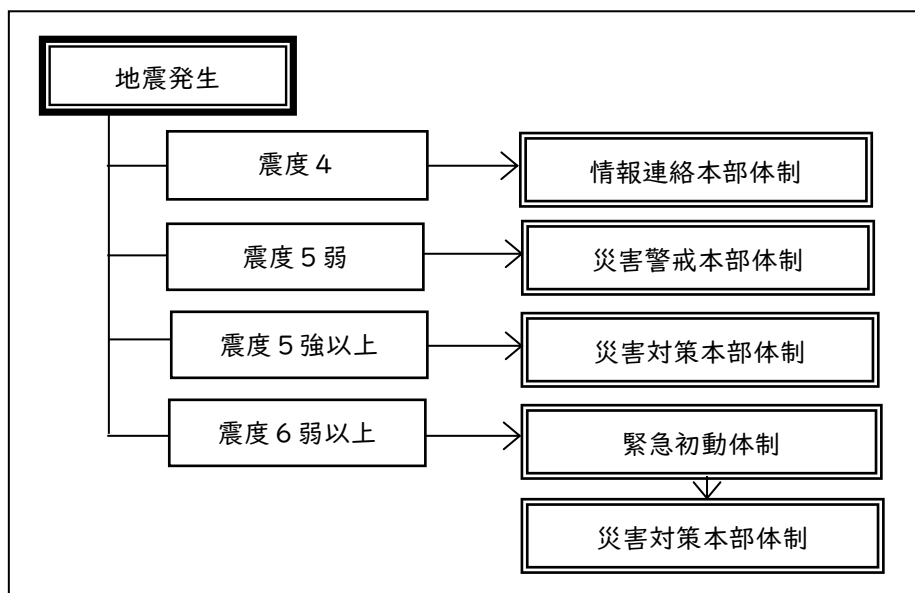
第1項 防災組織〔各班〕

地震により、町域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、県及び防災関係機関とともに迅速かつ的確に災害応急対策活動体制を確立し、応急対策を実施する。

1 地震災害発生時における体制と配備

町域において震度4以上の地震が発生した場合、震度に応じて必要な体制を確立し、災害応急対策に万全を期すこととする。

震度別の体制



2 地震災害発生時の体制と災害対策本部の設置基準

町域において以下の地震が発生した場合、以下の体制を速やかに確立のうえ災害応急

対策活動に当たる。なお、町域において震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。

- (1) 町域において震度4の地震が発生した場合、情報連絡本部体制を確立し情報収集にあたる。
- (2) 町域において震度5弱の地震が発生した場合、災害警戒本部体制を確立し情報収集及び応急対策にあたる。
- (3) 町域において震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策本部体制を確立し、災害応急対策にあたる。
- (4) 町域において震度6弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部が設置されるまでの間の初期の迅速な応急対策活動を補完する体制として、「緊急初動体制（災害対策本部と同じ組織構成）」を設置する。「緊急初動体制」は災害対策本部が設置されたときに、自動的に廃止する。

3 緊急初動体制の内容

震度6弱以上の地震が発生し、町域に災害の発生が予測され、被害状況及び情報の把握が必要なとき、災害発生直後において災害対策本部体制と同じ部からなる緊急初動体制を敷く。緊急初動体制は災害直後の緊急業務として、部ごとに参集した職員から「緊急初動体制における各部の主な任務」を実施するものとし、全職員が配備につくものとする。なお、緊急初動体制は原則として災害発生後24時間の体制とし、それ以降は通常の災害対策本部体制に移行する。

(1) 緊急初動体制における活動内容

※緊急初動体制における活動内容：資料編参照

(2) 緊急初動体制における各部の主な任務

※緊急初動体制における各部の主な任務：資料編参照

第2項 動員配備計画 [各班]

町は、地震が発生したときは、震度階級等の区分に応じて必要な動員配備を行い、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施する。

なお、災害応急対策に従事する者の安全には十分留意する。

1 配備基準

災害発生時において迅速かつ確な初動対応を実施するため、災害対策本部等の設置に伴い以下の配備体制を確立し、災害応急対策業務を迅速に遂行する。

配備区分	動員規模	配備内容	災害の程度等
予備配備 (情報連絡本部体制)	10名程度 (予備配備に指名された職員)	○情報連絡を主な業務とする配備	○震度4の地震が発生した場合
第1配備 (災害警戒本部体制)	35名程度 (第1配備に指名された職員)	○情報連絡及び必要な応急対策の実施を業務とする配備	○震度5弱の地震が発生した場合
第2配備 (災害対策本部体制)	95名程度 (第2配備に指名された職員)	○災害応急対策の実施を業務とする配備	○震度5強以上の地震が発生した場合
第3配備 (災害対策本部体制)	全職員	○総力を挙げた災害応急対策の実施を業務とする配備	○震度6弱以上の地震が発生した場合

2 地震災害発生時の配備指令

(1) 自主参集

地震災害が発生した場合における配備は、自主参集を原則とする。

(2) 情報連絡本部体制及び災害警戒本部体制における配備指令

情報連絡本部体制及び災害警戒本部体制の配備の場合は、自主参集を原則としつつ、総務部長又は総務課長から各課長を通じて配備指令を行う。

① 情報連絡本部体制

震度4の地震が発生し、被害状況及び情報の把握のため、総務課長が必要と認めるとき、情報連絡本部体制をとる。

② 災害警戒本部体制

震度5弱の地震が発生し、町域に災害の発生が予測され、被害状況及び情報の把握が必要なとき、総務部長が災害警戒本部体制をとる。

(3) 災害対策本部体制における配備指令

① 震度5強以上の地震が発生した場合、第2配備に指定された職員は震度情報を確

認し自主参集する。

- ② 震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員は震度情報を確認し自主参集する。

3 配備の決定と通知

(1) 予備配備の決定と通知

総務課長は、震度4の地震が発生し、災害の発生するおそれがある場合、総務部長と協議のうえ予備配備を決定し、関係職員及び各課長に通知する。

(2) 第1配備、第2配備及び第3配備の決定と通知

総務部長は、震度5弱以上の地震が発生し、災害の発生又は発生するおそれがある場合、町長に報告のうえ指示を受けて配備(第1配備、第2配備又は第3配備)を決定し、各部長及び総務課長に通知する。また、各部長は各課長及び関係職員に通知する。

4 職員の動員

(1) 動員の方法

職員の動員は、配備決定に基づき次の系統で伝達する。

- ① 決定した配備体制に基づき、総務部長は総務課長及び総務課職員に指示して速やかに各部長に伝達する。
- ② 各部長は、決定した配備体制及び動員について、速やかに部所属の各課長に伝達する。
- ③ 各課長は、決定した配備体制及び動員について、直ちに課所属職員に速やかに伝達する。

(2) 動員の伝達方法

① 勤務時間

庁内放送及び電話等による。

② 勤務時間外

勤務時間外における伝達は、総務課長が総務課職員に指示し、関係部課長及び関係職員に電話で連絡を行う。

また、各部、各班においては、あらかじめ定めた連絡方法(緊急情報伝達網等)により伝達する。

(3) 参集報告

① 各班

ア 各班長は、班員の配備状況を各部長に報告する。

② 各部

イ 各部長は、部内の配備状況を把握し、防災総務部総務班に報告する。

③ 防災総務部総務班

ウ 防災総務部総務班は、各部の状況を取りまとめ本部長に報告する。

第2節 震災時の現場活動に関する計画

第1項 被災建築物・宅地の危険度判定〔施設班・環境班、調査班〕

町は、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被害の状況に応じて、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、被災建築物や被災宅地の危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。

1 被災建築物の応急危険度判定

大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(1) 公共建築物

庁舎・避難施設等の防災上重要な施設の建築物は、被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) 民間建築物

被害の状況に応じて、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

実施に当たって、必要に応じて、県に被災者建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等とその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立入禁止等の措置をとるよう勧告する。

また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

2 被災宅地の危険度判定

大規模地震で被災した宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、被災宅地の危険度判定を実施する。

(1) 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

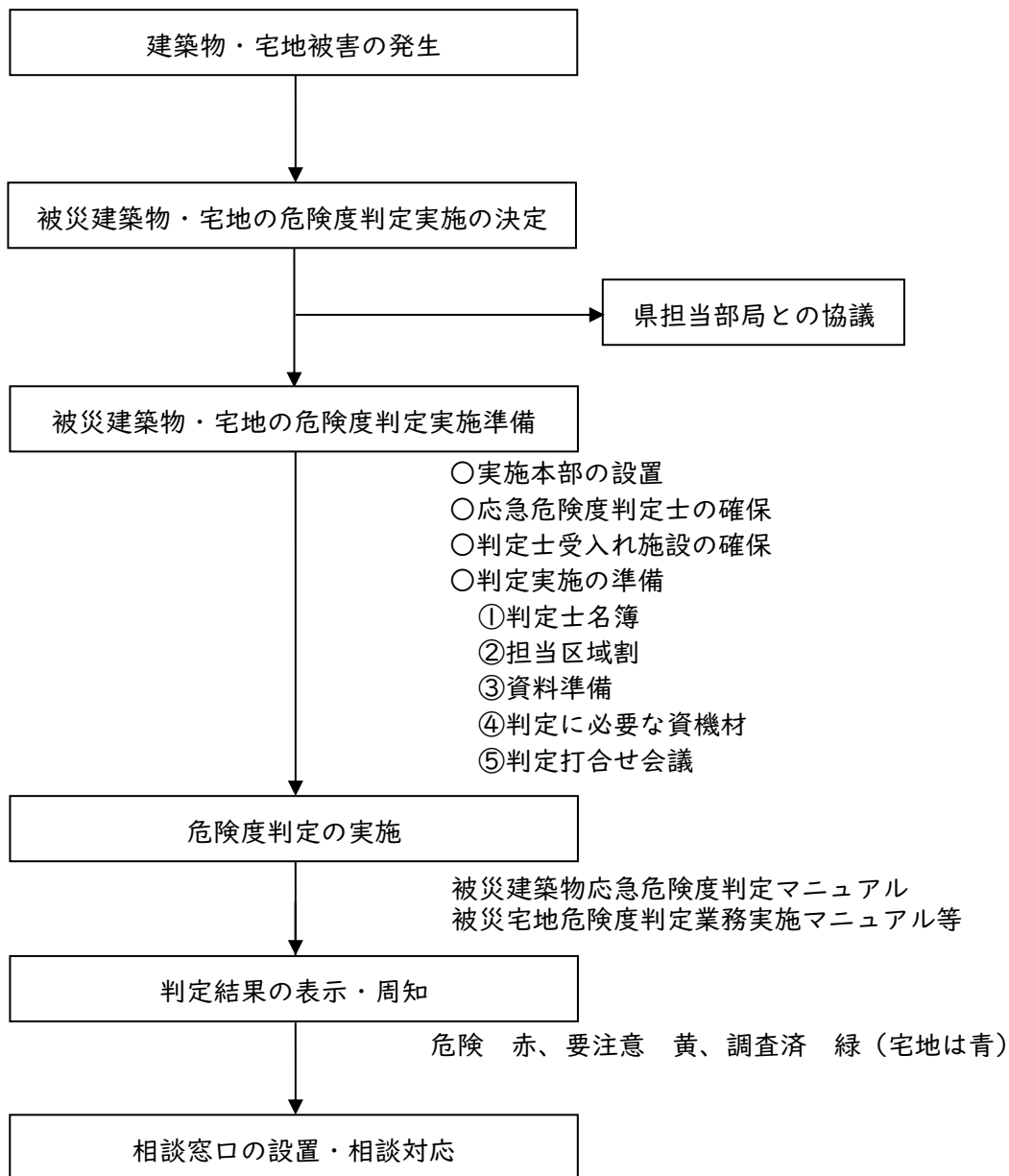
庁舎・避難施設等の防災上重要な施設の宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

(2) その他の宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な施設宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地につい

ても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合には、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

[被災建築物・宅地の危険度判定実施フロー]



第2項 二次災害の防止に関する計画〔施設班・環境班〕

町は、県と連携して、余震や地震後の降雨による二次災害を防ぐため、土砂災害のおそれがある地域や被災した道路、河川等の公共土木施設の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を住民に周知する。

1 土砂災害応急対策計画

大規模地震発生後の余震あるいは降雨による二次的な土砂災害を防ぐため、県と連携して、緊急点検調査体制を確立し、土砂災害警戒区域等の緊急点検調査を行う。

なお、必要に応じて、県に砂防ボランティア（斜面判定士）の派遣を要請する。

また、緊急点検調査結果により、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な二次災害防止措置を講じるとともに、災害の発生のおそれがある場合は、速やかに避難対策を実施する。

2 道路災害応急対策計画

大規模地震による落石、土砂崩壊等により被害を受けた道路施設、交通安全施設等は県と連携して、速やかな復旧に努め、交通機能の確保を図る。

なお、道路の応急対策及び復旧に当たっては、道路管理者が互いに連携して、緊急に確保すべきルートの検討作業を行い、各道路に求められている機能等により優先順位を設定し、緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

3 河川災害応急対策計画

大規模地震により被災した堤防、護岸等の河川管理施設があるときは、二次的な災害を防ぐため、県と連携して、緊急点検調査体制を確立し、被災した堤防、護岸等の河川管理施設の緊急点検調査を行う。

また、緊急点検調査結果により、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な二次災害防止措置を講じるとともに、災害の発生のおそれがある場合は、速やかに避難対策を実施する。

第5章 事故災害応急対策計画

第1節 基本的考え方及び事故災害発生時の体制

1 基本的考え方

本章(事故災害応急対策計画)は、自然災害ではない主に人為的要因による以下の災害(以下「事故災害」という。)についての計画であり、町は住民生活に甚大な被害を及ぼすこれらの大規模な事故災害に際して、迅速・的確に防災対策を推進する。

なお、本章に定めのない事項については、「第3章 災害応急対策計画」に基づき運用する。

(1) 航空災害

本町の区域において、航空機事故により多数の死傷者を伴う大規模な航空災害が発生

(2) 道路災害

本町の区域において、相当の人的・物的被害が生じる大規模な道路災害が発生

(3) 危険物等災害

本町の区域において、多数の死傷者等を伴う大規模な危険物等災害が発生

(4) 林野火災

本町の区域において、広範囲にわたる林野火災が発生

2 事故災害発生時の体制

本町の区域及び周辺において事故災害が発生した場合、事故の状況に応じて以下の体制を確立し、迅速・的確に対策を実施する。

(1) 事故災害時の体制

① 予備配備(情報連絡体制)

事故災害発生の情報があった場合

② 第1配備(災害警戒本部体制)

事故災害により多数の人命に損害が発生するおそれがある場合

③ 第2配備(災害対策本部体制)

事故災害により多数の人命に損害が発生した場合

④ 第3配備(災害対策本部体制)

事故災害による被害が拡大し、二次災害が発生した場合

第5章 事故災害応急対策計画
第1節 基本的考え方及び事故災害発生時の体制

(2) 事故災害時の配備体制

配備区分	動員規模	事故災害の種別			
		航空災害	道路災害	危険物災害	林野火災
予備配備 (情報連絡本部体制)	10名程度 (予備配備に指名された職員)	○航空災害発生の情報あり	○道路災害発生の情報あり	○危険物等災害発生の情報あり	○林野火災発生の情報あり
第1配備 (災害警戒本部体制)	35名程度 (第1配備に指名された職員)	○人命に損害のおそれ	○人命に損害のおそれ	○人命に損害のおそれ	○人命に損害のおそれ
第2配備 (災害対策本部体制)	95名程度 (第2配備に指名された職員)	○多数の人命に損害	○多数の人命に損害	○多数の人命に損害	○多数の人命に損害
第3配備 (災害対策本部体制)	全職員	○被害の拡大、二次災害の発生	○被害の拡大、二次災害の発生	○被害の拡大、二次災害の発生	○被害の拡大、二次災害の発生

第2節 活動体制の確立

町は、自然災害以外の大規模な事故災害が発生したときは、状況に応じた活動体制を確立し、事故関係者や奈良県広域消防組合西和消防署、西和警察署等と連携して、情報の収集を行い、被害の軽減、拡大防止を図る。

1 配備の決定 [各班]

(1) 予備配備の決定

総務課長は、航空災害、道路災害、危険物災害、林野火災等の事故災害の発生の連絡を受けた場合、総務部長と協議のうえ予備配備を決定し、関係職員及び各課長に通知する。

(2) 第1配備、第2配備、第3配備等の決定

総務部長は、事故災害により人命に損害又は損害のおそれがある場合、町長に報告のうえ指示を受け、第1配備、第2配備、第3配備等の区分を決定し、各部長及び総務課長に通知する。また、各部長は各課長に、各課長は関係職員に通知する。

2 職員の動員 [各班]

職員の動員は、本編第3章第2節第3項を準用する。

3 災害対策本部等の設置 [各班]

第1配備が決定されたときは、災害警戒本部体制を確立し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

第2配備または第3配備が決定されたときは、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策組織は、本編第3章第2節第2項を準用する。

4 情報収集・連絡調整 [総務班]

町域において、航空災害、道路災害、危険物災害、林野火災等の大規模事故等が発生したときは、奈良県広域消防組合西和消防署、西和警察署、県、事故等関係者、消防団等と連絡を取り合い、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

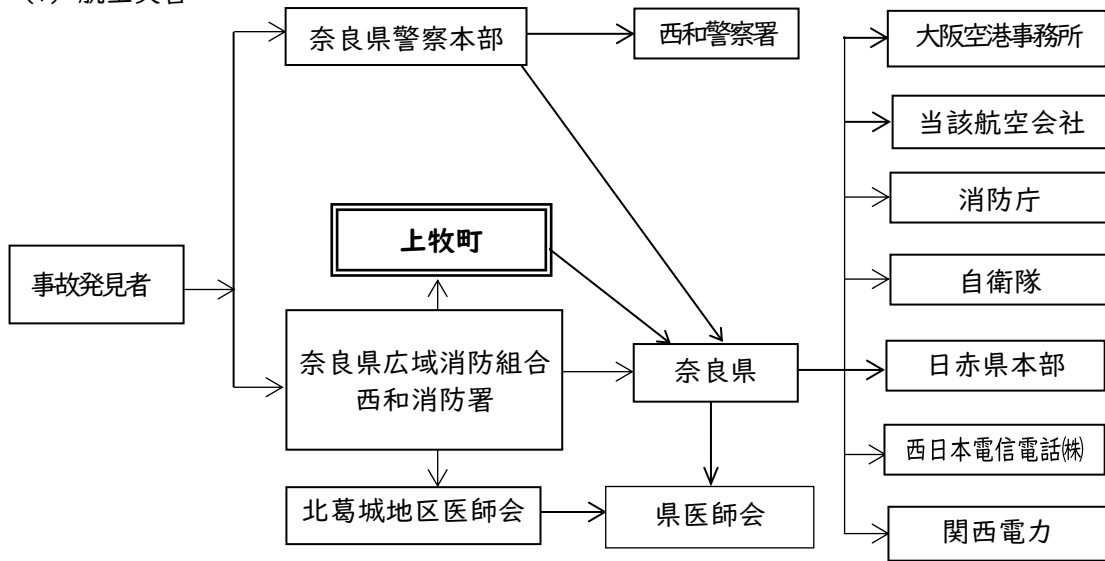
また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、火災・災害等即報要領の直接報告基準に該当する大規模事故等については、国(消防庁)に対しても覚知後30分以内に報告する。

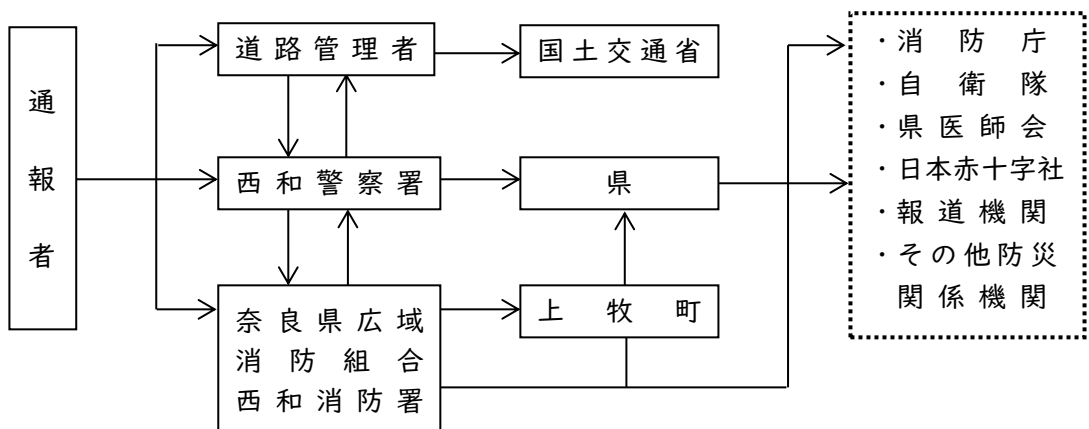
5 情報連絡系統 [総務班]

航空災害、道路災害、危険物災害、林野火災等の大規模事故等が発生したときの情報連絡系統は以下による。

(1) 航空災害

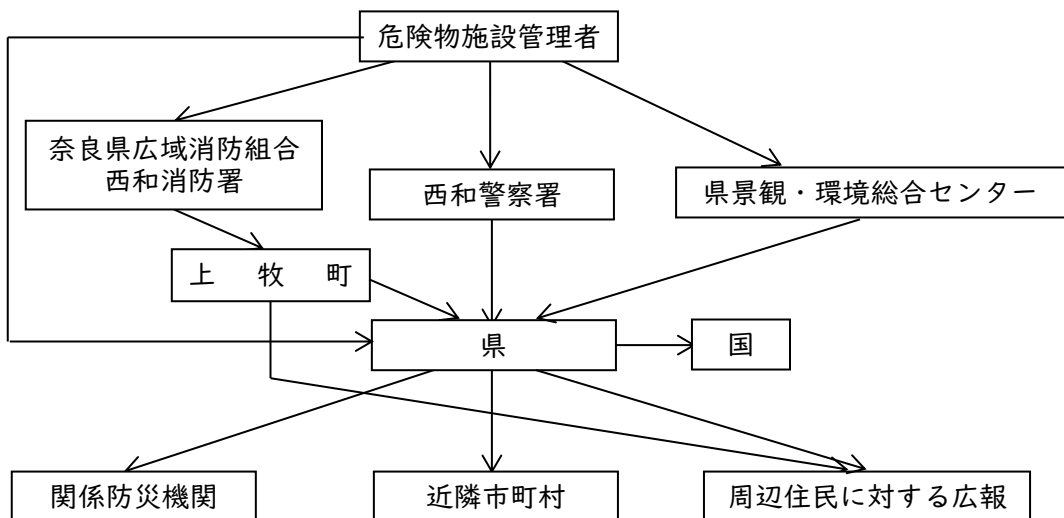


(2) 道路災害

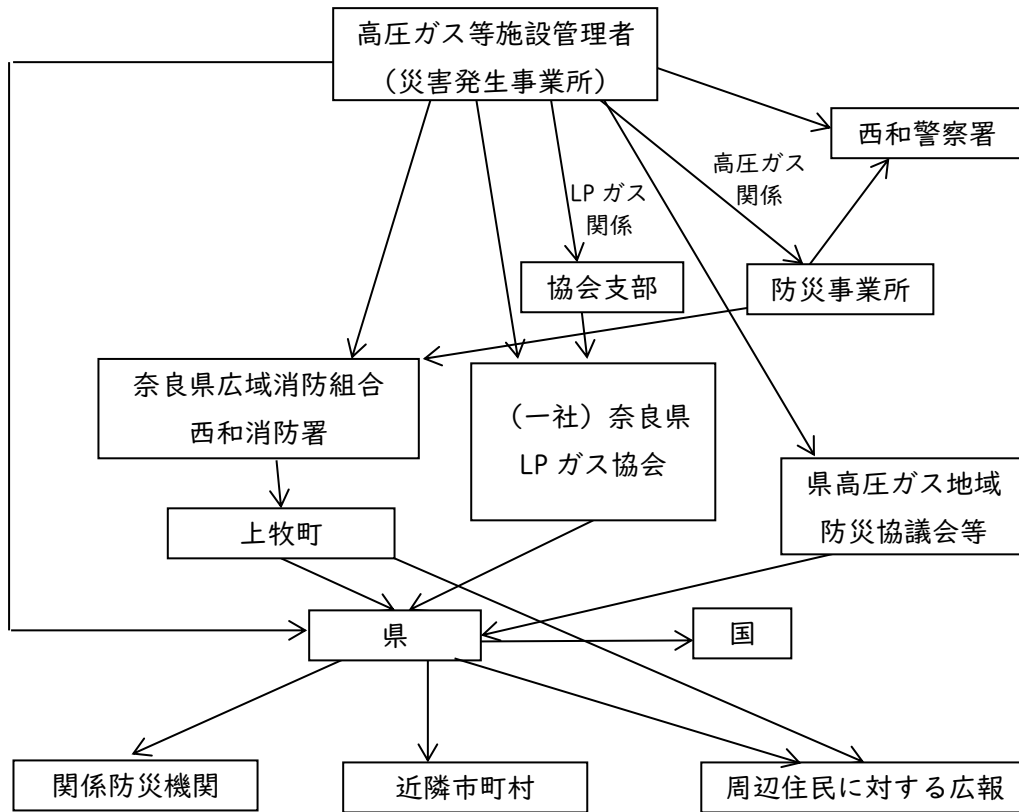


(3) 危険物等災害

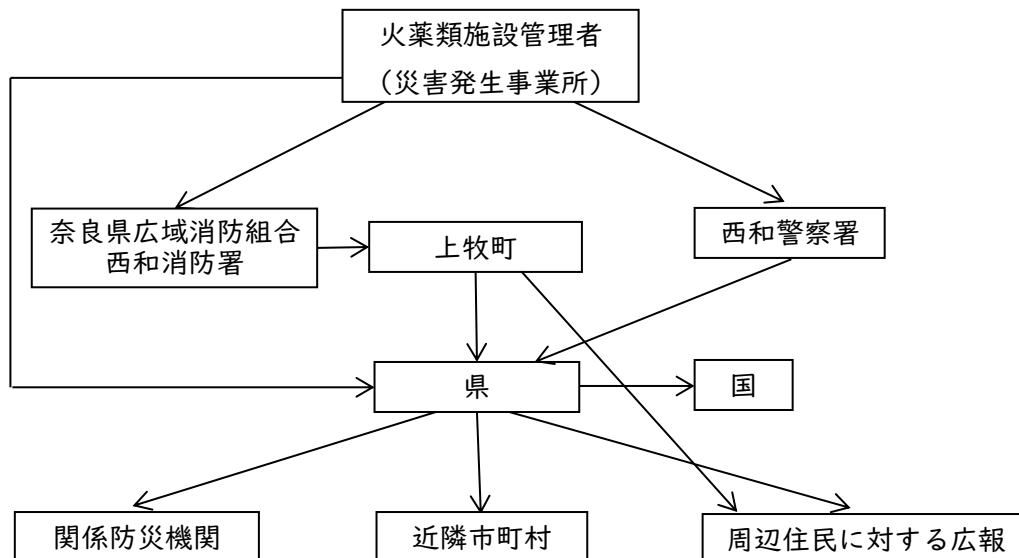
① 危険物施設



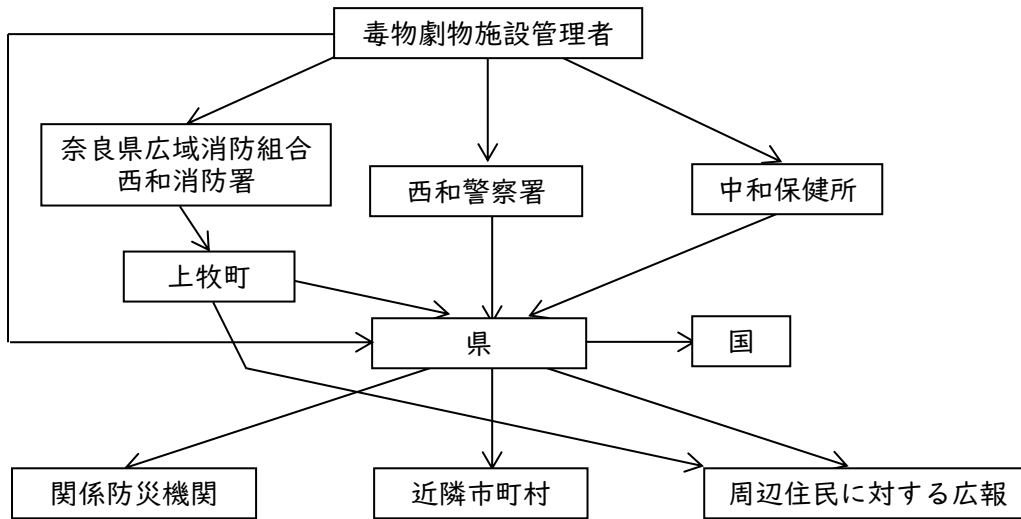
② 高圧ガス施設



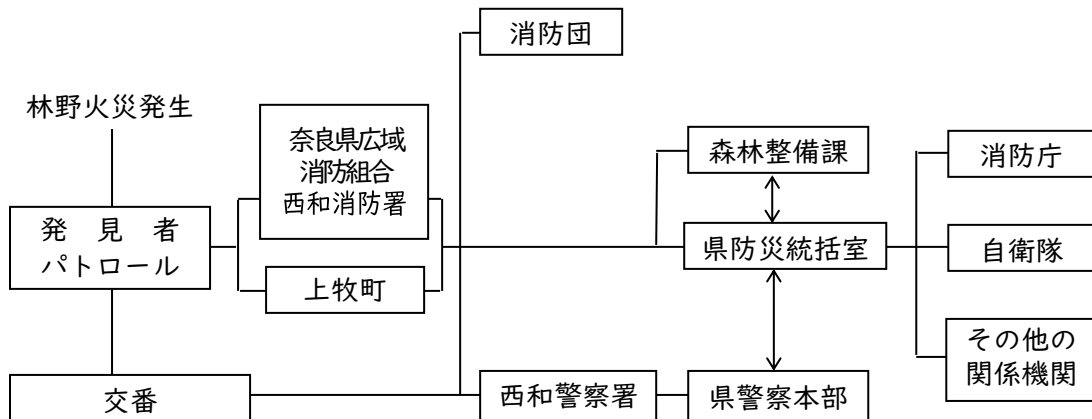
③ 火薬類施設



④ 毒劇物施設



(4) 林野火災



第3節 応急活動

奈良県広域消防組合西和消防署は、航空災害、道路災害、危険物災害、林野火災等の大規模事故に伴う火災や被害の発生状況に応じて、迅速に消火・救助・救急等の応急活動を実施する。

また、町は、必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する。

なお、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

1 火災防御・消火活動 [奈良県広域消防組合西和消防署]

消防団と連携し、速やかに大規模事故に伴う火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、奈良県広域消防組合単独での対処が困難であると判断される場合には、奈良県消防相互応援協定(平成29年4月締結)に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

なお、林野火災の場合は、鎮火後も再発に備えて、しばらくは警戒にあたる。

2 救急、救助活動 [奈良県広域消防組合西和消防署]

大規模事故により多数の負傷者及び要救助者が発生したときは、高規格救急車、救助工作車等を投入し、西和警察署等と連携して、救急、救助活動を実施する。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先となる医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

また、奈良県広域消防組合単独での対処が困難であると判断される場合には、奈良県消防相互応援協定(平成29年3月締結)に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

3 広域応援等の要請 [総務班]

町長は、必要に応じて、県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援、自衛隊の派遣等を要請する。

4 警戒区域の設定 [総務班、奈良県広域消防組合西和消防署、西和警察署]

大規模事故の状況により、必要に応じて、災害対策基本法、消防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、当該区域への一般住民の立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

5 避難対策 [避難収容班]

大規模事故の状況により、周辺住民等の避難が必要なときは、消防団、西和警察署、自治会(自主防災組織)等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避

難できるよう、組織的な避難誘導の実施に努める。

また、必要に応じて、指定避難所の開設、運営を行う。

なお、指定避難所を開設したときは、県に報告する。

6 行方不明者の捜索〔避難収容班〕

航空機の遭難事故等により行方不明者がいる場合は、消防団、西和警察署、自衛隊等の協力を得て、捜索を行う。

7 広報〔総務班、広報収集班〕

県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を適切に提供する。

広報は概ね次のような事項について行う。

- (1) 事故の発生日時及び場所
- (2) 被害の状況
- (3) 被害者の安否状況
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 交通規制の状況
- (6) 治安の状況
- (7) 住民に対する協力及び注意事項
- (8) その他必要と認められる事項

8 その他応急対策〔各班〕

医療救護活動をはじめ、その他必要となる応急対策は、本編第3章第3節から第11節を準用して実施する。

また、林野火災の場合は、林野火災鎮火後、森林所有(管理)者に対し、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うよう指導する。

第4節 原子力災害応急対策

町は、国の原子力災害対策指針が示す原子力発電所から30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行う。

また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入の協力を努める。

1 情報の収集及び連絡体制の整備〔総務班〕

原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努め、原子力災害の正確な情報を住民に対して速やかに伝達する。

2 広報・相談活動の実施〔総務班、広報収集班〕

(1) 広報活動の実施

広報体制を整備するとともに、県、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、インターネット、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民に対して確実かつ速やかに伝達する。

(2) 相談活動の実施

県と連携し、住民からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、相談窓口を設置する。

3 県の実施する緊急時の環境放射線モニタリングへの協力〔総務班〕

原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに関し、必要に応じ協力する。

また、県が行う環境放射線モニタリング結果について、インターネットを活用して、住民に速やかに情報提供する。

4 県外からの避難者の受入れ〔総務班〕

県が福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入を決定した場合、県の要請又は原発立地市町村等から直接避難者受入について要請があれば、県と連携し、避難者受入れ要請に応じる。

その場合、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努める。

第6章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の実施責任者において、早期原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮し、可能な限り改良復旧の実施を図る。

1 災害復旧事業計画 [各班]

町は、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、所管する公共施設等の災害復旧計画を作成する。

(1) 主な災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、概ね以下のとおりである。

事業・内容	根拠法令等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（文化財等）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障がい者更正援護施設、知的障がい者援護施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ②公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	国土交通省

(2) 災害復旧事業の実施

災害復旧事業は、「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）等を参考に実施するほか、以下の事項に留意して実施する。

- ① 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- ② 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- ③ 事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図る。
- ④ 復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害復旧に伴う財源確保等 [各班]

町は、災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

また、著しく激甚である災害が発生した場合には、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害または局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

また、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

災害復旧事業に関する国の財政援助を資料編に示す。

※災害復旧事業財政援助：資料編参照

第2節 被災中小企業等の復興対策

町は、被災した中小企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立又は実施等について斡旋及び指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復に努める。

1 中小企業の復興支援〔施設班・環境班〕

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び日本政策金融公庫の融資並びに信用保証協会による融資の保証等が迅速かつ円滑に行われるよう、相談窓口を設置し、国及び県と調整を図る。

被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況等の迅速な把握、報告体制の整備を進める。

(1) 中小企業者に対する金融制度の周知

国、県、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関等と連携して、中小企業者に対する金融制度の利用条件や手続きなどを把握するとともに、相談体制を確立し、上牧町商工会を通じて、中小企業者への金融制度の周知徹底を図る。

※日本政策金融公庫の融資制度：資料編参照

(2) 相談対応

国、県並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関等と連携し、相談・指導内容について協議を行い、被災者の相談に対応する。

2 農林業の復興支援〔施設班・環境班〕

災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金等による融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、相談窓口を設置し、県や農業協同組合等と調整を図る。

(1) 農林業者に対する災害融資制度の周知

県、農業協同組合、農業共済組合、株式会社日本政策金融公庫等と連携して、災害融資制度の利用条件や手続きなどを把握するとともに、相談体制を確立し、農林業者への災害融資制度の周知徹底を図る。

※農林漁業復旧資金の貸付：資料編参照

(2) 相談対応

県、農業協同組合、農業共済組合、株式会社日本政策金融公庫等と連携し、相談・指導内容について協議を行い、被災者の相談に対応する。

第3節 被災者の生活再建支援計画

町は、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図り、住民の生活再建支援に努める。

第1項 被災者への相談窓口の設置〔避難収容班〕

災害によって被害を受けた住民が早期に生活の安定を図れるように支援する。実施にあたっては相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図るなど、きめ細かな対応に努める。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、相談内容に的確に対応するため、災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて相談を実施する女性の専門相談員の確保に努める。（電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）

第2項 生活確保資金の融資等〔総務班、医療救護班〕

被災者生活支援に関する相談窓口を開設し、被災者の生活確保に必要な資金について、それぞれの法律、条令等の定めるところにより、支給・貸付を行う。

1 災害弔慰金等及び災害援護資金の給貸与〔医療救護班〕

上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、身体または精神に障がいが残った場合はその者に対して災害障がい見舞金を支給するとともに、被災世帯の生活立て直しのため災害援護資金の貸付を行う。

※上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例：資料編参照

※上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則：資料編参照

※災害弔慰金の支給内容：資料編参照

※災害障害見舞金の支給内容：資料編参照

※災害援護資金の貸付内容：資料編参照

2 生活福祉資金貸付〔医療救護班〕

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、生活福祉資金の貸付を行う。（ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない）

※生活福祉資金貸付内容：資料編参照

3 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付〔医療救護班〕

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、災害による被害を受けた母子及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

※母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付内容：資料編参照

4 被災者生活支援制度〔総務班〕

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる災害

暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発

生じた市町村の区域にかかる自然災害

- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- ④ ①又は②の被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ⑤ ③又は④に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る）で、①～③の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 被害の認定

町は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。

(3) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借 (公営住宅を除く)	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借 (公営住宅を除く)	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借 (公営住宅を除く)	—	25	25

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

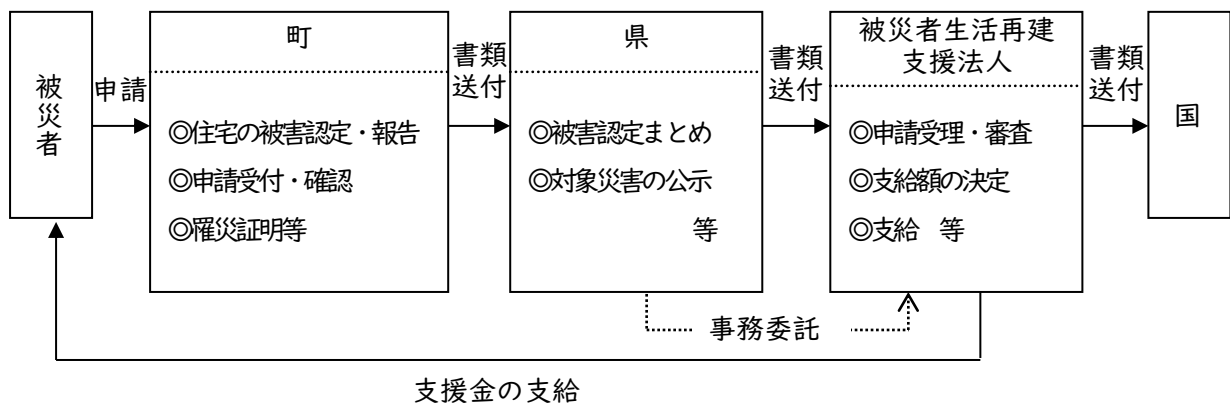
加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(5) 支給申請

町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は町から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。

■ 被災者生活再建支援金の支給手順



※被災者生活再建支援法：資料編参照

第3項 税の減免等〔調査班〕

災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法等に基づき、納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等を行う。

1 町税の減免等

(1) 納税期限の延長

上牧町税条例の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由により、納税期限までに納税できないと認める場合、町税の納税期限を延長する。

(2) 固定資産税の減免

上牧町税条例の規定に基づき、町の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産について、必要があると認められるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免する。

※上牧町税条例（抜粋）：資料編参照

(3) 国民健康保険税の減免

上牧町国民健康保険税減免に関する規則に基づき、災害により生活が著しく困難となった者のうち特に必要があると認められるものについては、保険税を減免することができる。

※上牧町国民健康保険税減免に関する規則：資料編参照

2 県税の減免等の措置

(1) 県税の納税期限の延長

(2) 県税の減免

被災した納税義務者は、次の各税目について減免される。

- ① 個人事業税
- ② 不動産取得税

3 国税の減免等の措置

(1) 被災者に対する国税の申告、申請、請求、届出その他、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

(2) 被災者に対する所得税の減免

(3) 被災者に対する所得税の納税（徴収）猶予

- ① 災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予
- ② 災害を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予
- ③ 給与・公的年金等及び報酬等の源泉所得税の徴収猶予

(4) 雑損控除

（注）雑免と雑損控除は、いずれか有利な方法を選択

第4項 雇用の確保〔施設班・環境班〕

大規模災害が発生した場合、その直接的・間接的影響により事業所の閉鎖・移転、規模縮小などが生じ、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、県及び奈良労働局と連携し、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保に努める。

1 雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、町内の事業主等に対し、雇用の維持を要請する。

2 職業の斡旋

県と連携し、被災による離職者等の再就職を促進するため、公共職業安定所が被災事業主及び被災求職者のために設置する臨時職業相談窓口の開設等について、周知を行う。

3 職業訓練の促進

被災者の就職を開拓するために県立高等技術専門学校において実施される職業訓練への被災者の参加を奨励する。

4 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法が適用され、雇用保険の失業給付に関する特別措置が実施される場合は、広報等により住民に周知するなどの協力を行う。

第5項 災害公営住宅の建設、住宅資金の融資〔施設班・環境班〕

公営住宅法（平成10年法律第87号）に基づき、自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。

また、住宅の建設又は補修を行う者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資を受けられるようにする。

1 公営住宅の建設条件

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に賃貸するため、次に該当する場合において、国の補助を受け公営住宅の建設を行う。

(1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上
- ② 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上（激甚災害は100戸）
- ③ 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

(2) 火災による場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が200戸以上
- ② 滅失戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上

2 公営住宅の入居者資格

公営住宅の入居者は、次の条件（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者）にあっては、次に示す(1)(2)(3)に該当する者とする。

- (1) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (3) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を越えないこと。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかなものであること。

3 災害復興住宅資金の融資

火災、地震、暴風雨等の災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、相談窓口を設置し、県や独立行政法人住宅金融支援機構等と調整を図る。

(1) 災害復興住宅資金の周知

県、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金に関する融資制度の利用条件や手続きなどを把握するとともに、相談体制を確立し、被災者への災害復興住宅資金の周知徹底を図る。

(2) 相談対応

県、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、相談・指導内容について協議を行い、被災者の相談に対応する。

第6項 罹災証明書の発行〔調査班、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、災害救助法による各種施策や税の減免等の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、必要に応じて、公共社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会や奈良県行政書士会等に協力を求めて、被災者支援の迅速化に努める。

また、災害が発生した場合において、公平な支援を効率的に実施するために必要があるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳「被災者台帳」を作成する。

なお、火災に起因するものについては、消防法による火災損害調査結果に基づき、奈良県広域消防組合西和消防署が罹災証明書を交付する。

1 住家等の被害認定調査

被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

(1) 調査準備

遅滞なく罹災証明書を交付するため、被害状況の速報を基に、次の調査準備を実施する。

- ① 住家等の被害認定調査の計画立案
- ② 住家等の被害認定調査の住民への広報
- ③ 住家等の被害認定調査に係る人的・物的資源の確保（町のみで対応できないと判断したときは、近隣市町村及び民間団体に協力を要請）
- ④ 住民基本台帳、固定資産台帳等、既存データの整理
- ⑤ 調査員の訓練

(2) 調査の実施

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）等に基づき、住家等の被害認定調査を実施する。

① 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内実施する。なお、判定に不服があるなどで被災者の申し出があるときは、再調査を実施する。

② 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとに内部立入調査により実施する。

2 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備に当たっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(1) 罹災証明書の交付準備

住家等の被害量を勘案し、罹災証明書交付業務の計画立案や業務実施体制の確立等の準備を実施する。

- ① 罹災証明書交付業務の計画立案
- ② 罹災証明書交付に係る人的・物的資源の確保（町のみで対応できないと判断したときは、近隣市町村及び民間団体に協力を要請）
- ③ 罹災証明書交付場所、相談窓口の確保
- ④ 罹災証明書交付業務を支援するシステムの検討
- ⑤ 罹災証明書交付の住民への広報

(2) 罹災証明書の交付

住家等の被害認定調査結果を踏まえ、申請のあった被災者に対して、罹災証明書を1世帯当たり1枚を原則として交付する。

- ① 罹災証明書交付窓口の開設
- ② 罹災証明書交付申請の受け付け
- ③ 罹災証明書の交付
- ④ 再調査の実施（判定結果に不服がある場合など必要に応じて）
- ⑤ 再調査結果に基づく罹災証明書の再交付（④の場合のみ）

(3) 被災者台帳の作成

災害対策基本法第90条の3に基づき、必要に応じて、個々の被災者の住家被害の状況や各種の援護の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

第7項 義援金の受入・配分〔企画・情報班〕

町は、災害が発生した場合、被災者を救援するために、町社会福祉協議会、県、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体と連携して、義援金を募集し、受入・配分を行う。

1 義援金の募集

町社会福祉協議会、県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会等と相互に連携を図りながら、義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を定め、義援金の募集に係る広報を行う。

2 義援金の受付

町社会福祉協議会、県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金会等が行う義援金受付業務に協力する。

なお、町単独で義援金を受入・配分するときは、概ね以下のとおりとする。

- (1) 義援金の受付・保管、配分に係る人材を確保し、実施体制を確立する。
- (2) 受付窓口や振込み指定口座を開設する。
- (3) 義援金の提供を受付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する。
- (4) 義援金を一時保管する。
- (5) 義援金の受付状況を取りまとめ、広報する。

3 義援金の配分

県が設置する配分委員会の方針にしたがい、配分委員会より配分される義援金を被災者へ配分する。

また、町が独自に募集した義援金の配分については、原則、配分委員会の方針に準拠するが、被災者の被害状況等を考慮し、町災害対策本部会議等で決定する。

なお、義援金の収納額や使途、配分方法については、広報紙、インターネット等で広報する。

第8項 郵政事業の特例措置〔広報収集班〕

町は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、日本郵便株式会社が実施する次のような郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策について、住民に周知する。

1 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づく、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除。

2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

郵便法第18条に基づく、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき実施される、被災地の郵便局における、被災世帯に対する、通常葉書及び郵便書簡の無償交付。

3 被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づく、被災者が差し出す郵便物の料金免除。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づく、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対して配分される、お年玉付郵便葉書等寄附金。

第4節 災害復旧・復興

町は、住民、事業者等と一体となって、各種の復旧・復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進する。

1 復旧・復興対策体制の整備 [各班]

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立する。

また、復旧・復興対策体制下において、以下の業務を適宜実施する。

- (1) 復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）の決定
- (2) 復旧・復興計画の策定
- (3) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- (4) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
- (5) 県の設立する復興基金への協力
- (6) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- (7) 被災者の生活再建の支援
- (8) 相談窓口等の運営
- (9) 民心安定上必要な広報
- (10) その他の復旧・復興対策

2 復旧・復興計画の策定 [各班]

(1) 復旧・復興に係る基本方針の策定

被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、町の復旧・復興方針を策定する。

(2) 復旧・復興計画の策定

策定した復旧・復興方針にしたがい、速やかに復旧・復興計画を策定する。

なお、地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については、速やかに公表し、周知徹底を図る。

3 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の

膨大な業務を実施する必要がある。町は、県と連携し、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

4 特定大規模災害からの復興 [各班]

特定大規模災害の場合は、必要に応じて、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に則して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

南海トラフ沿いの巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱に際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

2 計画の基本方針

本計画は、南海トラフ地震の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、県及び町による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

なお、本計画は、南海トラフ地震の特性を考慮し、以下の点に留意する。

(1) 自立した災害対応と近隣府県への支援

近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、町の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な市町村への支援を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、

現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努める。

(2) 地震防災対策の推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（中央構造線断層帯、生駒断層帯等）の被害想定は、国の南海トラフ地震の被害想定を上回っており、町内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や町有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 住民の安全な防災行動

突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、町や県がその支援を行う。

(4) 計画的かつ早急な予防対策の推進

南海トラフ沿いで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は70%~80%に達すると評価されているので、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

(5) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震では、複数の地震が数時間や数日、あるいは数年間の時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

町、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節を準用する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報に対する措置

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- (1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (2) 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路は、「第3章第1節第3項 地震情報等の把握」により定めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

ア 町や県、関係機関及び住民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自治会（自主防災組織）等の協力を得るものとする。

イ 住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

ウ 町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第2節 南海トラフ地震臨時情報に対する措置

うよう努める。

エ 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、南海トラフ法第5条第1項第1号及び令第1条の規定に基づく避難場所、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画にしたがい、必要な事業を推進する。

また、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業以外にも、地震防災上必要と認める施設等の整備に努める。

第4節 防災訓練計画等

町は、県、防災関係機関、住民（自主防災組織等）と連携して、南海トラフ地震により広域に被害が及ぶ場合においても防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練等を実施する。

1 防災訓練計画

本編第2章第3節第1項を準用して、防災訓練を実施するほか、次の点に留意した防災訓練の実施に努める。

- (1) 防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- (2) 防災訓練の実施にあたっては、可能な限り住民や自治会（自主防災組織）の参加を求め、地域防災力の向上を図る。

2 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ地震による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について防災計画を定め、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、県、防災関係機関、地域の自治会（自主防災組織）、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

1 町職員や防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

町職員や防災上重要な施設管理者を対象として、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、特に以下の事項を含む内容で研修受講等を促進し、必要な防災知識の普及に努める。

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、以下の点に留意したもの
 - ① 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ② 膨大な数の避難者の発生
 - ③ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - ④ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ⑤ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ⑥ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - ⑦ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震・津波に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災知識の普及

県や関係機関と協力して、住民一人一人の「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自助・共助の防災意識の高揚を目指し、インターネットや出前講座等により、防災知識の普及に努める。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に

関する知識

- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- (8) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次の点に留意したもの
 - ① 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - ② 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ③ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - ④ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及

学校教育を通じた防災知識の普及において、南海トラフ地震に備えて、その内容に以下の事項を含むよう配慮する。

(1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- ① 南海トラフ地震等に関する知識
- ② 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- ③ 地震発生時の緊急行動
- ④ 応急処置の方法
- ⑤ 教職員の業務分担
- ⑥ 児童等の登下校(園)時等の安全確保方法
- ⑦ 学校(園)に残留する児童等の保護方法
- ⑧ ボランティア活動
- ⑨ その他

(2) 教育・指導の方法

- ① 教育活動全体を通じた児童等への地震防災教育
- ② 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- ③ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

- ① 防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ地震は広域的かつ甚大な被害が予想されるので、町及び奈良県広域消防組合西和消防署は、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自治会（自主防災組織）、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である旨を周知し、連携を強化推進する。

1 自治会（自主防災組織）の組織率向上と活動の活性化

南海トラフ地震防災対策においては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が重要であるということから、特に次の行動を重点的に実施し自治会（自主防災組織）の災害対応能力の向上を図る。

(1) 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及

（他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など）

(2) 自治会（自主防災組織）が主体となり実施する訓練に対する支援

（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）

(3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認

（ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）

(4) 自治会（自主防災組織）同士の連携の促進

（交流会の開催、自治会（自主防災組織）連絡協議会の設立促進等）等

2 事業所の災害対応能力の向上

南海トラフ地震による事業所の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所としての協力体制も重要である。町は、これらの活動を推進するため、日頃から事業所等との情報交換や連携体制の強化に努める。

3 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等

南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害確認後、緊急消防援助隊として出動可能な隊が各消防（局）本部から出動するため、各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

また、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域的かつ甚大な被害が出ており迅速な受援を望むことが困難な状況が想定されるため、消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、常備消防力の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

南海トラフ地震が発生すると、西日本を中心に、広域的かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

町は、このような被害の発生に対して、「人命を守ること」を最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

1 建築物の耐震性の確保

(1) 住宅の耐震化促進等

本編第2章第2節第3項の2を準用して建築物災害予防対策を実施するほか、耐震セミナーの開催等により、住民に対する住宅の耐震化に関する意識啓発に努める。

(2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

本編第2章第2節第3項の3を準用して建築物災害予防対策を実施する。

(3) 非構造部材の耐震対策

本編第2章第2節第3項の1を準用して建築物災害予防対策を実施するほか、既存の公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

2 長周期地震動対策

南海トラフ地震発生時は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなる。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、国等が実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究や長周期地震動に関する対策等の最新情報の把握に努め、必要に応じて、長周期地震動対策を検討する。

3 斜面崩壊、液状化対策

本編第2章第6節第2項の1を準用して、地震災害による土砂災害防止体制の整備に努める。

また、県と連携して、液状化の危険性が高い地域を把握するとともに、液状化に関する基礎情報や大規模地震が発生したときに液状化の危険性が高まる地域などの住民への周知に努める。

液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

4 時間差発生による災害の拡大防止

県と連携して、複数の大規模な地震が数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険性について、広報するなど、住民意識の啓発に努める。

また、本編第2章第6節第2項の2を準用して、地震災害による建築物災害防止体制の整備に努めるほか、本編第2章第6節第2項の3を準用して、宅地災害防災体制の整備に努める。

5 帰宅困難者対策

南海トラフ地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になる。

このため、県と連携して、本編第2章第4節第4項の3を準用して帰宅困難者対策の推進に努める。

6 文化財保護対策

本編第2章第2節第5項に準じて、地震から文化財を保護するための被害軽減対策を強化する。

第8節 災害対策本部等の設置

町は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生するおそれがある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

また、防災関係機関は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

1 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、直ちに災害対策本部（必要に応じて現地災害対策本部）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部体制の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、上牧町災害対策本部条例（昭和37年条例第18号）、本編第3章第2節等を準用する。

3 災害応急対策要員の参集及び初動体制

南海トラフ地震発生時の災害応急対策要員（町職員）の配備体制に関しては、本編第4章第1節を準用する。

4 「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う対応

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

第9節 地震発生時の応急対策等

町は、南海トラフ地震が発生した場合は、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

1 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震に伴い発生する災害応急対策は、本編第3章、第4章を準用する。

2 資機材、人員等の配備手配

南海トラフ地震での応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な資機材、人員等の確保に努める。

(1) 資機材、人員等の調達手配

- ① 災害応急対策に必要な人員、物資、資機材を確保する。
- ② 応急救護及び被災者救護活動のために、県に対して必要な人員や物資の供給を要請する。

(2) 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- ① 地域防災計画に定める災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備に努める。
- ② 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

3 他機関に対する応援要請

南海トラフ地震での迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため行う他機関に対する応援要請は、本編第3章第10節を準用する。

第10節 支援・受援体制の整備

町は、南海トラフ地震が発生した場合は、国や他地域等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応の実施に努める。

また、町の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他地域への支援に努める。

1 広域防災体制の確立

(1) 交通状況の情報の共有化

発災後の救急輸送手段を確保するため、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、国及び県と通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努める。

(2) 輸送戦略の検討

国及び県と道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

(3) 防災活動拠点のネットワーク化

医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、国、県及び関係機関相互の連携を図りつつ、実効的なネットワークづくりを推進する。

2 遠隔市町村との連携

南海トラフ地震が発生した際に、同時に被災する可能性が少ない遠隔にある市町村（「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に規定する近畿ブロック以外の地域）と連携体制の構築に努める。

3 被災地への人的支援

県と連携して、保健師、建築、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握し、災害時における応援協定や全国町村会等からの要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

4 広域避難対策

(1) 広域避難者の受入れ体制の整備

町の被害が軽微な場合に、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行うため、県と連携して支援体制の構築に努める。

(2) 広域避難者への対応

県、他市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について対応する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

